

## 第3章 特別調査

この章では、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者に実施した質問紙調査の結果を紹介する。

### 第1節 特別調査の目的

第2章において、少年院在院者及び保護観察処分少年の統計資料に基づく検討を行ったが、生育環境の実態をより明らかにするためには、当事者を対象とする質問紙調査等を活用することが有効であると考えられる。本調査は、少年院在院者及び保護観察処分少年を対象とする質問紙調査を実施するとともに、その保護者にも調査を実施し、少年からだけでは得られにくい情報を保護者から得ることで、生育環境の実態を可能な限り具体的かつ多角的に把握することとした。

第1章「はじめに」で記載したとおり、本研究では、養育の状況や家庭の経済状況を生育環境の主要な視点として捉えている。先行研究では、養育の状況に関し、小児期逆境体験(Adverse Childhood Experiences。以下「ACE」という。)が、その後の社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適応・行動上の問題として表面化するというモデル(Felitti et al.,1998)が提唱されており、ACEを有する多くの人たちが、医療・保健福祉・司法との関わりを持つようになる可能性が高いことが示唆されている(亀岡、2019)ことから、ACEが非行少年の生育環境を探ることのできる重要な指標と考え、ACEについて調査した。さらに、もう一つの視点である経済状況について、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日策定、令和元年11月29日新大綱策定)を踏まえて内閣府や地方公共団体で行われている実態調査を参考にし、少年の家庭の経済状況を捉えるための質問項目を含めた(なお、「子供の貧困対策に関する大綱」は、令和5年秋を目途に、こども基本法(令和4年法律第77号)に基づく「こども大綱」として再編される予定である。)

このように、本調査は、養育の状況及び経済状況という視点で生育環境を捉えようとしたものである。少年のACEの有無を示すとともに、保護者による幼少期からの少年に対する関わ

りや保護者自身の経験等についても、少年のACEの状況により分析することとした。さらに、少年の日常生活、心理的状況、就学等の社会適応の状況等について、ACEの状況及び経済状況の観点から分析し、少年の心理や社会生活と生育環境との関連についての分析・考察を行うこととした。

なお、少年院在院者及び保護観察処分少年では一般的に非行の進度に違いがあるため、家庭環境（本章第3節2項）については、少年院在院者と保護観察処分少年を分けて分析を行い、家庭環境から見た少年の状況（本章第3節3項）については、保護処分の違いによる身分（少年院在院者・保護観察処分少年）別の比較を行い、両者の違いを踏まえた上で、ACE累積度別、経済状況別による分析を行うこととした。また、本調査の結果に関し、質問項目によっては、内閣府や地方公共団体等が過去に行った調査（以下「一般調査」という。）の結果との比較を行うこととした（本章第3節2項及び3項）。本調査と一般調査とでは、調査対象者の年齢が必ずしも一致しないほか、質問の内容も一部異なるところがあるなど正確な比較はできないことが前提ではあるものの、一般調査の結果を対比的に示すことで、保護処分を受けた非行少年に見られる傾向を大まかに捉えることが可能であると考えた。

本調査は、非行少年の生育環境に関する調査であるが、保護者の育て方や家庭の経済的状況が非行の原因であるという因果関係を示すことを目的としたものではない。非行少年が様々な要因によって厳しい生育環境に置かれてきたことにより、心理や社会適応に影響し、立ち直りの妨げになり得るのではないかとの問題意識に立って行ったものであり、本調査によって、非行少年を取り巻く生育環境の実態を示すとともに、非行からの立ち直りを支える方策等を検討する基礎資料を提供することを目的としている。

## 第2節 調査の概要

### 1 調査対象者

#### (1) 少年院在院者及びその保護者

少年については、男子は令和3年6月1日から同年9月30日までの間、女子は同年6月1日から同年11月30日までの間に、処遇の段階（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）が1級にあった者を調査対象者とした。その保護者（6親等以内の親族に限る。）にも、調査への協力を依頼した。日本語を理解できない者及び障害等により質問紙への回答が困難であると認められた者、本調査を受けさせることが不相当と施設が判断した者は、調査対象から除外した。調査対象の少年726人のうち、調査協力に同意した者は652人（回収率89.8%）であった。なお、本調査を受けさせることが不相当と施設が判断した者のうち、過度の被虐待経験があることを除外事由とした者は15人であった。また、調査への協力を依頼した保護者は491人であり、そのうち調査協力に同意した者は410人（回収率83.5%）であった。

#### (2) 保護観察対象者及びその保護者

少年については、男子は令和3年6月1日から同月30日までの間、女子は同年6月1日から同年11月30日までの間に新たに保護観察を開始した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者及び移送を除く。）を調査対象者とした。その保護者（6親等以内の親族に限る。）にも、調査への協力を依頼した。日本語を理解できない者及び障害等により質問紙への回答が困難であると認められた者は、調査対象から除外した。調査対象の少年567人のうち、調査協力に同意した者は280人（回収率49.4%）であった。また、調査への協力を依頼した保護者は595人であり、そのうち調査協力に同意した者は290人（回収率48.7%）であった。

### 2 調査方法

#### (1) 質問紙調査

調査対象者である少年及び保護者への質問紙の配布・回収は、少年院又は保護観察所の職員が行った。少年院在院者については、少年は少年院内の居室等で実施し、保護者は保護者会や

面会等で少年院に来院した際に実施した。保護観察対象者については、初回面接で少年と保護者が保護観察所に来所した際に調査を実施し、原則として、少年と保護者は別室で回答を求めた。なお、その場で実施することができなかった保護者に対しては、質問紙を持ち帰って回答し、後日提出するよう求めた。

質問紙の表題は「生活環境と意識に関する調査」とし、表紙に、回答は任意であること、回答の有無及び回答の内容が今後の処遇に影響しないこと及び回答は統計的に処理を行った上で公表し、個人情報外部に知られることはないことを明示した。その上で、調査協力を確認する欄を設け、「回答しない」という欄にチェックが入っていた場合は、分析から除外した。

## (2) 記録調査

調査対象者のうち質問紙調査への協力の意向を示した者について、法務省で把握している統計情報に基づき、少年院入院時又は保護観察開始時の年齢、性別、保護処分歴、非行名等の情報について抽出し、符号化を経た上で使用した。

## (3) 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の有識者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査も、同委員会の事前評価を経て実施した。調査の実施に当たっては、少年院を所管する法務省矯正局及び保護観察所を所管する法務省保護局の了解を得た上で、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して行った。

# 3 調査内容

## (1) 少年に対する調査

### ア 基本情報

学業に専念している割合や、雇用状況、家族構成を調査するため、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)を参考に、現在(少年院在院者は、少年院に入院する前)の身分(中学生、高校生、就労している等)、雇用形態及び同居者について、回答を求めた。

### イ 生活環境

基本的な生活習慣、所有・経験に関するはく奪状況、ヤングケアラーへの該当の有無、経験の

広がり及び養育状況等を調査するため、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)及び和歌山県の「子供の生活実態調査結果報告書」(2019)を参考に、食事の頻度、持ち物(新しい洋服、スマートフォン又はタブレット等)、日常の過ごし方(ゲームをするための時間や、家事、兄弟姉妹の世話や家族の介護をするための時間等)、学校や職場・地域での趣味のサークルやボランティア等への参加状況、小学生の頃の養育者及び家族との経験(小さいころに本や絵本を読んでもらう、図書館に行く等)について、回答を求めた。

## ウ 学習環境

学習環境・習慣、授業の理解度等を調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)及び東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)を参考に、どのように勉強していたか(自分で勉強した、塾で勉強した等)、1日当たりの勉強時間及び学校の授業が分からないことがあったか等について、回答を求めた。

なお、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)において策定された調査項目案を用いて試行的に実施された「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」(2021)の結果と比較するため、同調査が中学2年生を対象として実施されたことを踏まえ、「中学2年生の頃」に限定し、それぞれの学習環境について、回答を求めた。

## エ ACE

ACEは、多くの先行研究において、心身の健康やハイリスク行動に影響することが指摘されている(例えば、Felitti et al., 1998)ことから、ACEの状況を調査するため、「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」等の12項目について、回答を求めた。

## オ 心理的側面

自身の行動や結果の原因を内的要因(自己)と外的要因(他者)のいずれと捉えるか、ネガティブな出来事から回復する力をどの程度有しているか、自身の過去・現在・未来のつながりをどの程度実感して持っているかという三つの観点から心理的側面を調査するため、Locus of Control尺度(鎌原他、1982)、精神的回復力尺度(小塩他、2002)及び時間的連続性尺度(石井、2015)の質問項目の一部を使用して、それぞれ回答を求めた。

なお、各尺度のうち使用した質問項目は、各尺度に対する因子負荷の値が高いものから選択

した。

## カ 社会的つながり

他者との関わり方及び支援に関する希望を調査するため、内閣府の「子供・若者の意識に関する調査」(2020)を参考に、ソーシャルサポートの状況及び支援に関するニーズについて、回答を求めた。

## (2) 保護者に対する調査

### ア 基本情報

少年との関係等の基本情報及び家庭の生活状況を調査するため、少年との続柄、世帯人数、家族構成及び家庭で使用している言語について、回答を求めた。

### イ 養育の状況

少年が幼少の頃の保護者の関わり方や保護者の子育てに関する気持ちを調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)を参考に、幼児期の教育、少年との関わり方(テレビ・ゲーム・インターネットの視聴時間等のルールを決めていた、子供に本や新聞を読むように勧めていた等)、少年の進学の見通し及び子育てに関する主観的経験(つらかったこと及びうれしかったこと)について、回答を求めた。

### ウ 保護者自身の状況

保護者自身の経験や幼少期の生活状況、学歴、精神状況、ソーシャルサポートの有無等を調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)及び国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合いに関する調査報告書」(2019)を参考に、親になった年齢、親になってからの経験(夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった、子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった等)、家庭の経済状況、保護者自身の学歴、保護者自身の精神状況、援助してくれる人等について、回答を求めた。

### エ 家庭の経済状況

養育環境、保護者の就労状況、経済的な困窮状況等を調査するため、内閣府の「子供の貧困

実態調査に関する研究報告書」(2020)、東京都の「子供の生活実態調査報告書」(2017)を参考に、保護者の婚姻状況、就労状況、世帯収入、滞納・欠乏の状況(お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあった等)、経験に関するはく奪状況(「毎月お小遣いを渡す」等につき「経済的にできない」に該当するか)等について、回答を求めた。

## オ 支援の利用状況

保護者の支援に関するニーズを調査するため、内閣府の「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(2020)を参考に、就学援助及び生活保護等の支援の利用状況のほか、どのような支援があればよいと思うかについて、回答を求めた。

## 4 分析方法

分析においては、少年のみ回答が得られた者及び保護者のみ回答が得られた者を除外し、少年・保護者共に回答が得られ、双方を対応させることが可能であった者を分析対象者とした。その結果、分析対象者は、579人(少年院在院者335人、保護観察処分少年244人)であった。なお、調査項目によって、回答に不備があった者を分析から除外したため、回答している実人員が異なる場合や、重複計上のため、一人当たりの回答数が異なる調査項目がある。

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析により、必要に応じて各項においてその他の分析を行った。クロス集計表による分析では、主に $\chi^2$ 検定を行い、度数が少ないなどの理由でこれが適さない場合は、Fisherの正確確率検定(自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。)を実施した。分析に当たっては、IBM SPSS Statistics 26(一部の項目については統計分析フリーソフト「R」)を使用し、有意水準は5%に設定した。

## 第3節 調査の結果

### 1 少年の属性等

#### (1) 少年の性別、年齢、保護処分歴及び非行名

調査対象である少年の性別、年齢、保護処分歴及び非行名は、3-3-1-1表のとおりである。少年の女子比は、総数では25.2%のところ、保護観察処分少年の女子比（43.9%）は、少年院在院者の女子比（11.6%）よりも高かった。少年の年齢は、単純に平均すると17.6歳であり、中央値は18.0歳であった。少年院在院者の61.2%が保護処分歴を有するのに対し、保護観察処分少年において保護処分歴を有する者は、14.3%であった。非行名は、窃盗（129人）が最も多く、次いで、傷害・暴行（100人）、道路交通法違反（71人）の順であった。

3-3-1-1表 少年の属性・非行名

属性・非行名	区分	総数	少年院在院者	保護観察処分少年
総数		579 (100.0)	335 (100.0)	244 (100.0)
性別	男子	433 (74.8)	296 (88.4)	137 (56.1)
	女子	146 (25.2)	39 (11.6)	107 (43.9)
年齢	13歳	2 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.4)
	14歳	18 (3.1)	13 (3.9)	5 (2.0)
	15歳	37 (6.4)	21 (6.3)	16 (6.6)
	16歳	75 (13.0)	46 (13.7)	29 (11.9)
	17歳	115 (19.9)	78 (23.3)	37 (15.2)
	18歳	120 (20.7)	73 (21.8)	47 (19.3)
	19歳	212 (36.6)	103 (30.7)	109 (44.7)
保護処分歴	少年院送致	53 (9.2)	50 (14.9)	3 (1.2)
	保護観察	177 (30.6)	149 (44.5)	28 (11.5)
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	10 (1.7)	6 (1.8)	4 (1.6)
	なし	339 (58.5)	130 (38.8)	209 (85.7)

刑 法 犯 総 数	381	(65.8)	256	(76.4)	125	(51.2)
公 務 執 行 妨 害	3	(0.5)	1	(0.3)	2	(0.8)
放 火	2	(0.3)	2	(0.6)	-	
住 居 侵 入	6	(1.0)	1	(0.3)	5	(2.0)
強制性交等・強制わいせつ	25	(4.3)	21	(6.3)	4	(1.6)
殺 人	3	(0.5)	3	(0.9)	-	
傷 害 ・ 暴 行	100	(17.3)	73	(21.8)	27	(11.1)
脅 迫	3	(0.5)	2	(0.6)	1	(0.4)
窃 盗	129	(22.3)	71	(21.2)	58	(23.8)
強 盗	29	(5.0)	29	(8.7)	-	
詐 欺	42	(7.3)	29	(8.7)	13	(5.3)
恐 喝	19	(3.3)	12	(3.6)	7	(2.9)
そ の 他	20	(3.5)	12	(3.6)	8	(3.3)
危険運転致死傷	2	(0.3)	1	(0.3)	1	(0.4)
過失運転致死傷等	38	(6.6)	7	(2.1)	31	(12.7)
特 別 法 犯 総 数	146	(25.2)	62	(18.5)	84	(34.4)
銃砲刀剣類所持等取締法	3	(0.5)	2	(0.6)	1	(0.4)
児 童 福 祉 法	3	(0.5)	3	(0.9)	-	
麻薬及び向精神薬取締法	6	(1.0)	4	(1.2)	2	(0.8)
覚 醒 剤 取 締 法	10	(1.7)	8	(2.4)	2	(0.8)
道 路 交 通 法	71	(12.3)	23	(6.9)	48	(19.7)
大 麻 取 締 法	19	(3.3)	…		19	(7.8)
そ の 他	34	(5.9)	22	(6.6)	12	(4.9)
△ 犯	12	(2.1)	9	(2.7)	3	(1.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「年齢」は、少年院在院者は少年院入院時の年齢、保護観察処分少年は保護観察開始時の年齢による。

3 「保護処分歴」は、複数有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設・児童養護施設送致」に計上している。

4 複数の非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの（△犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。）に計上している。

5 少年院在院者の「特別法犯」の「その他」は、大麻取締法を含む。

6 ( ) 内は、属性・非行名の総数又は少年の身分別の人員における構成比である。

(2) 少年との関係

保護者に対する調査

Q お子さんとあなたとの関係は、次のどれにあたりますか。

お子さんからみた続柄で、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 父親                      2 母親                      3 義(養)父              4 義(養)母  
5 祖父母                    6 その他の親族

3-3-1-2表は、保護者について、少年から見た関係を示したものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「母親」が最も多く、次いで、「父親」、「祖父母」の順であった。

**3-3-1-2表**      保護者に対する調査 少年との関係

身分	総数	父親	母親	義(養)父	義(養)母	祖父母	その他の親族
少年院在院者	324 (100.0)	49 (15.1)	262 (80.9)	2 (0.6)	2 (0.6)	6 (1.9)	3 (0.9)
保護観察処分少年	240 (100.0)	54 (22.5)	175 (72.9)	2 (0.8)	1 (0.4)	7 (2.9)	1 (0.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 少年との関係が不詳の者を除く。  
3 ( ) 内は、少年の身分別の構成比である。

### (3) 同居家族

#### 少年に対する調査

Q 現在、あなたは誰と住んでいますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

単身赴任などで一時的に別居している方も含めてください。また、親と配偶者・パートナー以外の場合は、その人数もご記入ください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 ひとり暮らし(寮を含む) 2 父親 3 母親 4 配偶者(事実婚を含む)  
5 パートナー 6 祖父( 人) 7 祖母( 人) 8 兄( 人)  
9 弟( 人) 10 姉( 人) 11 妹( 人) 12 自分の子供( 人)  
13 それ以外の親族( 人) 14 友達( 人) 15 その他(具体的に )

#### 保護者に対する調査

Q① お子さんと同居しているご家族の人数を教えてください(あなたとお子さんも含みます。)。単身赴任しているご家族も含めてください。

( )人

Q② Q①で回答した「ご家族」には、お子さんから見てどの関係の方が含まれますか。  
あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 父親 2 母親 3 祖父母 4 兄弟姉妹 5 その他

3-3-1-3表は、本件調査時点(少年院在院者にあつては、少年院入院前)における少年の同居人に関する少年の回答であり、3-3-1-4表は、少年の同居人に関する保護者の回答を示したものである。

3-3-1-3表 少年に対する調査 同居人

同居人	総 数	少年院在院者	保護観察処分少年
総 数	573 (100.0)	330 (100.0)	243 (100.0)
一人暮らし(寮を含む)	39 (6.8)	23 (7.0)	16 (6.6)
父 親	282 (49.2)	147 (44.5)	135 (55.6)
母 親	436 (76.1)	241 (73.0)	195 (80.2)
配偶者(事実婚を含む)	9 (1.6)	6 (1.8)	3 (1.2)
パ ー ト ナ ー	11 (1.9)	7 (2.1)	4 (1.6)
祖 父	48 (8.4)	26 (7.9)	22 (9.1)
祖 母	85 (14.8)	43 (13.0)	42 (17.3)
兄	117 (20.4)	66 (20.0)	51 (21.0)
弟	149 (26.0)	87 (26.4)	62 (25.5)
姉	90 (15.7)	57 (17.3)	33 (13.6)
妹	133 (23.2)	80 (24.2)	53 (21.8)
自 分 の 子 供	11 (1.9)	8 (2.4)	3 (1.2)
それ以外の親族	16 (2.8)	10 (3.0)	6 (2.5)
友 達	12 (2.1)	11 (3.3)	1 (0.4)
そ の 他	42 (7.3)	29 (8.8)	13 (5.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 同居人が不詳の者を除く。  
 3 ( )内は、それぞれの回答者に占める割合(重複計上による。)である。

3-3-1-4表

保護者に対する調査 少年の同居人の人数、同居人

① 人数

同居人の人数	総 数		少年院在院者		保護観察処分少年	
総 数	558	(100.0)	329	(100.0)	229	(100.0)
1 人	7	(1.3)	4	(1.2)	3	(1.3)
2 人	75	(13.4)	51	(15.5)	24	(10.5)
3 人	128	(22.9)	75	(22.8)	53	(23.1)
4 人	152	(27.2)	83	(25.2)	69	(30.1)
5 人	109	(19.5)	57	(17.3)	52	(22.7)
6 人	53	(9.5)	40	(12.2)	13	(5.7)
7 人	21	(3.8)	16	(4.9)	5	(2.2)
8 人	8	(1.4)	1	(0.3)	7	(3.1)
9 人	1	(0.2)	-		1	(0.4)
10 人	3	(0.5)	1	(0.3)	2	(0.9)
11 人	1	(0.2)	1	(0.3)	-	

② 同居人

同居人	総 数		少年院在院者		保護観察処分少年	
総 数	579	(100.0)	335	(100.0)	244	(100.0)
父 親	286	(49.4)	160	(47.8)	126	(51.6)
母 親	415	(71.7)	242	(72.2)	173	(70.9)
祖 父 母	95	(16.4)	48	(14.3)	47	(19.3)
兄 弟 姉 妹	375	(64.8)	231	(69.0)	144	(59.0)
そ の 他	51	(8.8)	29	(8.7)	22	(9.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①は、同居人の人数が不詳の者を除く。  
 3 同居人の人数は、少年本人を含む。  
 4 ( )内は、①は、総数又は身分別の人員における構成比であり、②は、それぞれの回答者に占める割合（重複計上による。）である。

(4) 保護者の婚姻状況

保護者に対する調査

Q あなたの婚姻状況を教えてください。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 結婚している（再婚や事実婚を含む。）    2 離婚    3 死別    4 未婚  
 5 いない、わからない

3-3-1-5表は、保護者の婚姻状況を示したものである。

**3-3-1-5表 保護者に対する調査 保護者の婚姻状況**

身分	総数	結婚している	離婚	死別	未婚
少年院在院者	315 (100.0)	164 (52.1)	139 (44.1)	6 (1.9)	6 (1.9)
保護観察処分少年	240 (100.0)	144 (60.0)	84 (35.0)	4 (1.7)	8 (3.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 3 「結婚している」は、再婚及び事実婚を含む。  
 4 ( )内は、少年の身分別の人員における構成比である。

**(5) 家庭で使用している言語**

**保護者に対する調査**

Q ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。  
 あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 日本語のみを使用している
- 2 日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い
- 3 日本語以外の言語を使うことが多い

3-3-1-6表は、家庭で使用している言語に関する保護者の回答を示したものである。

**3-3-1-6表 保護者に対する調査 家庭で使用している言語**

身分	総数	日本語のみ使用	日本語以外も使用 (日本語の方が多い)	日本語以外を使用 することが多い
少年院在院者	334 (100.0)	320 (95.8)	12 (3.6)	2 (0.6)
保護観察処分少年	243 (100.0)	231 (95.1)	11 (4.5)	1 (0.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 家庭で使用している言語が不詳の者を除く。  
 3 ( )内は、少年の身分別の人員における構成比である。

(6) 住居の種類

保護者に対する調査

Q あなたの住居は、次のどれにあてはまりますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| 1 持ち家（親・きょうだいの名義を含む）   | 2 県営・市町村営の住宅 |
| 3 都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅 | 4 民間の賃貸住宅    |
| 5 官舎・社宅                | 6 その他        |

3-3-1-7表は、保護者の住居の種類を示したものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「持ち家」が最も多く、次いで、「民間の賃貸住宅」、「県営・市町村営の住宅」の順であった。

3-3-1-7表

保護者に対する調査 住居の種類

身分	総数	持ち家	県営・市町村営の住宅	都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅	民間の賃貸住宅	官舎・社宅	その他
少年院在院者	324 (100.0)	169 (52.2)	35 (10.8)	8 (2.5)	104 (32.1)	1 (0.3)	7 (2.2)
保護観察処分少年	244 (100.0)	147 (60.2)	23 (9.4)	6 (2.5)	64 (26.2)	1 (0.4)	3 (1.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 住居の種類が不詳の者を除く。  
 3 「持ち家」は、親・兄弟姉妹の名義を含む。  
 4 ( ) 内は、少年の身分別の人員における構成比である。

2 家庭環境

ここでは、ACEの状況、養育の状況、保護者の状況及び経済状況について、見ていくこととする。まず、ACEの状況について、身分別に分析し（(1) 参照）、養育の状況（(2) 参照）及び保護者の状況（(3) 参照）について、身分別・ACE累積度別に分析を行った。続いて、経済状況について、身分別に分析し（(4) 参照）、ACEと経済状況との関連を分析した（(5) 参照）。

(1) 小児期逆境体験の経験の有無

少年に対する調査			
Q あなたの18歳まで(18歳未満の人は現在の年齢まで)の経験についておたずねします。 あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。			
ア 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	1	はい	2 いいえ
イ 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	1	はい	2 いいえ
ウ 家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた	1	はい	2 いいえ
エ 家庭内に、自殺を試みた人がいた	1	はい	2 いいえ
オ 親が亡くなったり離婚したりした	1	はい	2 いいえ
カ 家庭内に、刑務所に服役している人がいた	1	はい	2 いいえ
キ 母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた(例:叩かれる、物を投げ付けられる、蹴られる、殴られるなど)	1	はい	2 いいえ
ク 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった(例:必要なときに医者に連れていってもらえなかった、食べ物を十分に与えられなかった)	1	はい	2 いいえ
ケ 家族から、十分に気に掛けてもらえなかった(例:大切にされなかった、愛情をそそがれなかった)	1	はい	2 いいえ
コ 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた(例:叩かれる、物を投げ付けられる、けがをするくらい強く殴られる)	1 1回から 数回ある	2 繰り返し ある	3 ない
サ 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた(例:侮辱される、けなされる、脅される)	1 1回から 数回ある	2 繰り返し ある	3 ない
シ 家族から、性的な暴力を受けた(例:身体を性的に触られる、性器を触るよう強要される、セックスをするよう強要される)	1 1回から 数回ある	2 繰り返し ある	3 ない

上記質問は、少年を調査対象者として、ACEの有無を調査したものであり、その結果を見ると、3-3-2-1表のとおりである。質問項目アからケについて、Fisherの正確確率検定の結果、質問項目エ「家庭内に、自殺を試みた人がいた」を除いた全ての項目で、少年院在院者と保護観察処分少年の間に有意な差が見られ、少年院在院者は、保護観察処分少年よりも「該当あり」が多かった。

質問項目コからシについて、 $\chi^2$ 検定の結果、質問項目シ「家族から、性的な暴力を受けた」を除いたいずれの項目でも、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「該当あり（1回から数回）」及び「該当あり（繰り返し）」が多く、「該当なし」が少ない傾向が見られた一方、保護観察処分少年は、逆であった。

なお、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」（法務総合研究所、2020）では、薬物事犯受刑者を対象としてACEの状況について調査している。薬物事犯に限定した結果であることに留意は必要であるが、本調査の結果と比較すると、薬物事犯受刑者・本調査の対象者共に、質問項目オ「親が亡くなったり離婚したりした」の該当率が最も高いことが一致していた一方、薬物事犯受刑者では、次いで、質問項目サ「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」、質問項目コ「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の順に該当率が高かったのに対し、本調査の対象者では、質問項目コ、質問項目サの順に該当率が高かった。また、本調査の対象者は、薬物事犯受刑者より、質問項目コ及びサのほか、質問項目ウ「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかっていたりしている人がいた」の該当率が高いという傾向が見られた。

3-3-2-1表

少年に対する調査 小児期逆境体験の経験の有無

項目	区分	総数	少年院 入院者	保護観察 処分少年	統計値
ア 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	該当あり	77 (13.6)	57 (17.2)	20 (8.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.003$
	該当なし	491 (86.4)	274 (82.8)	217 (91.6)	
イ 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	該当あり	43 (7.6)	38 (11.5)	5 (2.1)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該当なし	525 (92.4)	293 (88.5)	232 (97.9)	
ウ 家庭内に、うつになったり、心の病にかかったりしている人がいた	該当あり	122 (21.4)	93 (28.0)	29 (12.2)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該当なし	448 (78.6)	239 (72.0)	209 (87.8)	
エ 家庭内に、自殺を試みた人がいた	該当あり	63 (11.1)	43 (13.0)	20 (8.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.104$
	該当なし	507 (88.9)	289 (87.0)	218 (91.6)	
オ 親が亡くなったり離婚したりした	該当あり	300 (52.9)	201 (60.9)	99 (41.8)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該当なし	267 (47.1)	129 (39.1)	138 (58.2)	
カ 家庭内に、刑務所に服役している人がいた	該当あり	27 (4.8)	22 (6.7)	5 (2.1)	Fisherの正確確率検定 $p=.015$
	該当なし	535 (95.2)	304 (93.3)	231 (97.9)	
キ 母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた	該当あり	132 (23.2)	110 (33.2)	22 (9.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該当なし	436 (76.8)	221 (66.8)	215 (90.7)	
ク 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった	該当あり	40 (7.0)	34 (10.2)	6 (2.5)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該当なし	529 (93.0)	298 (89.8)	231 (97.5)	
ケ 家族から、十分に気に掛けてもらえなかった	該当あり	77 (13.6)	62 (18.7)	15 (6.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	該当なし	491 (86.4)	269 (81.3)	222 (93.7)	
コ 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	130 (22.8)	104 (31.2)	26 (11.0)	$\chi^2(2)=115.164$ 、 $p<.001$
	該当あり (繰り返し)	121 (21.2)	105 (31.5)	16 (6.8)	
	該当なし	319 (56.0)	124 (37.2)	195 (82.3)	
サ 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	89 (15.7)	66 (19.9)	23 (9.7)	$\chi^2(2)=52.065$ 、 $p<.001$
	該当あり (繰り返し)	105 (18.5)	87 (26.2)	18 (7.6)	
	該当なし	374 (65.8)	179 (53.9)	195 (82.6)	
シ 家族から、性的な暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	6 (1.1)	3 (0.9)	3 (1.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.372$
	該当あり (繰り返し)	3 (0.5)	3 (0.9)	-	
	該当なし	556 (98.4)	322 (98.2)	234 (98.7)	

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

分析に先立って、国内における先行研究を概観すると、松浦他(2007)及び松浦・橋本(2007)において、少年院在院者を対象としたACEに関する調査を行っている。松浦他(2007)では、ACEの主要な9項目について調査しており、4か所の男子少年院の在院者及び一般の高校生(男性)を対象として調査を実施し、ACE該当数が0項目の者が、少年院在院者では31.3%~37.1%であった一方、一般の高校生では89.3%であり、ACE該当数が4項目以上の者が、少年院在院者では11.4%~16.4%であった一方、一般の高校生では0.9%であったことが示されている。松浦・橋本(2007)でも、女子少年院の在院者及び一般の高校生(女性)を対象とした同様の調査において、ACE該当数が0項目の者が、少年院在院者では32.9%であった一方、一般の高校生では88.1%であり、ACE該当数が4項目以上の者が、少年院在院者では17.1%であった一方、一般の高校生では0.5%であったことが示されている。

本調査の対象者においても、同様の傾向が見られるかを確認するため、松浦他(2007)の定義に基づき、質問項目アとイ、ウとエ、クとケをそれぞれまとめ、いずれかに該当した場合に1項目とした。

調査対象者のACE該当数は、少年院在院者につき、0項目が44人(13.8%)、1項目が56人(17.5%)、2項目が57人(17.8%)、3項目が49人(15.3%)、4項目が43人(13.4%)、5項目が39人(12.2%)、6項目が20人(6.3%)、7項目が6人(1.9%)、8項目が6人(1.9%)であり、9項目はいなかった。保護観察処分少年につき、0項目が101人(43.5%)、1項目が69人(29.7%)、2項目が26人(11.2%)、3項目が13人(5.6%)、4項目が9人(3.9%)、5項目が9人(3.9%)、6項目が5人(2.2%)であり、7項目以上はいなかった。ACE該当数の平均値は、調査対象者全体では2.11(±1.98)項目であり、少年院在院者では2.79(±2.01)項目、保護観察処分少年では1.17(±1.50)項目であった。

9項目のうちの該当数によってACE累積度を評定することとし、先行研究(Felitti et al., 1998)を参考に、ACE該当数が4項目以上の者をACE重篤、1~3項目の者をACE中程度、0項目の者をACEなしとしたところ、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしに該当する者は、調査対象者全体では、それぞれ137人(24.8%)、270人(48.9%)、145人(26.3%)であり、少年院在院者では、それぞれ114人(35.6%)、162人(50.6%)、44人(13.8%)、保護観察処分少年では、それぞれ23人(9.9%)、108人(46.6%)、101人(43.5%)であった。

## (2) 養育の状況

### ア 幼少期の養育者

#### 少年に対する調査

Q あなたが小学生の頃、誰があなたの生活の面倒を見てくれていましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 両親
- 2 父親（母親とは死別）
- 3 父親（母親とは離別）
- 4 母親（父親とは死別）
- 5 母親（父親とは離別）
- 6 祖父母
- 7 その他（両親・祖父母以外の親戚、施設など）
- 8 わからない

※離別とは、父母の離婚など、何らかの事情で母親又は父親がいなかったことを指します。

上記質問は、少年を調査対象者とし、幼少期の養育者を調査したものである。その結果を見ると、3-3-2-2図のとおりであり、単純に比較すると、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、ACEなしは、「両親」が9割以上占める一方、ACE重篤及びACE中程度は、「両親」の構成比が低かった。

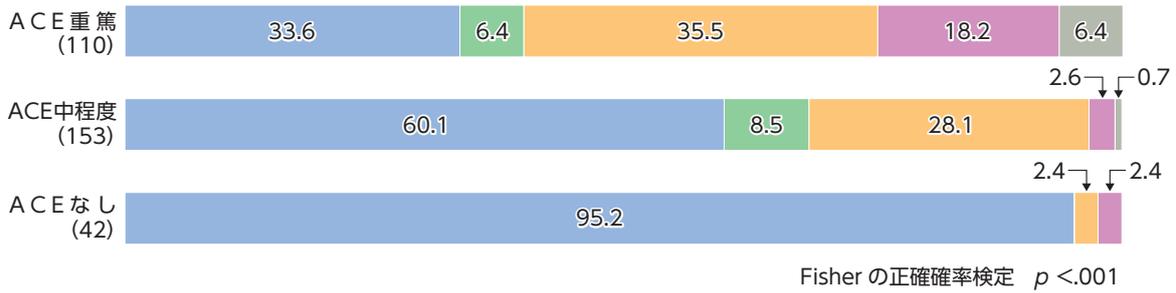
$\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者のACE重篤は、「両親」の構成比が低い一方、「母親」、「祖父母」、「その他」の構成比が高い傾向が見られ、ACE中程度は、「祖父母」、「その他」の構成比が低い傾向、ACEなしは、「両親」の構成比が高い一方、「母親」の構成比が低い傾向が見られた。保護観察処分少年のACE重篤は、「父親」の構成比が高い傾向が見られ、ACE中程度は、「両親」の構成比が低い一方、「母親」、「祖父母」の構成比が高い傾向、ACEなしは、「両親」の構成比が高い一方、「父親」、「母親」、「祖父母」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-2図 少年に対する調査 幼少期の養育者

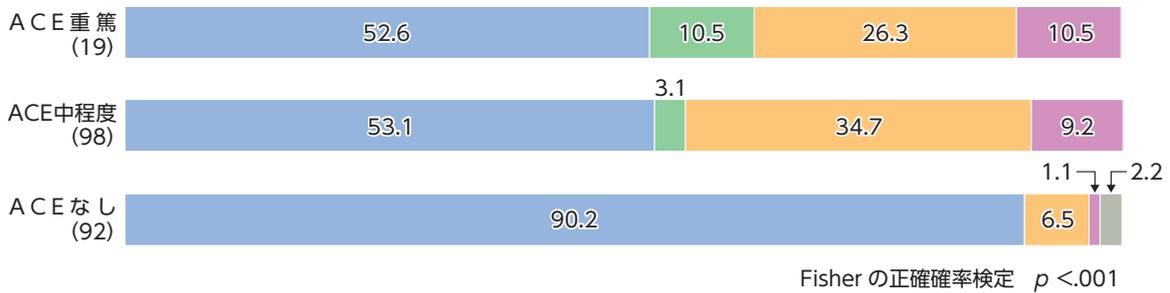


② 身分別

ア 少年院在院者



イ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 幼少期の養育者が不詳の者を除く。  
 3 「父親」及び「母親」は、母親又は父親と死別及び離別したものである。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## イ 幼児期の教育

### 保護者に対する調査

Q① お子さんが0～2歳の間に通っていた教育・保育施設等で主なもの（期間が長いもの）について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 認可保育所・認定こども園
- 2 その他の教育・保育等の施設
- 3 親・親族以外の個人
- 4 もっぱら親・親族が面倒を見ていた

Q② お子さんが3～5歳の間に通っていた教育・保育施設等で主なもの（期間が長いもの）について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 幼稚園・認可保育所・認定こども園
- 2 その他の教育・保育等の施設
- 3 親・親族以外の個人
- 4 もっぱら親・親族が面倒を見ていた

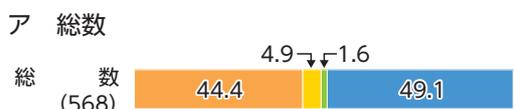
上記各質問は、保護者を調査対象者とし、幼児期（①0～2歳の間、②3～5歳の間）における少年の教育について調査したものであり、その結果を見ると、**3-3-2-3図**のとおりである。なお、内閣府の「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」（2021）（以下「内閣府調査」という。）における「子供が0～2歳の時に通っていた教育・保育施設等」についての保護者への調査の結果は、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が60.7%、「認可保育所・認定こども園」が31.8%、「その他の教育・保育等の施設」が4.8%であった。内閣府調査の調査対象は、調査時点で中学2年の子供を持つ保護者であり、本調査の調査対象は、少年の年齢が中学2年に限定されていない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べて「認可保育所・認定こども園」が高く、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が低い傾向が見られた。内閣府調査における「子供が3～5歳の時に通っていた教育・保育施設等」についての保護者への調査の結果は、「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が94.4%、「そ

の他の教育・保育等の施設」が3.5%、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が1.3%であり、本調査の対象者と一般調査の結果において大きな違いは見られなかった。

身分別に単純に比較すると、0～2歳の間における少年の教育について、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、ACEなしは、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」の構成比が高い傾向が見られたが、 $\chi^2$ 検定の結果、いずれの項目についても有意な差が見られなかった。

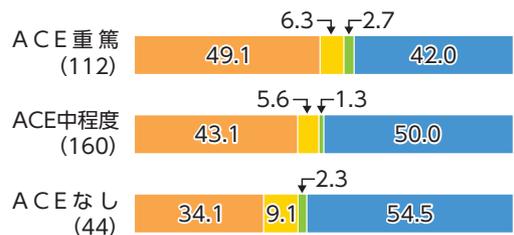
### 3-3-2-3図 保護者に対する調査 幼児期の教育

#### ① 少年が0～2歳の間に通っていた主な教育・保育施設等



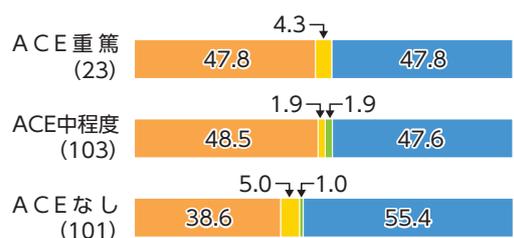
#### イ 身分別

##### (ア) 少年院在院者

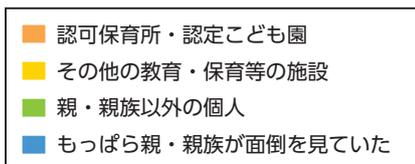


Fisherの正確確率検定  $p = .517$

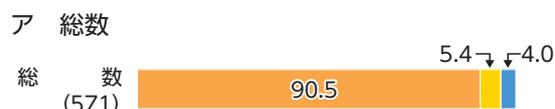
##### (イ) 保護観察処分少年



Fisherの正確確率検定  $p = .639$

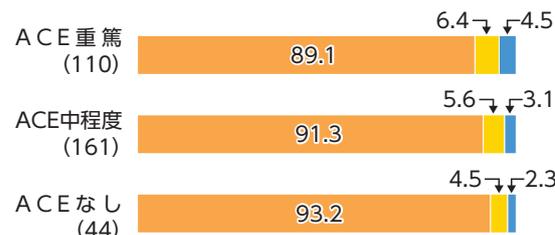


#### ② 少年が3～5歳の間に通っていた主な教育・保育施設等



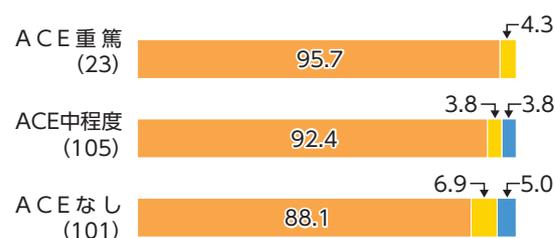
#### イ 身分別

##### (ア) 少年院在院者

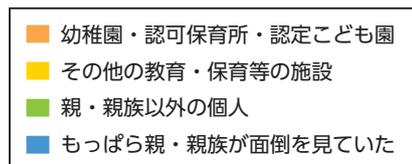


Fisherの正確確率検定  $p = .950$

##### (イ) 保護観察処分少年



Fisherの正確確率検定  $p = .779$



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 幼児期の教育が不詳の者を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

ウ 子供との関わり方

保護者に対する調査				
Q お子さんが中学2年頃までのお子さんとの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。				
それぞれについて、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。				
	あてはまる	あてはまる どちらかといえば、	あてはまらない どちらかといえば、	あてはまらない
ア テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めていた	1	2	3	4
イ お子さんに本や新聞を読むように勧めていた	1	2	3	4
ウ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	1	2	3	4
エ お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれた	1	2	3	4

上記質問は、保護者を調査対象者とし、子供との関わり方について調査したものである。各項目について、「あてはまる」及び「どちらかといえば、あてはまる」を合計した者の構成比を見ると、3-3-2-4図のとおりである。内閣府調査における「子供との関わり方」についての保護者への調査の結果を見ると、「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」を合計した構成比は、「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めているか」については62.1%、「子供に本や新聞を読むように勧めているか」については60.3%、「子供が小さいころに絵本の読み聞かせをしたか」については78.2%、「子供から勉強や成績のことについて話をしてくれるか」については78.4%であった。内閣府調査の調査対象となる子供と本調査の調査対象となる少年は年齢層が一致しないほか、内閣府調査は「子供が小さいころに

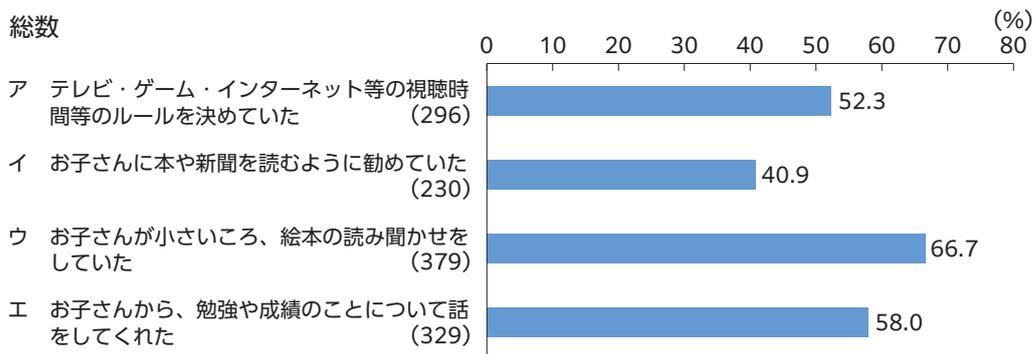
絵本の読み聞かせをしたか」を除き調査時点の関わり方を尋ねるものであるのに対し、本調査は「ウ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた」を除き中学2年頃までの関わり方を尋ねるものであるなど設問に違いがあることに留意する必要があるが、本調査の対象者は、一般の子供と比べ、いずれの項目（それぞれ52.3%、40.9%、66.7%、58.0%）も低い傾向がうかがえた。

身分別で単純に比較すると、少年院在院者は、いずれの項目もACEなしにおいて構成比が高い傾向が見られるなど、ACEなしの保護者は、積極的に家庭内でのルールの取り決めをしたり、子供とのコミュニケーションをとっていたと認識している傾向が見られたが、 $\chi^2$ 検定の結果、いずれの項目についても有意な差が見られなかった。

3-3-2-4図

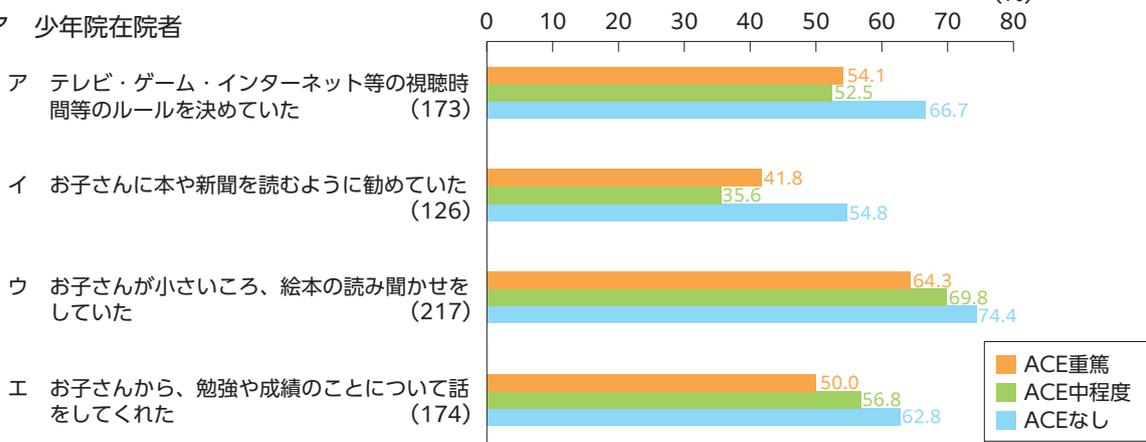
保護者に対する調査 子供との関わり方

① 総数

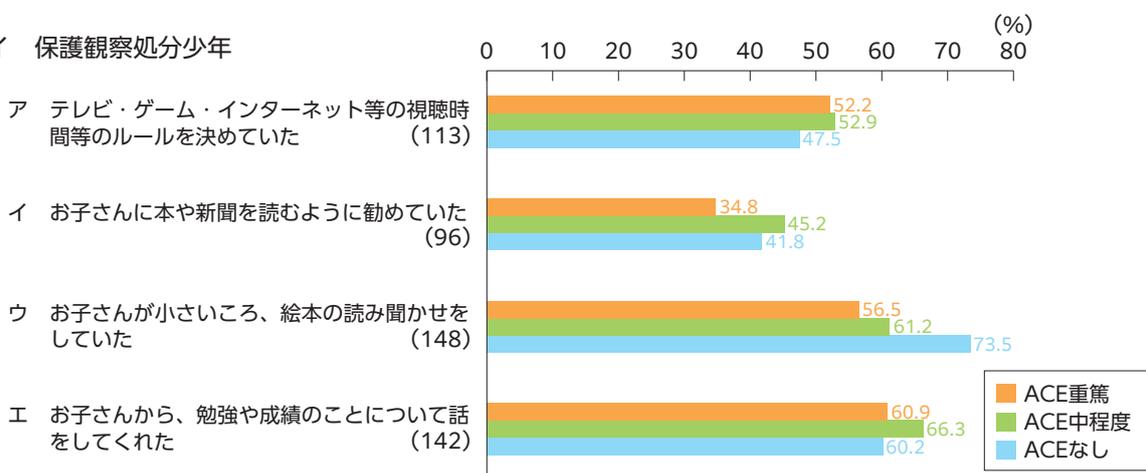


② 身分別

ア 少年院在院者



イ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 子供との関わり方の各項目が不詳の者を除く。  
 3 各項目について、「あてはまる」及び「どちらかといえば、あてはまる」を合計した者の構成比である。  
 4 \*\*\*は $p<.001$ 、\*\*は $p<.01$ 、\*は $p<.05$ を示す。 $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率である。  
 5 ( )内は、各項目について、「あてはまる」及び「どちらかといえば、あてはまる」を合計した者の実人員である。

## エ 子育てに対する気持ち

### 保護者に対する調査

- Q 子育ての中で、最も辛かったことはどのようなことですか。  
 また、反対に、最も嬉しかったことはどのようなことですか。  
 それらはいつのことですか。  
 回答欄に自由に記入してください。

辛かったこと	
いつごろ	

嬉しかったこと	
いつごろ	

上記質問は、保護者を調査対象者とし、子育てに対する気持ちを調査したものであり、子育て中の最もつらかったこと及び最もうれしかったこと並びにそれらの時期について、自由記述で調査したものである。回答内容は多岐にわたるが、「辛かったこと」では、「学校」、「事件」及び「父親」等の単語が含まれる回答が多くあり、「嬉しかったこと」では、「プレゼント」、「高校」及び「成長」等の単語が含まれる回答が多くあった。3-3-2-5表①は、上記のとおり、「辛かったこと」及び「嬉しかったこと」の各回答中に多く含まれていた単語について、形態素解析エンジンを用い、同一単語が5回以上登場したものを、日常生活の各局面や出来事等に付けて一定の類型化をするとともに主な回答を列挙したものであり、3-3-2-5表②③は、上記類型ごとの該当数及び構成比を見たものである。

総数について、「その他」を除き回答の該当率が高かった上位3項目を見ると、「辛かったこと」は、「子供の非行に関すること」、「学校に関すること」、「家庭に関すること」であり、「嬉しかったこと」は、「部活・スポーツに関すること」、「子供の誕生・健康・成長に関すること」、

「子供の話・言葉に関すること」であった。

$\chi^2$ 検定の結果、少年院在院者の「辛かったこと」では「子供の育てにくさに関すること」、「嬉しかったこと」では「子供の誕生・健康・成長に関すること」及び「部活・スポーツに関すること」について、有意な差が見られた。これらについて、調整済み残差を見ると、「子供の育てにくさに関すること」では、ACE重篤の構成比が高く、ACE中程度の構成比が低い傾向が、「子供の誕生・健康・成長に関すること」では、ACE中程度の構成比が高い傾向が、「部活・スポーツに関すること」では、ACE中程度の構成比が高く、ACE重篤の構成比が低い傾向が見られた。保護観察処分少年は、「辛かったこと」では「子供の非行に関すること」、「嬉しかったこと」では「子供の話・言葉に関すること」について、それぞれ有意な差が見られた。これらについて、調整済み残差を見ると、「子供の非行に関すること」では、ACE重篤の構成比が高い傾向が、「子供の話・言葉に関すること」では、ACE中程度の構成比が低い傾向が見られた。

### 3-3-2-5表

### 保護者に対する調査 最も辛かったこと・嬉しかったこと

① 回答の類型一覧

ア 最も辛かったこと

分 類	主な回答
学校に関すること	学校から何度も呼び出しがあったこと 不登校になったこと 子供がいじめにあっていたこと
家庭に関すること	両親の離婚を経験させてしまったこと 父親のDVがあったこと 子供と一緒に暮らせなくなったこと
子供の非行に関すること	今回の事件 逮捕されたこと 少年院に入ったこと
子供の病気・けがに関すること	幼い頃病弱だったこと アトピーがひどかったこと ぜんそくがひどかったこと
子供の反抗期に関すること	反抗期になり、言うことを聞かず反発されたこと 反抗期に入り、家へ帰宅しなかったこと 反抗期に親の気持ちが伝わらなかったこと
子供の育てにくさに関すること	嘘をつくようになったこと 発達障害 言うことを聞かないこと
経済面に関すること	金銭的に好きなことをさせてやれなかったこと 金銭面で余裕がなかったこと お金がなく、必要な物が買えなかったこと
その他	
特になし	

イ 最も嬉しかったこと

分 類	主な回答
学校に関すること	受験に成功したこと 学校行事での活躍 テスト等の成績が良くなったこと
子供の誕生・健康・成長に関すること	生まれてきてくれたこと 健康に育てくれたこと 子供の成長が感じられたこと
部活・スポーツに関すること	部活を頑張っていたこと スポーツで活躍したこと 部活・スポーツを続けてくれたこと
子供の仕事に関すること	真面目に働き、家に給料を入れてくれていたこと 頑張っていること 仕事に就いていること
子供がプレゼントをくれたこと	誕生日等にプレゼントをくれたこと 手紙をくれたこと お小遣い・給料からプレゼントを買ってくれたこと
子供の話・言葉に関すること	悩みを相談してくれたこと 親への感謝の気持ちを言ってくれたこと 毎日の出来事を話してくれること
お手伝いに関すること	家事を手伝ってくれること 料理を作ってくれること きょうだいやペットの世話をしてくれること
子供の長所に関すること	子供が優しいこと 子供が素直なこと 家族に対し気遣いをしてくれること
その他	
特になし	

② 総数

ア 最も辛かったこと

項目	総数 [464]
学校に関すること	57 (12.3)
家庭に関すること	56 (12.1)
子供の非行に関すること	123 (26.5)
子供の病気・けがに関すること	24 (5.2)
子供の反抗期に関すること	40 (8.6)
子供の育てにくさに関すること	55 (11.9)
経済面に関すること	14 (3.0)
その他	36 (7.8)
特になし	43 (9.3)

イ 最も嬉しかったこと

項目	総数 [462]
学校に関すること	56 (12.1)
子供の誕生・健康・成長に関すること	74 (16.0)
部活・スポーツに関すること	81 (17.5)
子供の仕事に関すること	13 (2.8)
子供がプレゼントをくれたこと	68 (14.7)
子供の話・言葉に関すること	73 (15.8)
お手伝いに関すること	31 (6.7)
子供の長所に関すること	47 (10.2)
その他	73 (15.8)
特になし	9 (1.9)

③ 身分別

ア 少年院在院者

(ア) 最も辛かったこと

項目	総数 [263]	ACE重篤 [94]	ACE中程度 [135]	ACEなし [34]	統計値
学校に関すること	46 (17.5)	11 (11.7)	27 (20.0)	8 (23.5)	$\chi^2(2)=3.631$ 、 $p=.163$
家庭に関すること	46 (17.5)	19 (20.2)	20 (14.8)	7 (20.6)	$\chi^2(2)=1.379$ 、 $p=.502$
子供の非行に関すること	94 (35.7)	27 (28.7)	53 (39.3)	14 (41.2)	$\chi^2(2)=3.181$ 、 $p=.204$
子供の病気・けがに関すること	17 (6.5)	8 (8.5)	8 (5.9)	1 (2.9)	$\chi^2(2)=1.414$ 、 $p=.493$
子供の反抗期に関すること	11 (4.2)	4 (4.3)	5 (3.7)	2 (5.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.756$
子供の育てにくさに関すること	36 (13.7)	20 (21.3)	12 (8.9)	4 (11.8)	$\chi^2(2)=7.320$ 、 $p=.026$
経済面に関すること	7 (2.7)	4 (4.3)	2 (1.5)	1 (2.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.347$
その他	18 (6.8)	6 (6.4)	12 (8.9)	-	$\chi^2(2)=3.415$ 、 $p=.181$
特になし	12 (4.6)	5 (5.3)	6 (4.4)	1 (2.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.919$

(イ) 最も嬉しかったこと

項目	総数 [265]	ACE重篤 [92]	ACE中程度 [139]	ACEなし [34]	統計値
学校に関すること	27 (10.2)	8 (8.7)	16 (11.5)	3 (8.8)	$\chi^2(2)=0.559$ 、 $p=.756$
子供の誕生・健康・成長に関すること	40 (15.1)	10 (10.9)	28 (20.1)	2 (5.9)	$\chi^2(2)=6.298$ 、 $p=.043$
部活・スポーツに関すること	42 (15.8)	5 (5.4)	28 (20.1)	9 (26.5)	$\chi^2(2)=12.280$ 、 $p=.002$
子供の仕事に関すること	7 (2.6)	3 (3.3)	4 (2.9)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.874$
子供がプレゼントをくれたこと	46 (17.4)	18 (19.6)	20 (14.4)	8 (23.5)	$\chi^2(2)=2.070$ 、 $p=.355$
子供の話・言葉に関すること	47 (17.7)	18 (19.6)	22 (15.8)	7 (20.6)	$\chi^2(2)=0.748$ 、 $p=.688$
お手伝いに関すること	19 (7.2)	7 (7.6)	11 (7.9)	1 (2.9)	$\chi^2(2)=1.056$ 、 $p=.590$
子供の長所に関すること	30 (11.3)	15 (16.3)	12 (8.6)	3 (8.8)	$\chi^2(2)=3.487$ 、 $p=.175$
その他	44 (16.6)	19 (20.7)	20 (14.4)	5 (14.7)	$\chi^2(2)=1.670$ 、 $p=.434$
特になし	5 (1.9)	3 (3.3)	1 (0.7)	1 (2.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.319$

イ 保護観察処分少年

(ア) 最も辛かったこと

項目	総数 [178]	ACE重篤 [16]	ACE中程度 [86]	ACEなし [76]	統計値
学校に関すること	8 (4.5)	-	4 (4.7)	4 (5.3)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
家庭に関すること	6 (3.4)	2 (12.5)	3 (3.5)	1 (1.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.099$
子供の非行に関すること	24 (13.5)	6 (37.5)	9 (10.5)	9 (11.8)	$\chi^2(2)=8.758$ 、 $p=.013$
子供の病気・けがに関すること	7 (3.9)	1 (6.3)	4 (4.7)	2 (2.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.503$
子供の反抗期に関すること	29 (16.3)	2 (12.5)	16 (18.6)	11 (14.5)	$\chi^2(2)=0.690$ 、 $p=.708$
子供の育てにくさに関すること	16 (9.0)	-	6 (7.0)	10 (13.2)	$\chi^2(2)=3.621$ 、 $p=.164$
経済面に関すること	7 (3.9)	1 (6.3)	4 (4.7)	2 (2.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.503$
その他	16 (9.0)	-	6 (7.0)	10 (13.2)	$\chi^2(2)=3.621$ 、 $p=.164$
特になし	29 (16.3)	2 (12.5)	16 (18.6)	11 (14.5)	$\chi^2(2)=0.690$ 、 $p=.708$

非行少年と生育環境に関する研究

(イ) 最も嬉しかったこと

項目	総数 [175]	ACE重篤 [16]	ACE中程度 [87]	ACEなし [72]	統計値
学校に関すること	25 (14.3)	1 (6.3)	13 (14.9)	11 (15.3)	$\chi^2(2)=0.932$ 、 $p=.627$
子供の誕生・健康・成長に関すること	31 (17.7)	3 (18.8)	19 (21.8)	9 (12.5)	$\chi^2(2)=2.370$ 、 $p=.306$
部活・スポーツに関すること	36 (20.6)	3 (18.8)	16 (18.4)	17 (23.6)	$\chi^2(2)=0.693$ 、 $p=.707$
子供の仕事に関すること	5 (2.9)	1 (6.3)	3 (3.4)	1 (1.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.375$
子供がプレゼントをくれたこと	19 (10.9)	1 (6.3)	10 (11.5)	8 (11.1)	$\chi^2(2)=0.392$ 、 $p=.822$
子供の話・言葉に関すること	26 (14.9)	5 (31.3)	8 (9.2)	13 (18.1)	$\chi^2(2)=6.186$ 、 $p=.045$
お手伝いに関すること	9 (5.1)	-	4 (4.6)	5 (6.9)	Fisherの正確確率検定 $p=.681$
子供の長所に関すること	15 (8.6)	2 (12.5)	3 (3.4)	10 (13.9)	$\chi^2(2)=5.827$ 、 $p=.054$
その他	25 (14.3)	2 (12.5)	15 (17.2)	8 (11.1)	$\chi^2(2)=1.255$ 、 $p=.534$
特になし	3 (1.7)	-	3 (3.4)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.440$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自由記述による。  
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の人員を計上している。  
 4 ( ) 内は、総数又はACE累積度別の人員における比率である。  
 5 [ ] 内は、実人員である。

## オ 進学の見通し

### 保護者に対する調査

Q お子さんが中学2年の頃、現実的に見てどの段階まで進学すると思っていましたか。  
あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 中学まで
- 2 高校まで
- 3 短大・高専・専門学校まで
- 4 大学またはそれ以上

上記質問は、保護者を調査対象者とし、子供が中学2年の頃における進学の見通しを調査したものである。その結果を見ると、3-3-2-6図のとおりである。内閣府調査における「子供の進学段階に関する希望・展望」についての保護者への調査の結果を見ると、「中学まで」が0.5%、「高校まで」が16.3%、「短大・高専・専門学校まで」が19.7%、「大学またはそれ以上」が50.1%、「まだわからない」が12.8%であった。調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、「中学まで」(14.0%)及び「高校まで」(62.1%)の構成比が高く、「大学またはそれ以上」(12.6%)の構成比が低い傾向が見られた。

身分別に単純に比較すると、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順で「中学まで」の構成比が低下していき、「大学またはそれ以上」の構成比が高くなる傾向が見られた。

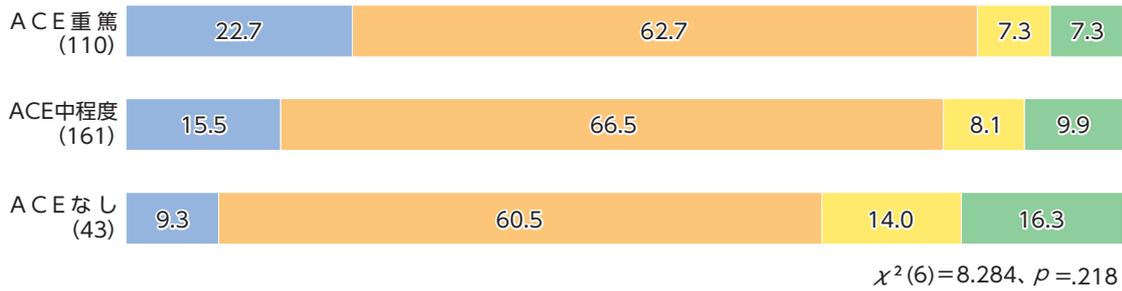
$\chi^2$ 検定の結果、保護観察処分少年の各群において有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「短大・高専・専門学校まで」の構成比が高い一方、「大学またはそれ以上」の構成比が低い傾向が見られ、ACE中程度は、「短大・高専・専門学校まで」の構成比が低い傾向、ACEなしは、「大学またはそれ以上」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-2-6図 保護者に対する調査 進学の見通し

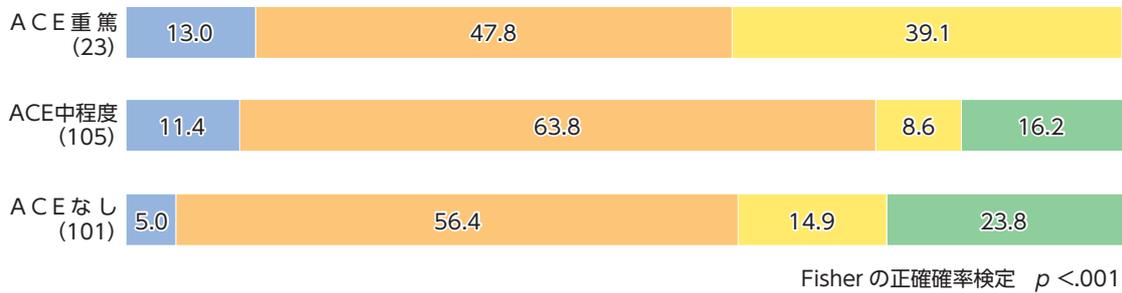


② 身分別

ア 少年院在院者



イ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 進学の見通しが不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## カ 家族としたことがある経験

### 少年に対する調査

Q あなたは、以下のことを家族としたことがありますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

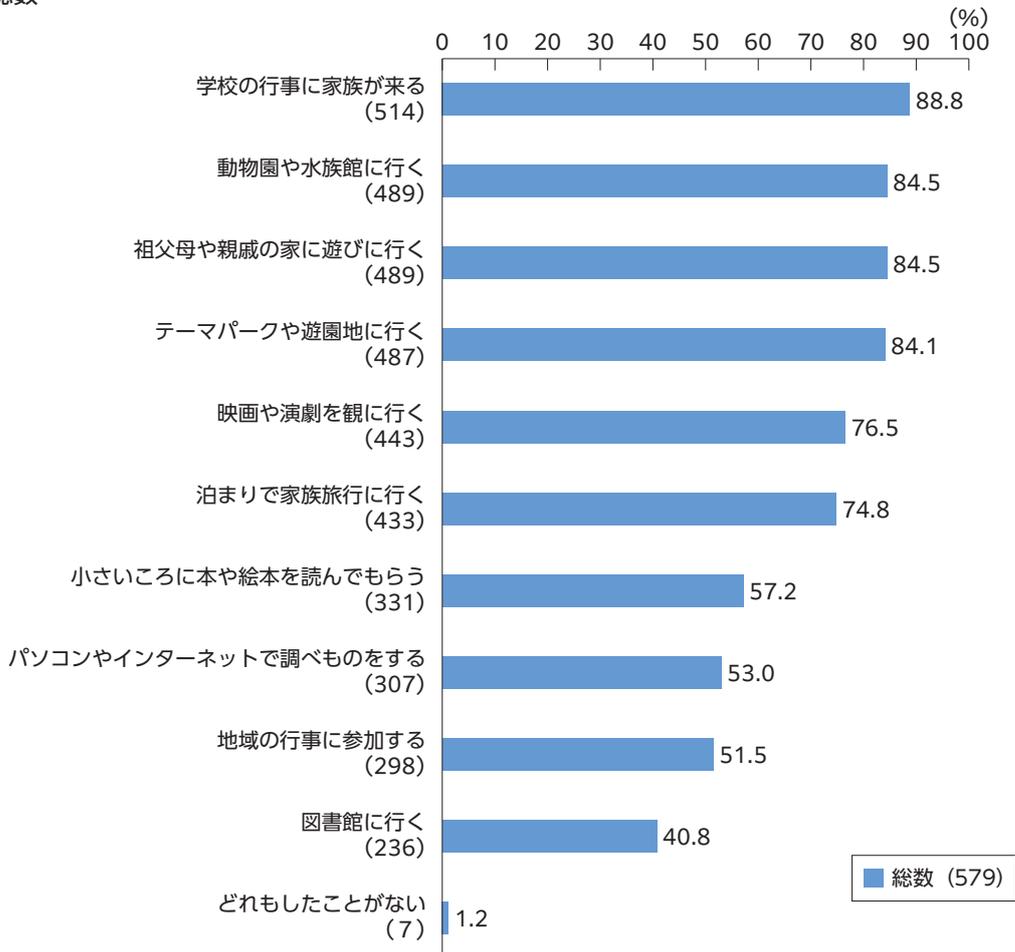
- 1 小さいころに本や絵本を読んでもらう
- 2 図書館に行く
- 3 動物園や水族館に行く
- 4 テーマパークや遊園地に行く
- 5 映画や演劇を観に行く
- 6 パソコンやインターネットで調べものをする
- 7 学校の行事に家族が来る
- 8 地域の行事に参加する
- 9 泊まりで家族旅行に行く
- 10 祖父母や親戚の家に遊びに行く
- 11 どれもしたことがない

上記質問は、少年を調査対象者とし、家族としたことがある経験について調査したものであり、その結果を見ると、3-3-2-7図のとおりである。和歌山県の「子供の生活実態調査結果報告書」（2019）における「家庭における文化的な活動や体験」についての中学2年生の結果を見ると、「学校の行事に家族が来る」が78.6%、「動物園や水族館に行く」が76.5%、「祖父母や親せきの家に遊びに行く」が79.0%、「小さいころに本や絵本を読んでもらう」が73.2%、「パソコンやインターネットで調べ物をする」が71.8%、「地域の行事に参加する」が47.6%、「図書館に行く」が64.9%であった。調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、「学校の行事に家族が来る」、「動物園や水族館に行く」、「祖父母や親戚の家に遊びに行く」、「地域の行事に参加する」の項目で該当率（それぞれ88.8%、84.5%、84.5%、51.5%）が高い傾向が見られたのに対し、「小さいころに本や絵本を読んでもらう」、「パソコンやインターネットで調べものをする」、「図書館に行く」の項目で該当率（それぞれ57.2%、53.0%、40.8%）が低い傾向が見られた。

身分別に見ると、少年院在院者・保護観察処分少年のいずれも、「どれもしたことがない」を除いた多くの項目で、ACEなしの該当率が高く、ACE重篤の該当率が低い傾向が見られた。 $\chi^2$ 検定の結果、少年院在院者のACE重篤及びACE中程度で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「地域の行事に参加する」、「どれもしたことがない」を除いた全ての項目で、該当率が低い傾向が見られ、ACE中程度は、「パソコンやインターネットで調べものをする」、「地域の行事に参加する」、「図書館に行く」、「どれもしたことがない」を除いた全ての項目で、該当率が高い傾向が見られた。

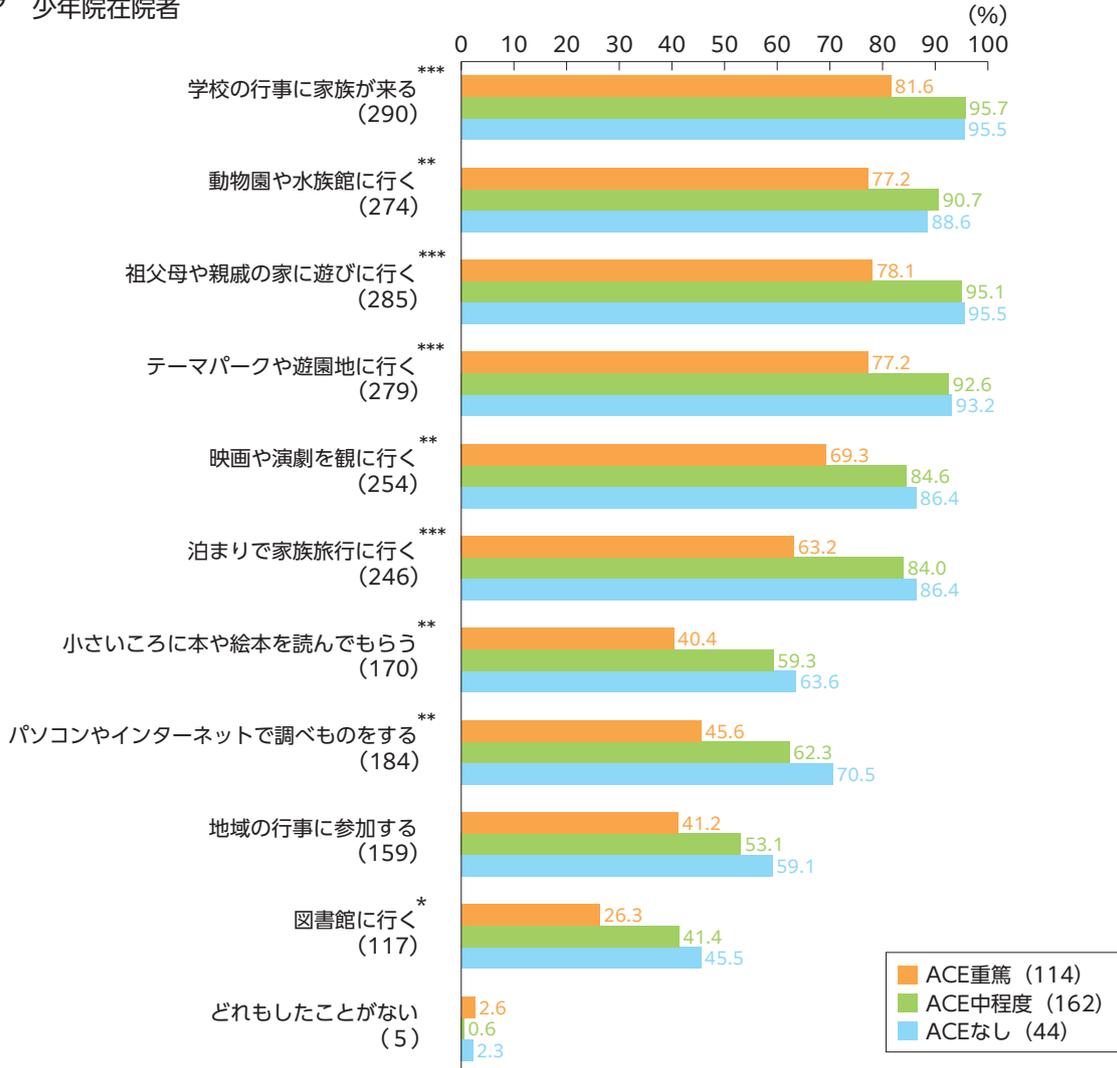
**3-3-2-7図 少年に対する調査 家族としたことがある経験**

① 総数

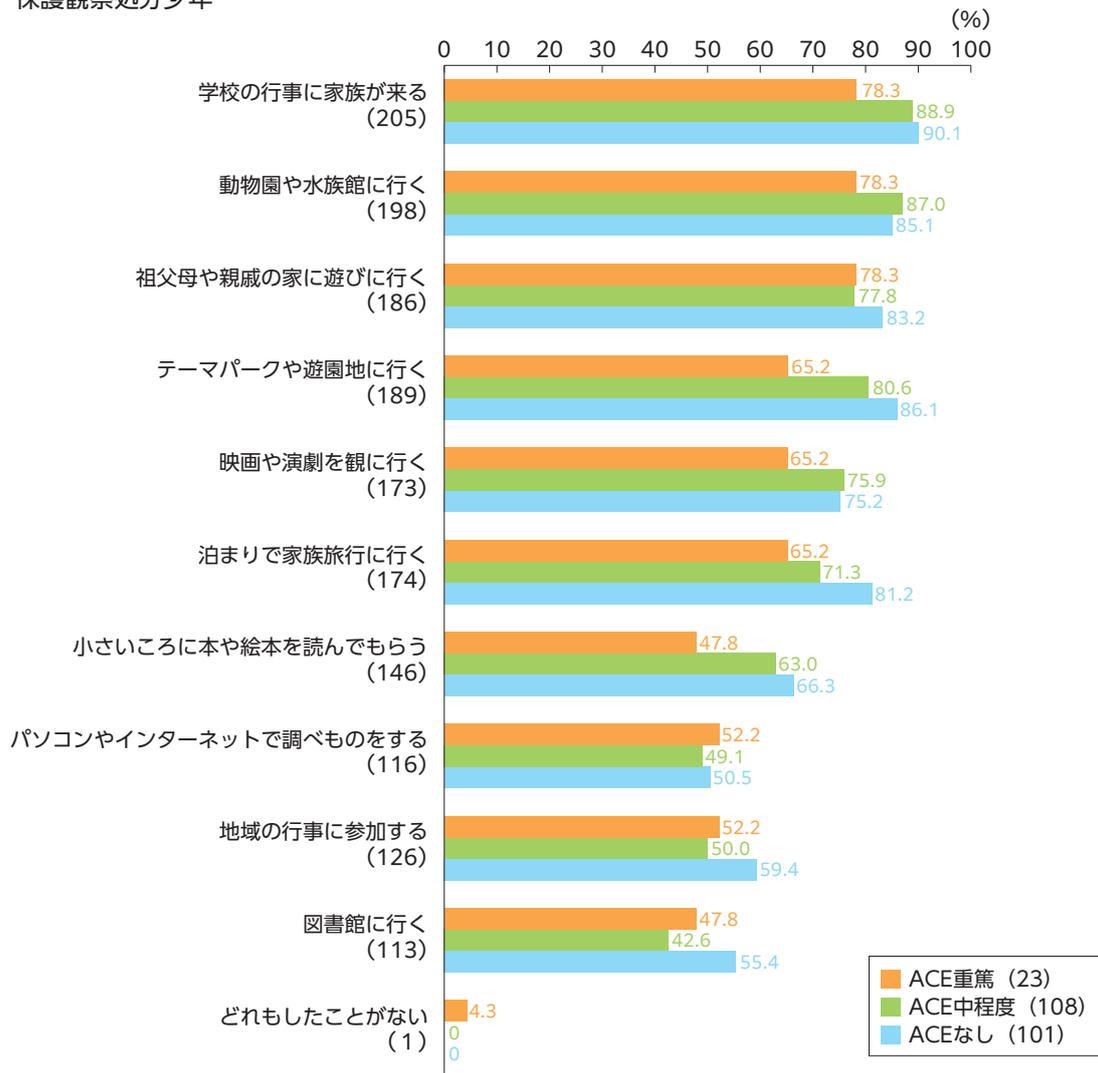


② 身分別

ア 少年院在院者



イ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 \*\*\*は $p < .001$ 、\*\*は $p < .01$ 、\*は $p < .05$ を示す。 $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。  
 4 凡例の（ ）内は、総数又はACE累積度別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

キ これまでの経験

少年に対する調査

Q これまでに次の出来事がありましたか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| (自分について)  | 1 結婚した    | 2 子供が生まれた  |
|           | 3 離婚した    | 4 配偶者と死別した |
| (家族について)  | 5 親が離婚した  | 6 親と死別した   |
| (1～6について) | 7 どれもなかった |            |

上記質問は、少年を調査対象者とし、これまでの経験について調査したものであり、その結果を見ると、**3-3-2-8表**のとおりである。 $\chi^2$ 検定の結果、少年院在院者のACE中程度以外の各群において、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「親が離婚した」の項目について、少年院在院者のACE重篤、保護観察処分少年のACE重篤及びACE中程度は、該当ありが多く、該当なしが少ない傾向が見られた一方、少年院在院者・保護観察処分少年のACEなしは、逆であった。「どれもなかった」については、少年院在院者のACE重篤、保護観察処分少年のACE重篤及びACE中程度は、該当ありが少なく、該当なしが多い傾向が見られた一方、少年院在院者・保護観察処分少年のACEなしは、逆であった。

3-3-2-8表

少年に対する調査 これまでの経験

① 総数

項目	区分	総数
(自分について)	該当あり	
	該当なし	
1 結婚した	該当あり	12 (2.1)
	該当なし	566 (97.9)
2 子供が生まれた	該当あり	31 (5.4)
	該当なし	547 (94.6)
3 離婚した	該当あり	5 (0.9)
	該当なし	573 (99.1)
4 配偶者と死別した	該当あり	4 (0.7)
	該当なし	574 (99.3)
(家族について)	該当あり	
	該当なし	
5 親が離婚した	該当あり	283 (49.0)
	該当なし	295 (51.0)
6 親と死別した	該当あり	23 (4.0)
	該当なし	555 (96.0)
(1～6について)	該当あり	
	該当なし	
7 どれもなかった	該当あり	252 (43.6)
	該当なし	326 (56.4)

② 身分別

ア 少年院在院者

項目	区分	総数	ACE重篤	ACE中程度	ACEなし	統計値
(自分について)	該当あり					
	該当なし					
1 結婚した	該当あり	7 (2.2)	3 (2.6)	3 (1.9)	1 (2.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.877$
	該当なし	313 (97.8)	111 (97.4)	159 (98.1)	43 (97.7)	
2 子供が生まれた	該当あり	25 (7.8)	6 (5.3)	16 (9.9)	3 (6.8)	$\chi^2(2)=2.047$ 、 $p=.359$
	該当なし	295 (92.2)	108 (94.7)	146 (90.1)	41 (93.2)	
3 離婚した	該当あり	5 (1.6)	4 (3.5)	1 (0.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.177$
	該当なし	315 (98.4)	110 (96.5)	161 (99.4)	44 (100.0)	
4 配偶者と死別した	該当あり	3 (0.9)	2 (1.8)	1 (0.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.725$
	該当なし	317 (99.1)	112 (98.2)	161 (99.4)	44 (100.0)	
(家族について)	該当あり					
	該当なし					
5 親が離婚した	該当あり	186 (58.1)	92 (80.7)	92 (56.8)	2 (4.5)	$\chi^2(2)=75.888$ 、 $p<.001$
	該当なし	134 (41.9)	22 (19.3)	70 (43.2)	42 (95.5)	
6 親と死別した	該当あり	15 (4.7)	8 (7.0)	7 (4.3)	-	$\chi^2(2)=3.598$ 、 $p=.165$
	該当なし	305 (95.3)	106 (93.0)	155 (95.7)	44 (100.0)	
(1～6について)	該当あり					
	該当なし					
7 どれもなかった	該当あり	110 (34.4)	17 (14.9)	56 (34.6)	37 (84.1)	$\chi^2(2)=67.355$ 、 $p<.001$
	該当なし	210 (65.6)	97 (85.1)	106 (65.4)	7 (15.9)	

イ 保護観察処分少年

項目	区分	総数	ACE重篤	ACE中程度	ACEなし	統計値
(自分について)						
1 結婚した	該当あり	5 (2.2)	-	3 (2.8)	2 (2.0)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
	該当なし	227 (97.8)	23 (100.0)	105 (97.2)	99 (98.0)	
2 子供が生まれた	該当あり	6 (2.6)	-	4 (3.7)	2 (2.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.832$
	該当なし	226 (97.4)	23 (100.0)	104 (96.3)	99 (98.0)	
3 離婚した	該当あり	-	-	-	-	...
	該当なし	232 (100.0)	23 (100.0)	108 (100.0)	101 (100.0)	
4 配偶者と死別した	該当あり	-	-	-	-	...
	該当なし	232 (100.0)	23 (100.0)	108 (100.0)	101 (100.0)	
(家族について)						
5 親が離婚した	該当あり	88 (37.9)	16 (69.6)	67 (62.0)	5 (5.0)	$\chi^2(2)=83.095$ 、 $p<.001$
	該当なし	144 (62.1)	7 (30.4)	41 (38.0)	96 (95.0)	
6 親と死別した	該当あり	5 (2.2)	-	5 (4.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p=.078$
	該当なし	227 (97.8)	23 (100.0)	103 (95.4)	101 (100.0)	
(1～6について)						
7 どれもなかった	該当あり	131 (56.5)	6 (26.1)	35 (32.4)	90 (89.1)	$\chi^2(2)=77.846$ 、 $p<.001$
	該当なし	101 (43.5)	17 (73.9)	73 (67.6)	11 (10.9)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

### (3) 保護者の状況

#### ア 初めて親になった年齢

##### 保護者に対する調査

Q あなたが初めて親となった年齢はいくつですか（実子以外も含みます。）。

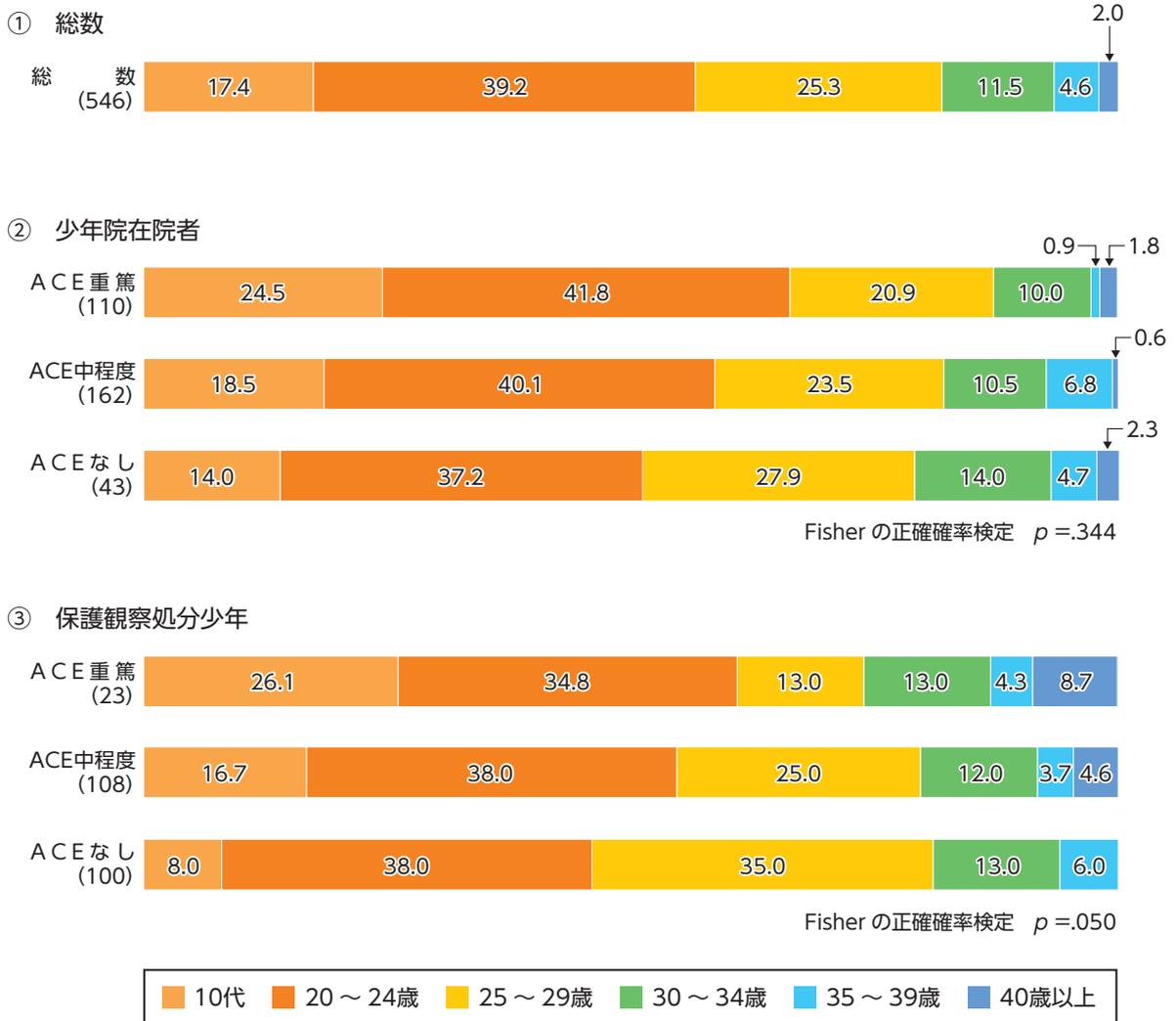
あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- |   |        |   |        |   |        |
|---|--------|---|--------|---|--------|
| 1 | 10代    | 2 | 20～24歳 | 3 | 25～29歳 |
| 4 | 30～34歳 | 5 | 35～39歳 | 6 | 40歳以上  |

上記質問は、保護者を調査対象者とし、初めて親になった年齢を調査したものであり、その結果を見たものが**3-3-2-9**図である。厚生労働省の「人口動態統計」（2005）を見ると、平成16年における第1子出産時の母の年齢は、「25～29歳」（39.0%）、「30～34歳」（30.7%）、「20～24歳」（17.4%）、「35～39歳」（8.7%）の順に多く、「10代」は3.1%であった。一方、本調査の対象者が初めて親となった年齢は、総数では、「20～24歳」（39.2%）の構成比が最も高く、次いで「25～29歳」（25.3%）、「10代」（17.4%）の順であり、実子以外を含むことや女性だけでなく男性も含むことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、一般調査の結果と比べ、初めて親になった年齢が低い傾向が見られた。ACE累積度別で見ると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、ACE重篤では、「20～24歳」に次いで「10代」の構成比が高かった。ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に、「10代」の構成比が高かった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-9図

保護者に対する調査 初めて親になった年齢



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 初めて親になった年齢が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## イ 成人するまでの経験

### 保護者に対する調査

Q 以下の質問は、答えたくなければ答えなくてもかまいません。

あなたは、成人する前に、以下のような経験をしたことがありますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 両親が離婚した
- 2 親が生活保護を受けていた
- 3 母親が亡くなった
- 4 父親が亡くなった
- 5 親から暴力を振るわれた
- 6 育児放棄（ネグレクト）された
- 7 1～6のいずれも経験したことがない

上記質問は、保護者を調査対象者とし、成人するまでの経験を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-10図である。東京都の「子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】」（2017）（以下「東京都調査【小中高校生等調査】」という。）における「成人するまでに体験したこと」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「いずれも経験したことがない」（約81%）の該当率が最も高く、次いで「両親が離婚した」（約6%）、「親から暴力を振るわれた」（約4%）、「父親が亡くなった」（約4%）の順であった。これに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者についても、該当率の上位については、その順序も一般調査の結果と同じであったところ、「いずれも経験したことがない」の該当率は、52.8%と一般調査の結果と比べて低く、「両親が離婚した」（21.4%）、「親から暴力を振るわれた」（11.4%）、「父親が亡くなった」（7.1%）のいずれも、一般調査の結果と比べて該当率が高かった。本調査の対象者について、ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、いずれにおいても、「いずれも経験したことがない」の該当率が最も高かった。「いずれも経験したことがない」の次に該当率が高かったのは、少年院在院者の保護者では、いずれにおいても、「両親が離婚した」であったのに対し、保護観察処分少年の保護者では、ACE中程度及びACEなしは、「両親が離婚した」

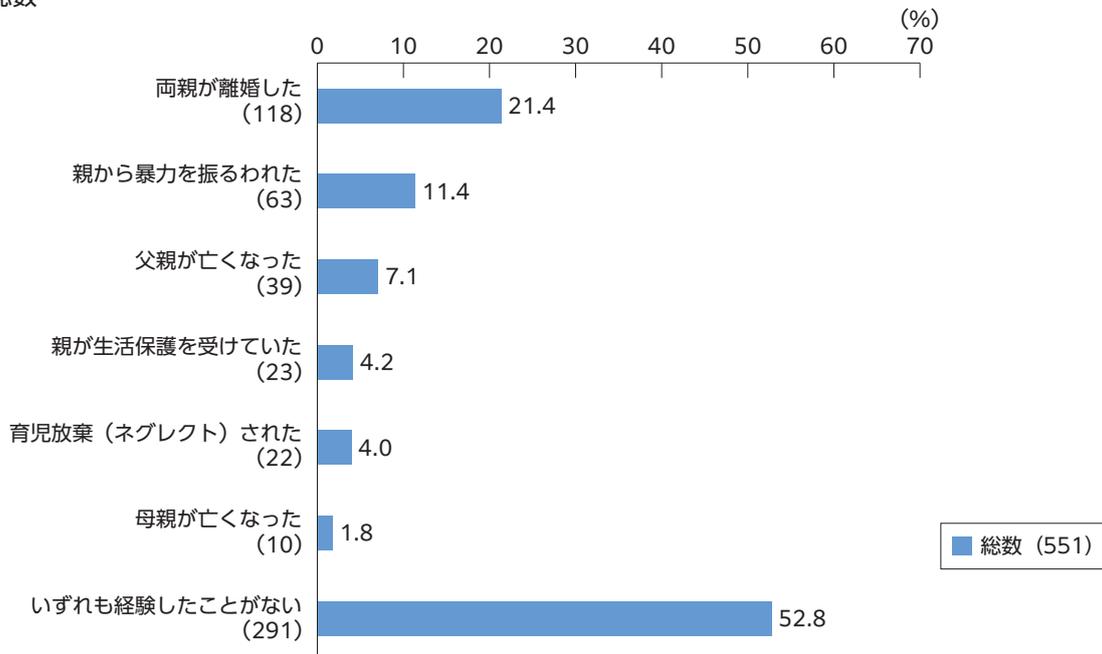
であったが、ACE重篤は、「親から暴力を振るわれた」であった。

$\chi^2$ 検定の結果、少年院在院者の保護者は、「いずれも経験したことがない」について、保護観察処分少年の保護者は、「親から暴力を振るわれた」及び「育児放棄（ネグレクト）された」について、それぞれ有意な差が見られた。これらについて、調整済み残差を見ると、少年院在院者の保護者の「いずれも経験したことがない」は、ACE重篤の該当率が低い傾向が見られ、保護観察対象者の保護者の「親から暴力を振るわれた」及び「育児放棄（ネグレクト）された」は、ACE重篤の該当率が高く、ACEなしの該当率が低い傾向が見られた。

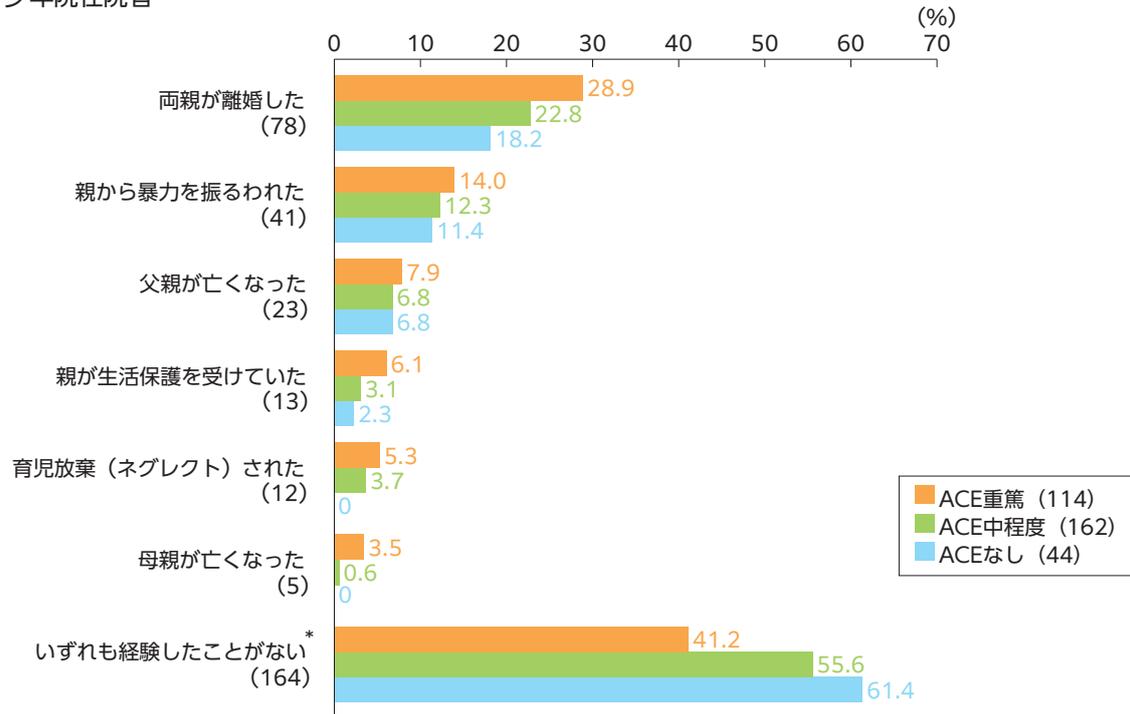
3-3-2-10 図

保護者に対する調査 成人するまでの経験

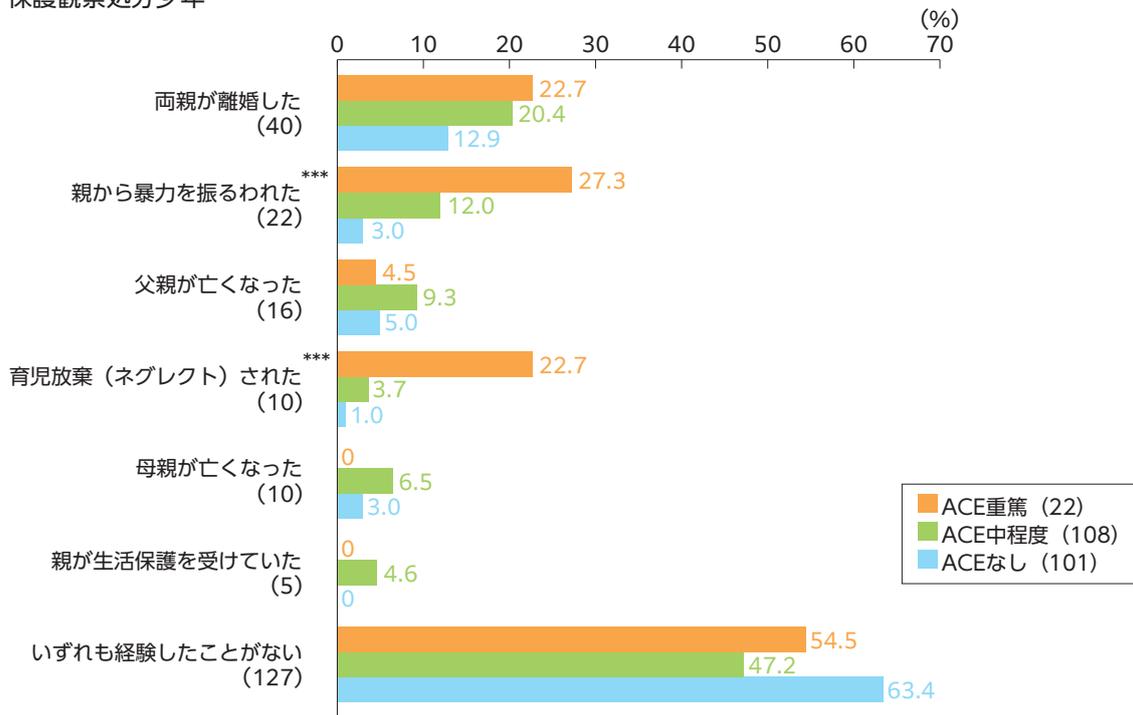
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 保護者の成人するまでの経験の各項目が不詳の者を除く。  
 3 \*\*\*は $p < .001$ 、\*\*は $p < .01$ 、\*は $p < .05$ を示す。 $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。  
 4 凡例の( )内は、総数及びACE累積度別の実人員であり、縦軸の( )内は、各項目に該当した者(重複計上による。)の人員である。

## ウ 15歳の頃の生活状況

### 保護者に対する調査

Q あなたが15歳の頃の、あなたのご家庭の暮らし向きについて最も近いものを選んで、○をひとつだけつけてください。

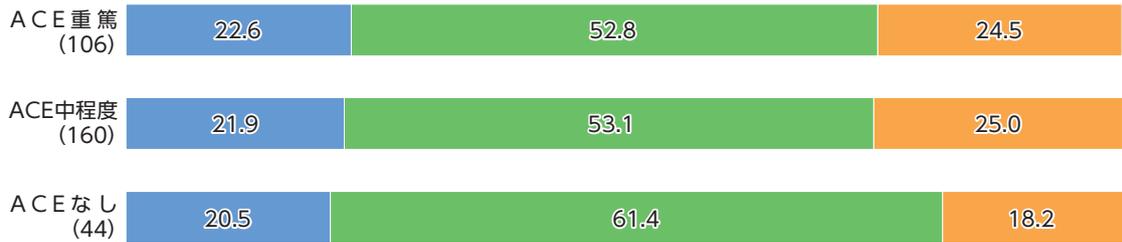
- 1 大変ゆとりがあった
- 2 ややゆとりがあった
- 3 普通
- 4 やや苦しかった
- 5 大変苦しかった

上記質問は、保護者を調査対象者とし、保護者が15歳の頃の生活状況を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-11図である。東京都調査【小中高校生等調査】における「保護者自身の15歳当時の暮らし向き」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「普通」が約52%、「ゆとりがあった」が約24%、「苦しかった」が約23%と、「ゆとりがあった」と「苦しかった」の構成比に差が見られなかった。これに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者は、「普通」、「苦しかった」、「ゆとりがあった」の順に構成比が高く、「苦しかった」(24.2%)と「ゆとりがあった」(20.5%)の構成比に3.7ポイントの差が見られた。ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、いずれにおいても、「普通」の構成比が最も高かった。また、少年院在院者の保護者は、ACE重篤及びACE中程度において、「苦しかった」の構成比が「ゆとりがあった」の構成比より高かったのに対し、ACEなしにおいては、「ゆとりがあった」の構成比が「苦しかった」の構成比より高かった。保護観察処分少年の保護者は、いずれにおいても、「苦しかった」の構成比が「ゆとりがあった」の構成比より高かった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-11 図 保護者に対する調査 保護者が15歳の頃の生活状況

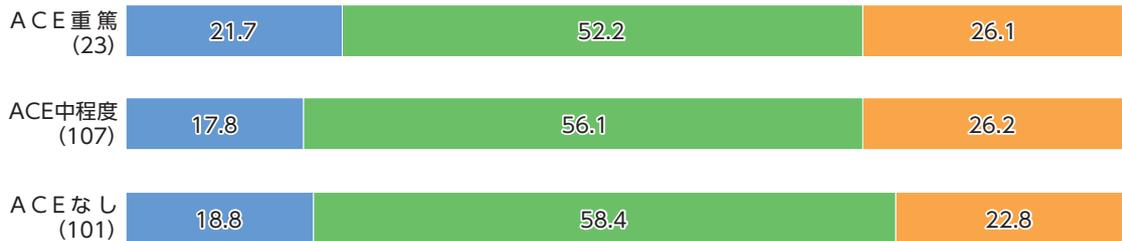


② 少年院在院者



$\chi^2(4)=1.257$ 、 $p=.869$

③ 保護観察処分少年



$\chi^2(4)=0.571$ 、 $p=.966$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 保護者が15歳の頃の生活状況が不詳の者を除く。  
 3 「ゆとりがあった」は、「大変ゆとりがあった」及び「ややゆとりがあった」を合計した構成比であり、「苦しかった」は、「大変苦しかった」及び「やや苦しかった」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。



における「保護者（母親）の最終学歴」についての16-17歳の保護者への調査の結果では、「大学」（約27%）、「短期大学」（約24%）、「高等学校（全日制）」（約21%）の順に構成比が高く、「中学校」の構成比は約1%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、「大学」（4.7%）及び「短期大学」（8.6%）は、一般調査の結果よりも構成比が低く、「高等学校（全日制）」（43.3%）、「中学校（小学校）」（12.8%）は、一般調査の結果よりも構成比が高かった。

同様に、卒業の有無を問わない父親の最終学歴を見ると、東京都調査【小中高校生等調査】における「保護者（父親）の最終学歴」についての16-17歳の保護者への調査の結果では、「大学」（約49%）、「高等学校（全日制）」（約16%）、「専門学校」（約10%）の順に構成比が高く、「中学校」の構成比が約2%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、「大学」（17.3%）は、一般調査の結果よりも構成比が低く、「高等学校（全日制）」（39.6%）及び「中学校（小学校）」（16.5%）は、一般調査の結果より構成比が高かった。

3-3-2-12図

保護者に対する調査 少年の親（父母）の最終学歴

① 母親の最終学歴

ア 総数



イ 少年院在院者



$\chi^2(4)=5.414$ 、 $p=.247$

ウ 保護観察処分少年



Fisher の正確確率検定  $p=.693$

② 父親の最終学歴

ア 総数



イ 少年院在院者



$\chi^2(4)=2.193$ 、 $p=.700$

ウ 保護観察処分少年



Fisherの正確確率検定  $p=.739$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 少年の親（父母）の最終学歴が不詳の者を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

## オ 精神的な不調による受診歴

### 保護者に対する調査

Q あなたはこれまでに精神的な不調で、病院（精神科病院、クリニック、一般病院）を受診したことがありますか。

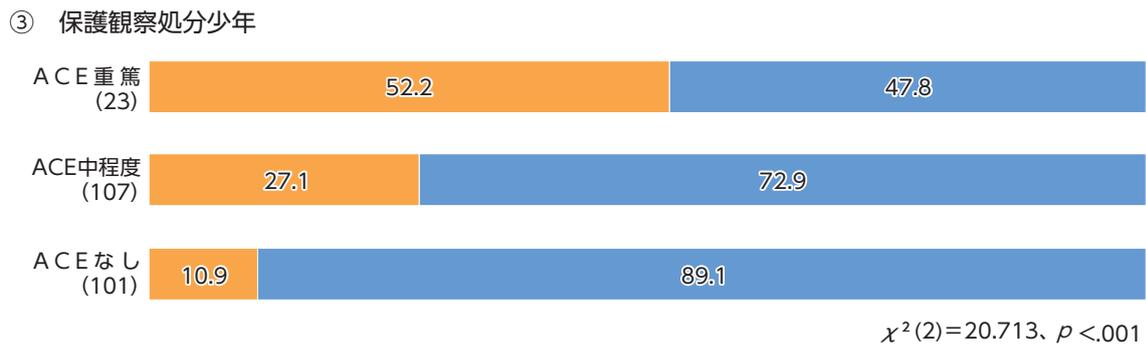
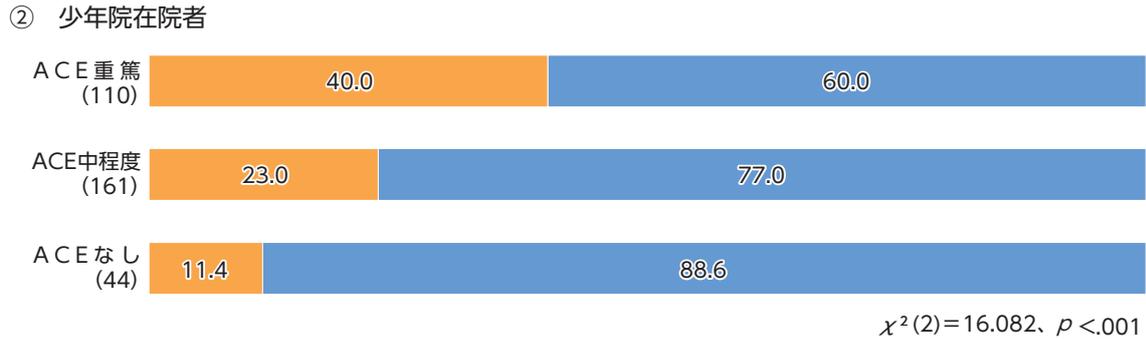
1 ある                      2 ない

上記質問は、保護者を調査対象者とし、精神的な不調による病院受診歴を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-13図である。総数では、受診歴「ない」が「ある」の構成比を上回っており、ACE累積度別で単純に比較すると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、受診歴が「ある」の構成比は、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に高かった。

$\chi^2$ 検定の結果、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、両身分の保護者とも、ACEなしは、「ある」の構成比が低く、「ない」の構成比が高い傾向が、ACE重篤は、「ある」の構成比が高く、「ない」の構成比が低い傾向が、それぞれ見られた。

3-3-2-13 図

保護者に対する調査 精神的な不調による病院受診歴



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 保護者の精神的な不調による病院受診歴が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## カ 少年の親（父母）の就労状況

### 保護者に対する調査

Q お子さんのお母さま（又はお父さま）（実際にお子さんを養育されている方）の現在のお仕事の状況を教えてください。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 働いていない
- 2 正規の職員・従業員
- 3 派遣社員・契約社員・嘱託
- 4 パート・アルバイト
- 5 会社・団体等の役員
- 6 自営      7 内職      8 その他

上記質問は、保護者を調査対象者とし、少年の親（父母）の就労状況を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-14図である。東京都調査【小中高校生等調査】における「母親の現在の職業」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「非正規雇用」（選択肢3及び4の合計。以下カにおいて同じ。）に相当する「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」（約42%）及び「契約社員・派遣社員・嘱託社員」（約7%）の合計が約49%、「無職・その他」（選択肢1、7及び8の合計。以下カにおいて同じ。）に相当する「専業主婦」（約20%）等の合計が約23%、「正規雇用」（選択肢2及び5の合計。以下カにおいて同じ。）に相当する「民間企業の正社員」（約13%）、「公務員などの正職員」（約4%）、「会社役員」（約2%）及び「団体職員」（約1%）の合計が約20%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、母親は、「非正規雇用」（41.9%）、「正規雇用」（34.6%）、「無職・その他」（15.2%）の順に構成比が高く、一般調査の結果と比べ、「正規雇用」の構成比が高かった。

同様に、東京都調査【小中高校生等調査】における「父親の現在の職業」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「正規雇用」に相当する「民間企業の正社員」（約52%）、「会社役員」（約10%）、「公務員などの正職員」（約7%）及び「団体職員」（約2%）の合計が約71%、「自営」（選択肢6。以下カにおいて同じ。）に相当する「自営業（家族従業

者を含む。)」が約11%、「非正規雇用」に相当する「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」(約1%)及び「契約社員・派遣社員・嘱託社員」(約2%)の合計が約3%であったのに対し、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、父親は、「正規雇用」(64.6%)、「自営」(25.1%)、「非正規雇用」(5.7%)の順に構成比が高く、一般調査の結果と比べ、「自営」及び「非正規雇用」の構成比が高かった。

ACE累積度別で単純に比較すると、母親は、少年院在院者の保護者では、ACE中程度、ACEなし、ACE重篤の順に、「正規雇用」の構成比が高かったのに対し、保護観察処分少年の保護者では、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に、「正規雇用」の構成比が高かった。父親は、少年院在院者の保護者では、ACE重篤、ACEなし、ACE中程度の順に、「無職・その他」の構成比が高く、保護観察処分少年の保護者では、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしの順に、「無職・その他」の構成比が高かった。 $\chi^2$ 検定及びFisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

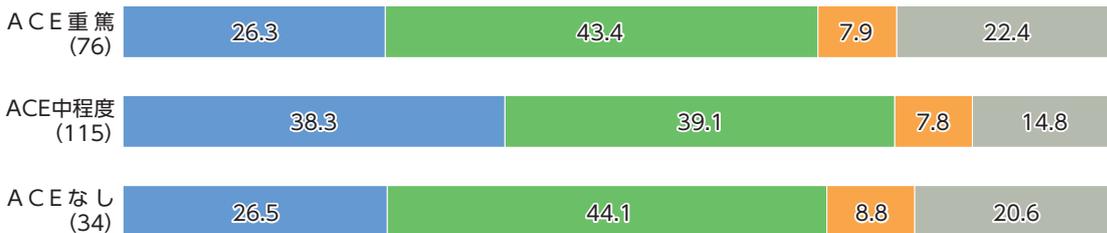
### 3-3-2-14図 保護者に対する調査 少年の親(父母)の就労状況

#### ① 母親の就労状況

##### ア 総数



##### イ 少年院在院者



$\chi^2(6)=4.334, p=.632$

##### ウ 保護観察処分少年



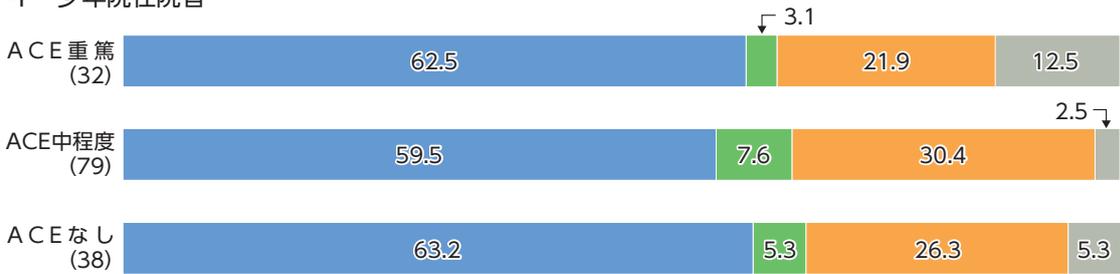
$\chi^2(6)=6.566, p=.363$

② 父親の就労状況

ア 総数



イ 少年院在院者



Fisherの正確確率検定  $p = .528$

ウ 保護観察処分少年



Fisherの正確確率検定  $p = .183$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 少年の親（父母）の就労状況が不詳の者を除く。  
 3 「正規雇用」は、会社・団体等の役員を含み、「非正規雇用」は、パート・アルバイトを含む。また、「無職・その他」は、内職を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

## キ 子供を持ってからしたことのある経験

### 保護者に対する調査

Q 以下の質問は、答えたくなければ答えなくてもかまいません。

あなたは、お子さんをもってから、以下のような経験をしたことがありますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった
- 2 (元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがあった
- 3 子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった
- 4 育児放棄になった時期があった
- 5 出産や育児でうつ病(状態)になった時期があった
- 6 わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがあった
- 7 自殺を考えたことがあった
- 8 1～7のいずれも経験したことがない

上記質問は、保護者を調査対象者として、子供を持ってからしたことのある経験(以下キにおいて「保護者の経験」という。)を調査したものであり、少年のACEとの関連を見た結果が3-3-2-15表である。東京都調査【小中高校生等調査】における「子供を持ってから経験したこと」についての16-17歳の保護者への調査の結果を見ると、「いずれも経験したことがない」を除き、「わが子を虐待していると思い悩んだことがある」(約9%)、「出産や育児でうつ病(状態)になったことがある」(約8%)、「子供に行き過ぎた体罰を与えたことがある」(約7%)、「(元)配偶者(パートナー)から暴力をふるわれたことがある」(約7%)、「自殺を考えたことがある」(約6%)の順に該当率が高かった(なお、東京都調査【小中高校生等調査】では、本調査における「夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった。」に対応する選択肢が設けられていなかった。)。これに対し、調査対象年齢や調査項目の一部が一致していない点等に留意する必要があるが、本調査の対象者では、「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがあった」(25.6%)、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった」(18.7%)、「自殺を考えたことがあった」(15.1%)、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがあった」(12.6%)の順に該当率が高く、いずれも一般調査の結果と比べて該当率が

高くなっており、子供を持ってから、家庭内に問題・悩みを抱えている保護者の割合が高いことが示唆された。

保護者の経験とACEとの関連を見るため四分点相関係数を算出した結果、保護者の経験のうち、ACEに係る12の項目と有意な正の相関が見られたものが多かったのは、少年院在院者の保護者は、自殺念慮（9項目）、配偶者からの暴力（8項目）、子供への体罰（6項目）であり、保護観察処分少年の保護者は、配偶者からの暴力（9項目）、自殺念慮（8項目）であった。有意な負の相関が見られたものが多かったのは、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者のいずれも、経験なし（少年院在院者の保護者6項目、保護観察処分少年の保護者5項目）であった。ACEに係る12の項目のうち、少年院在院者は、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」について、保護者の経験のうち6項目との間で有意な正の相関が見られた。これらの結果から、保護者が家庭に問題・悩みを抱えている場合、少年がACEを有する可能性が高いことが示唆された。

3-3-2-15表

保護者に対する調査 子供を持ってからしたことのある経験

① 総数

保護者の経験	総数
1. 夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった【夫婦間の口論】	227 (39.3)
2. (元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがあった【配偶者からの暴力】	148 (25.6)
3. 子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった【子供への体罰】	108 (18.7)
4. 育児放棄になった時期があった【育児放棄】	38 (6.6)
5. 出産や育児でうつ病(状態)になった時期があった【うつ】	54 (9.3)
6. わが子を虐待しているのではないかと、思い悩んだことがあった【虐待の悩み】	73 (12.6)
7. 自殺を考えたことがあった【自殺念慮】	87 (15.1)
8. 1～7のいずれも経験したことがない【経験なし】	175 (30.3)

② 少年院在院者

小児期逆境体験	保護者の経験							
	夫婦間の口論	配偶者からの暴力	子供への体罰	育児放棄	うつ	虐待の悩み	自殺念慮	経験なし
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた (57)	30	29	20	5	6	11	19	11
	.10	.22***	.12*	.03	.04	.06	.15**	-.06
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた (38)	17	14	12	2	5	5	12	9
	.02	.06	.06	-.03	.07	-.01	.10	-.01
家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた (93)	41	31	24	13	14	14	29	21
	.03	.06	.02	.16**	.17**	.01	.18**	-.04
家庭内に、自殺を試みた人がいた (43)	19	17	15	6	8	7	17	8
	.02	.09	.10	.10	.15**	.02	.19***	-.06
親が亡くなったり離婚したりした (200)	91	75	52	14	19	28	50	41
	.09	.23***	.06	.00	.07	-.01	.15**	-.14**
家庭内に、刑務所に服役している人がいた (22)	11	11	6	3	2	4	7	3
	.04	.12*	.02	.07	.01	.03	.08	-.07
母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた (110)	56	57	38	14	12	22	32	16
	.13*	.35***	.17**	.15**	.08	.12*	.17**	-.18**
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった (34)	19	15	12	5	6	10	17	2
	.10	.11*	.09	.10	.12*	.14**	.25***	-.15**
家族から、十分に気に掛けてもらえなかった (62)	31	28	22	10	8	14	23	9
	.08	.17**	.13*	.16**	.10	.11*	.21***	-.12*
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた (209)	98	74	60	20	17	37	45	43
	.13*	.18**	.14*	.12*	.01	.12*	.06	-.15**
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた (153)	73	57	50	15	16	27	40	28
	.11	.16**	.18***	.09	.09	.08	.15**	-.15**
家族から、性的な暴力を受けた (6)	3	3	4	1	1	3	5	-
	.02	.06	.14*	.05	.04	.14*	.22***	-.08

③ 保護観察処分少年

小児期逆境体験	保護者の経験							
	夫婦間の口論	配偶者からの暴力	子供への体罰	育児放棄	うつ	虐待の悩み	自殺念慮	経験なし
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた (20)	12 .16*	8 .15*	3 .04	1 -.01	4 .09	4 .09	4 .13*	3 -.14*
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた(5)	1 -.05	2 .07	1 .05	- -.04	1 .04	1 .05	- -.04	3 .07
家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた (29)	12 .05	13 .22***	6 .12	5 .19**	7 .15*	3 -.00	6 .16*	3 -.21**
家庭内に、自殺を試みた人がいた (20)	9 .06	9 .18**	2 .00	1 -.01	2 -.01	2 -.00	5 .18**	5 -.08
親が亡くなったり離婚したりした (99)	42 .13*	35 .31***	15 .13	6 .04	16 .11	14 .10	13 .14*	25 -.21**
家庭内に、刑務所に服役している人がいた (5)	3 .08	4 .21***	1 .04	1 .10	2 .13*	2 .14*	3 .27***	- -.11
母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた (22)	15 .22***	13 .30***	4 .08	2 .05	5 .11	6 .17**	4 .11	2 -.19**
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった (6)	3 .05	2 .05	2 .12	1 .08	2 .11	2 .12	3 .24***	3 .04
家族から、十分に気に掛けてもらえなかった (15)	5 -.01	6 .12	2 .02	2 .09	3 .07	2 .02	3 .11	7 .05
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた (42)	22 .17**	18 .25***	10 .20**	4 .08	6 .04	10 .20**	7 .14*	7 -.20**
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた (41)	18 .08	16 .21**	7 .10	4 .09	5 .01	10 .22***	7 .14*	12 -.08
家族から、性的な暴力を受けた (3)	2 .08	2 .13*	- -.04	- -.03	- -.04	1 .08	- -.03	- -.09

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②及び③の表について、上段の数値は、小児期逆境体験の各項目及び保護者の経験の各項目に共に該当する実人員（重複計上による。）であり、下段の数値は、四分点相関係数（ $\phi$ ）である。  
 3 \*\*\*は $p<.001$ 、\*\*は $p<.01$ 、\*は $p<.05$ を示す。 $p$ 値は、近似有意確率である。  
 4 「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」及び「家族から、性的な暴力を受けた」については、「1回から数回ある」及び「繰り返しある」と回答した者の合計である。  
 5 ①の〔 〕内は、構成比であり、②及び③の（ ）内は、実人員である。

#### (4) 経済状況

##### ア 世帯収入

###### 保護者に対する調査

Q お子さんと生計を共にしている世帯全員の方の、おおよその年間収入（税込）はいくらですか。正確にわからない場合は、おおよそでいいので教えてください。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- |                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| 1 収入はない        | 2 1～50万円未満     | 3 50～100万円未満  |
| 4 100～200万円未満  | 5 200～300万円未満  | 6 300～400万円未満 |
| 7 400～500万円未満  | 8 500～600万円未満  | 9 600～700万円未満 |
| 10 700～800万円未満 | 11 800～900万円未満 | 12 900万円以上    |
| 13 わからない       |                |               |

※ 収入には、勤労収入（パート・アルバイトを含む）、事業所得（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等）、個人年金、仕送りや元配偶者からの養育費を含みます。

※ 複数の収入源がある場合は、おおよその合算値（合計額）を教えてください。

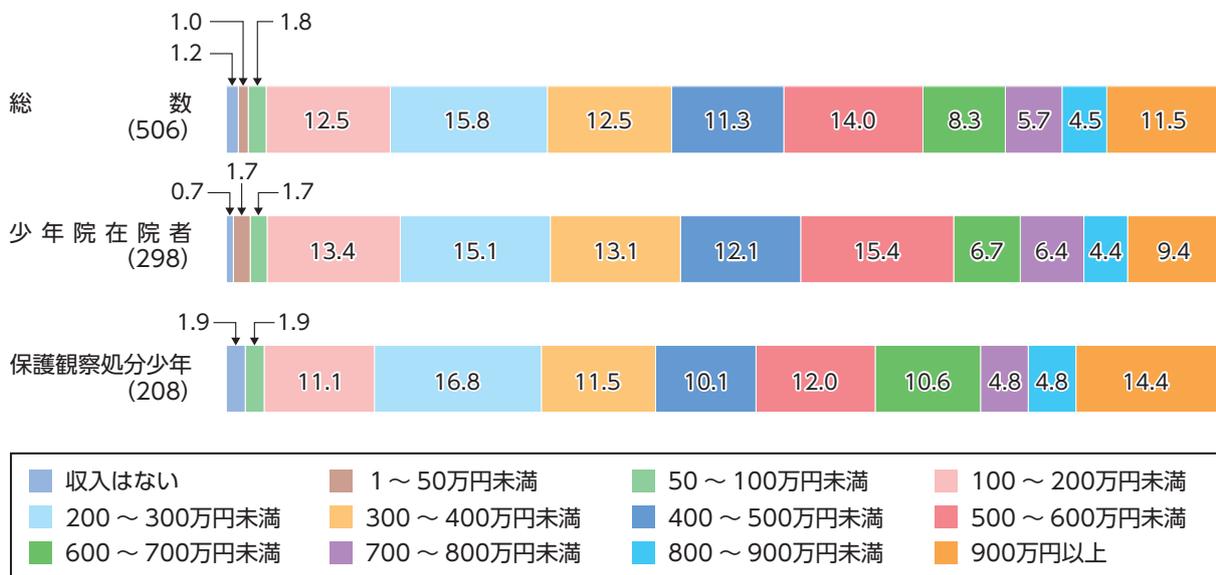
上記質問は、保護者を調査対象者として、世帯収入（少年と生計を共にしている世帯全員のおおよその年間収入（税込））を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-16図である。少年院在院者の世帯収入の構成比は、「500～600万円未満」が15.4%、「200～300万円未満」が15.1%、「100～200万円未満」が13.4%の順に多く、400万円未満の構成比は45.6%であった。保護観察処分少年の世帯収入の構成比は、「200～300万円未満」が16.8%、「900万円以上」が14.4%、「500～600万円未満」が12.0%の順に多く、400万円未満の構成比は43.3%であった。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021）の結果を見ると、令和2年の1世帯当たり平均所得金額は564万3千円、中央値は440万円であり、所得金額階級別の世帯数の相対度数分布では、300～400万円未満が13.4%、200～300万円未満が13.3%、100～200万円未満が

13.1%の順に多くなっており、400万円未満の世帯が45.4%を占めていた。

本調査と国民生活基礎調査では調査内容が異なるため結果を単純に比較することはできないが、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、世帯収入400万円未満が4割台であった点は、国民生活基礎調査と同様の結果であった。ただし、国民生活基礎調査の結果では、児童（18歳未満の未婚の者をいう。）のいる世帯の所得金額の中央値は722万円、400万円未満の世帯の割合は12.6%と、全世帯に比べて児童のいる世帯の方が所得金額が高い傾向が見られており、本調査の対象者のうち約4割が18歳未満の少年である（3-3-1-1表参照）ことには留意が必要である。

**3-3-2-16図 保護者に対する調査 世帯収入**



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「世帯収入」は、少年と生計を共にしている世帯全員の年間収入（税込）の合算値である。  
 3 収入には、勤労収入（パート・アルバイトを含む。）、事業所得（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等）、個人年金、仕送りや元配偶者からの養育費を含む。  
 4 世帯収入が不詳の者を除く。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## イ 食料が買えなかった経験

### 保護者に対する調査

Q あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

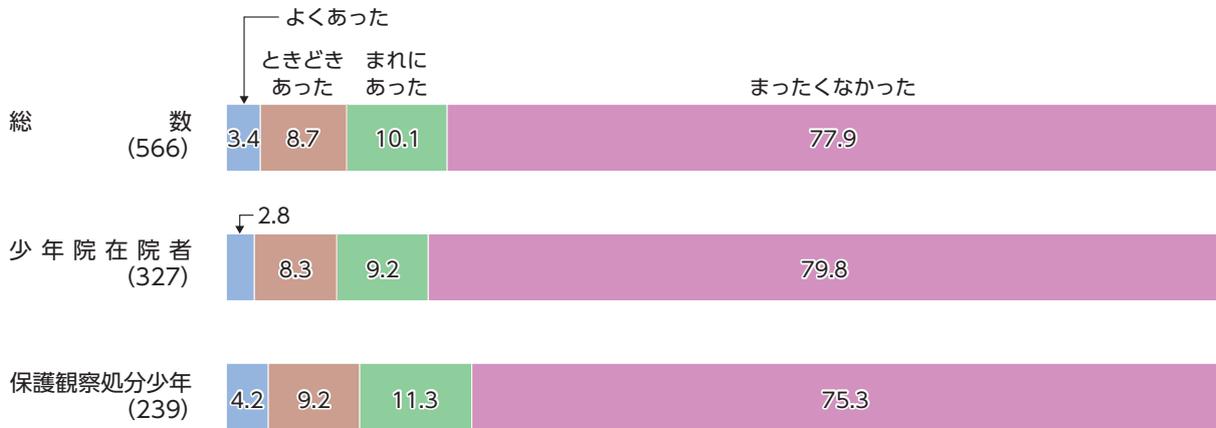
- 1 よくあった 2 ときどきあった 3 まれにあった 4 まったくなかった

上記質問は、保護者を調査対象者として、過去1年間に、家族が必要とする食料が買えなかった経験の頻度について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-17図である。少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯共に、必要とする食料が買えなかった経験が「まったくなかった」世帯が大半であり、それぞれ79.8%、75.3%を占めていた。一方で、必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯は、少年院在院者の世帯で20.2%、保護観察処分少年の世帯で24.7%を占めており、2割以上という少なくない保護者が、家族の食料購入に窮した経験を有していた。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「食料が買えなかった経験」についての保護者への調査の結果では、過去1年間に家族が必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯の割合は、11.3%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、家族が必要とする食料が買えなかった経験の構成比が高かった。

3-3-2-17図

保護者に対する調査 必要とする食料が買えなかった経験



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 必要とする食料が買えなかった経験が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

ウ 衣服が買えなかった経験

保護者に対する調査

Q あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 よくあった 2 ときどきあった 3 まれにあった 4 まったくなかった

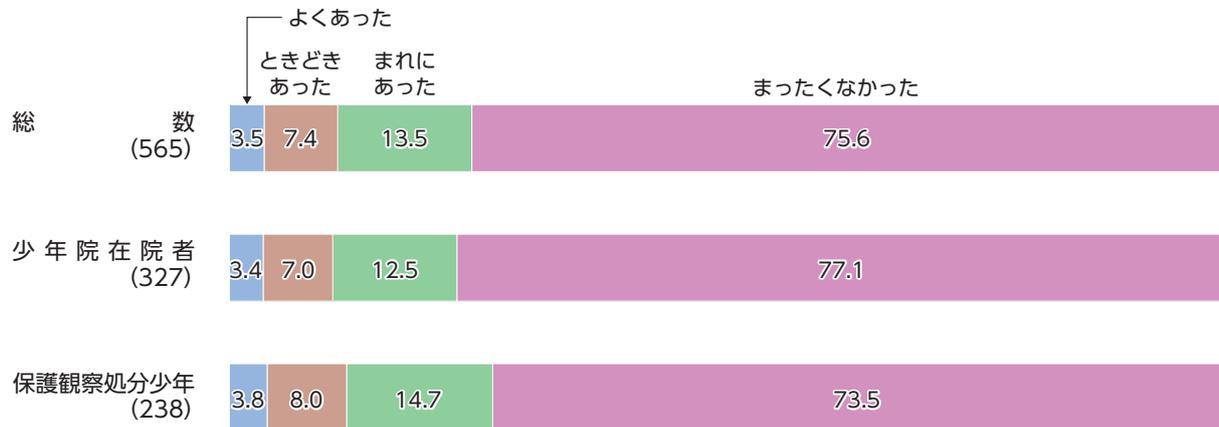
上記質問は、保護者を調査対象者として、過去1年間に、家族が必要とする衣服が買えなかった経験の頻度について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-18図である。食料が買えなかった経験(3-3-2-17図参照)と同様に、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯共に、必要とする衣服が買えなかった経験は、「まったくなかった」世帯が大半であったが、必要とする衣服が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯が、少年院在院者の世帯で22.9%、保護観察処分少年の世帯で26.5%を占めていた。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「衣服が買えなかった経験」についての保護者への調査の結果では、過去1年間に家族が必要とする衣服が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」又は「まれにあった」世帯の割合

は、16.3%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、家族が必要とする衣服が買えなかった経験の構成比が高かった。

3-3-2-18図

保護者に対する調査 必要とする衣服が買えなかった経験



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 必要とする衣服が買えなかった経験が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## エ 滞納した経験

### 保護者に対する調査

Q あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、以下のア～カを支払えないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 電話料金
- イ 電気料金
- ウ ガス料金
- エ 水道料金
- オ 家賃
- カ その他の債務

(選択肢)

- 1 あった    2 なかった    3 該当しない (支払う必要がない)

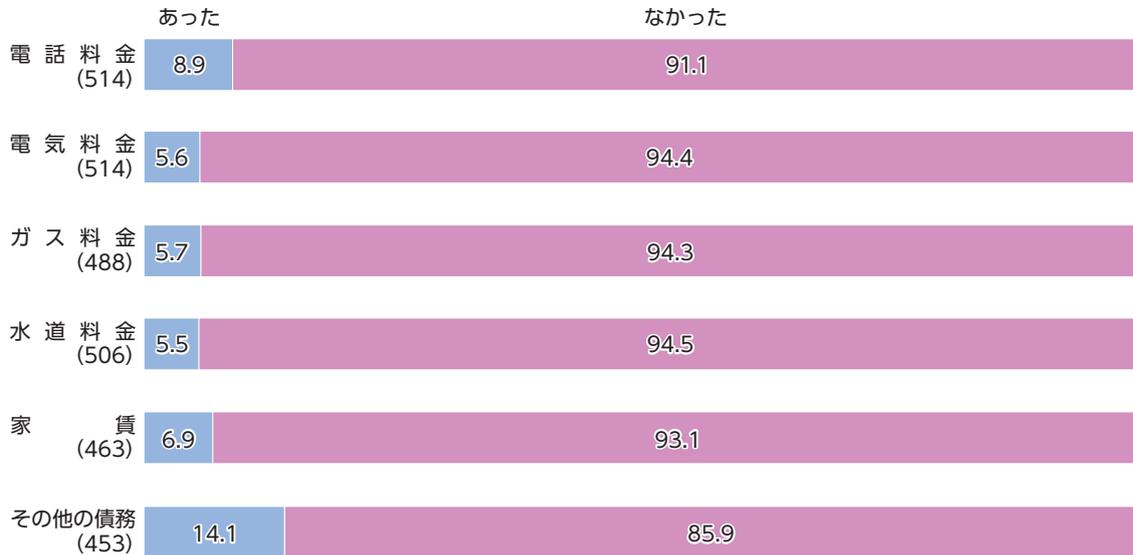
上記質問は、保護者を調査対象者として、過去1年間に、公共料金等を滞納した経験の有無について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-19図である。なお、分析に当たり、「該当しない (支払う必要がない)」は除外した。少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯共に、「その他の債務」を除くと「電話料金」の滞納が最も多く (それぞれ10.5%、6.8%)、次いで「家賃」の滞納が多かった (それぞれ7.4%、6.2%)。「電気料金」・「ガス料金」・「水道料金」の滞納は4.9~6.4%であった。いずれも構成比としてはおよそ1割未満であるが、生活に必要な料金の支払いができなかった世帯があった。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「公共料金における未払いの経験」についての保護者への調査の結果では、過去1年間に経済的な理由で未払いになったことがあった割合が、「電気料金」で3.8%、「ガス料金」で3.5%、「水道料金」で3.7%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、電気料金・ガス料金・水道料金を滞納した経験がある割合が高かった。

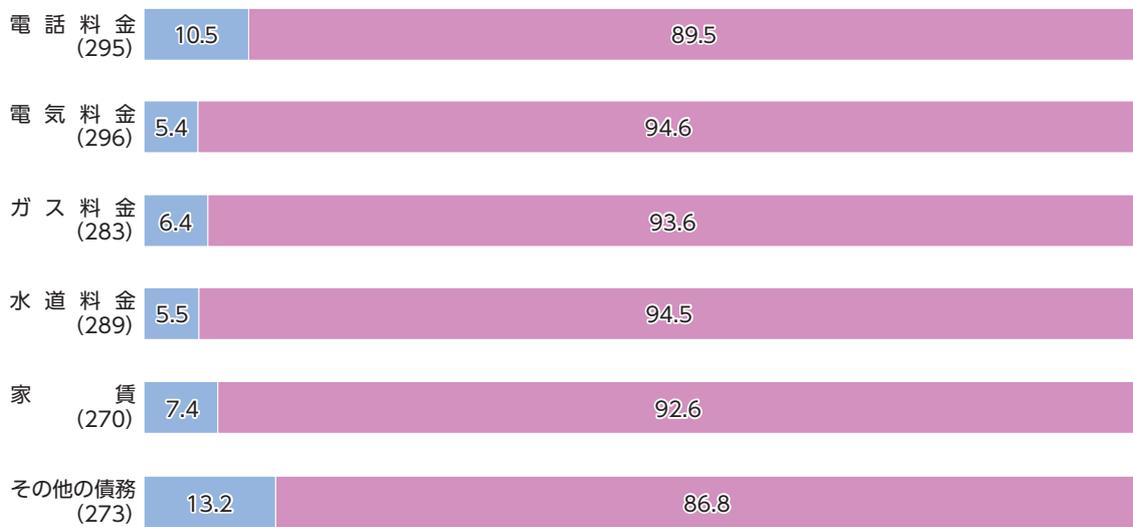
3-3-2-19図

保護者に対する調査 滞納した経験

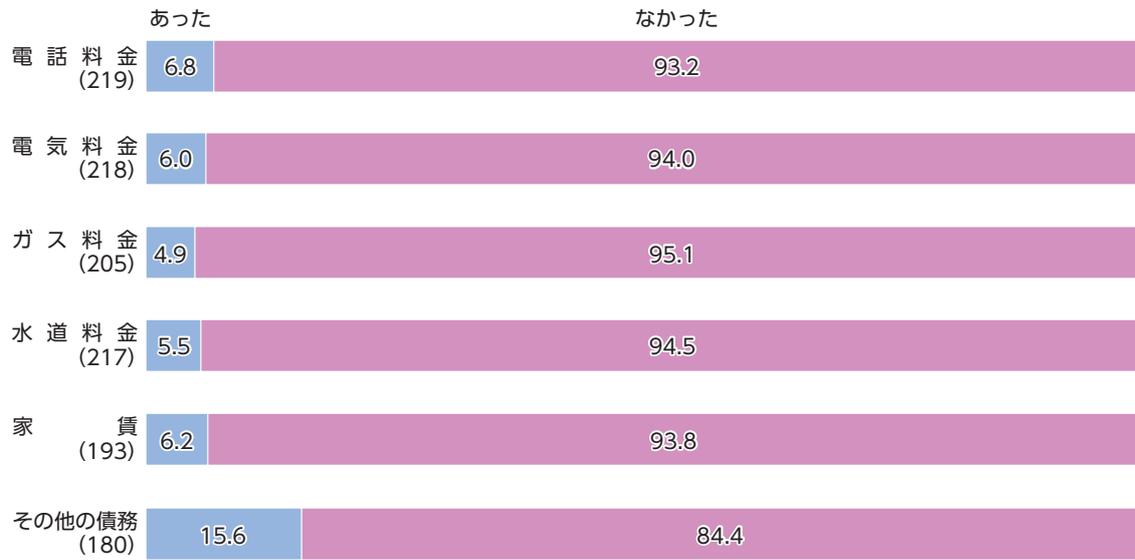
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「該当しない（支払う必要がない）」と回答した者及び滞納した経験の各項目が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## オ 子供にしていること

### 保護者に対する調査

Q あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 毎月お小遣いを渡す
- イ 毎年新しい洋服・靴を買う
- ウ 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
- エ 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）
- オ お誕生日のお祝いをする
- カ 1年に1回くらい家族旅行に行く
- キ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- ク 子供の学校行事などへ親が参加する

（選択肢）

- 1 している      2 していない（方針でしない）      3 経済的にできない

上記質問は、保護者を調査対象者として、家庭で子供にしていることについて調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-20図である。少年院在院者の家庭について見ると、「お誕生日のお祝いをする」、「クリスマスプレゼントや正月のお年玉をあげる」、「子供の学校行事などへ親が参加する」という、年中行事を「している」又は学校行事等に参加を「している」の構成比が8割以上と高かった。反対に、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」は、「している」の構成比が25.4%と低く、「経済的にできない」の構成比も1割程度を占めていた。

保護観察処分少年の家庭について見ると、少年院在院者の家庭と同様に、年中行事を「している」又は学校行事に参加を「している」の構成比が7割以上と高かった。反対に、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」は、「している」の構成比が19.6%と低く、「経済的にできない」の構成比も1割程度を占めていた。

「経済的にできない」の構成比が最も高かった項目は、少年院在院者と保護観察処分少年の

家庭共に、「1年に1回くらい家族旅行に行く」であり、それぞれ17.0%、17.1%であった。

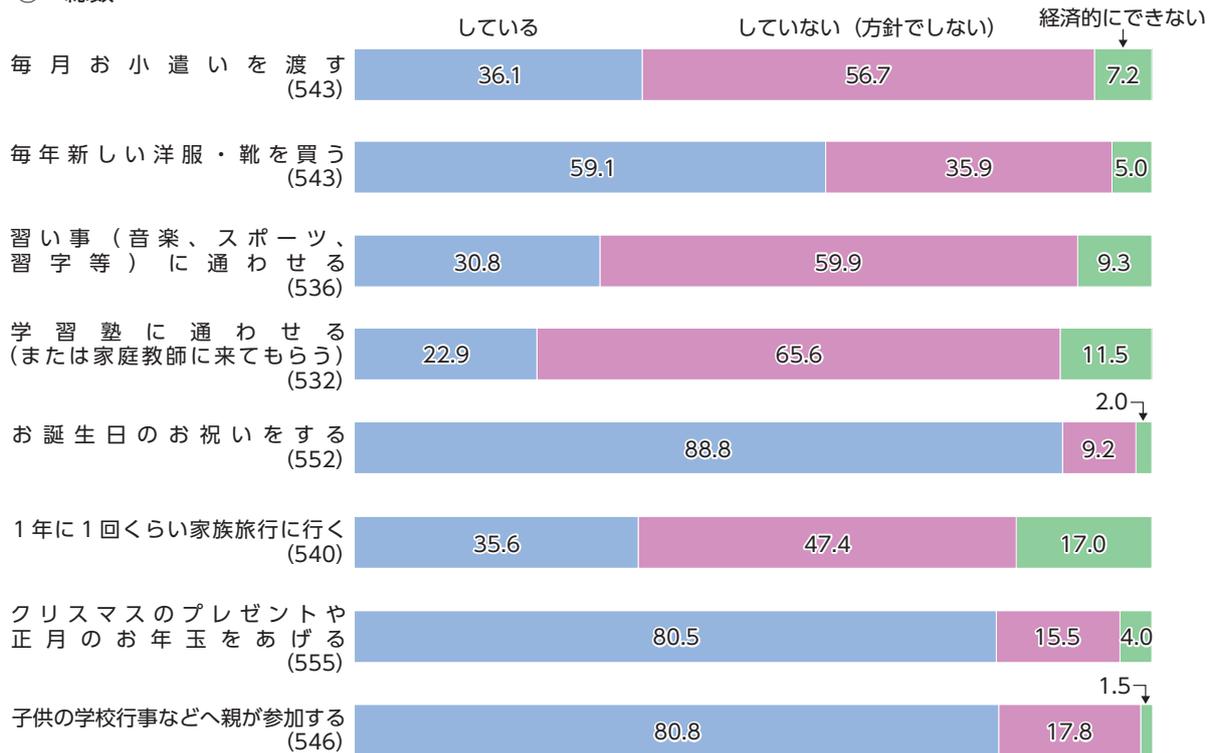
年中行事等は多くの家庭で行われているものの、家族旅行までは経済的にできない家庭が相当にあった。

調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都調査【小中高生等調査】での「子供への支出」についての保護者への調査の結果では、保護者が子供にしてあげたいのに「経済的にできない」とする割合が高い項目は、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」であり、それぞれ約1～2割という結果であり、本調査結果と類似していた。

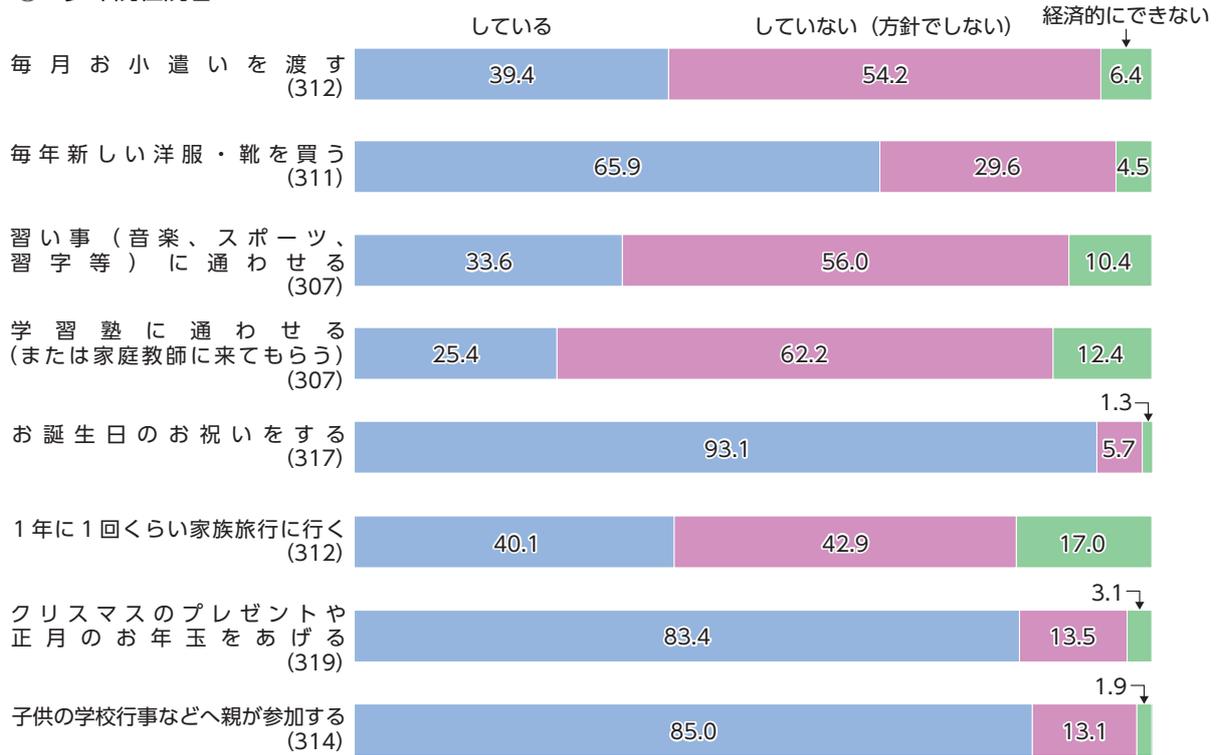
3-3-2-20図

保護者に対する調査 子供にしていること

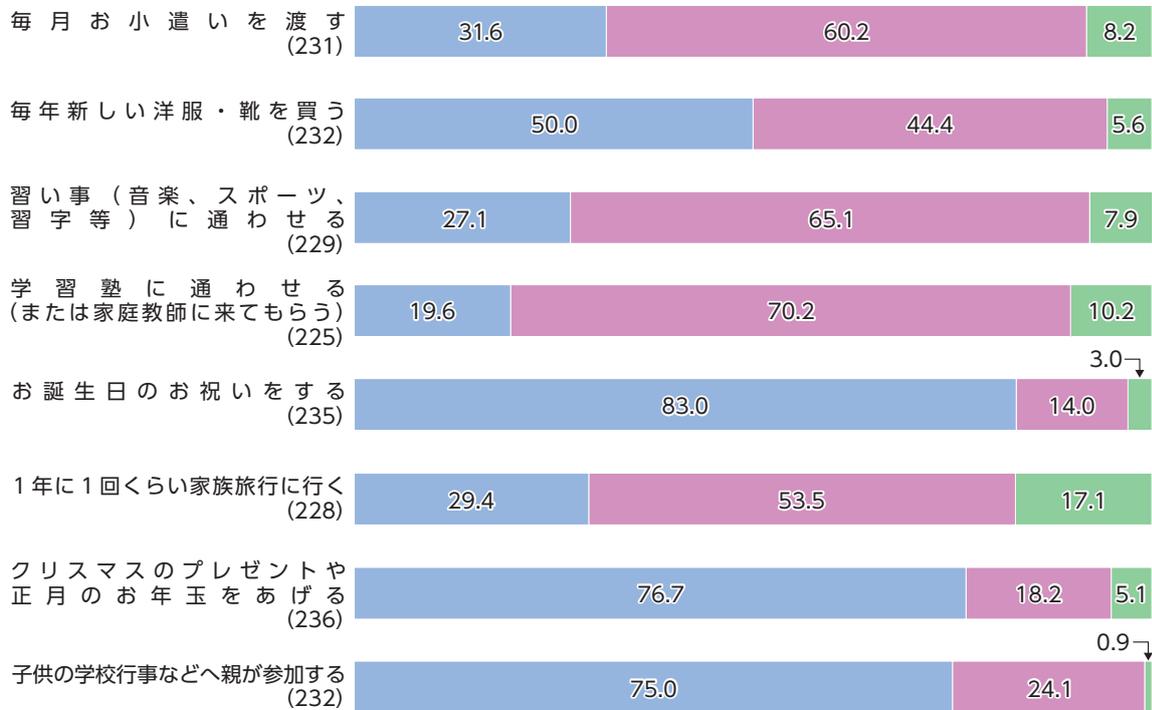
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 子供にしていることの各項目が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## カ 養育費

### 保護者に対する調査

(婚姻状況に関するQ (本節1 (4) 掲載) で「2 離婚」を選んだ人にお聞きします。)

Q 離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。

また、養育費を現在受け取っていますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

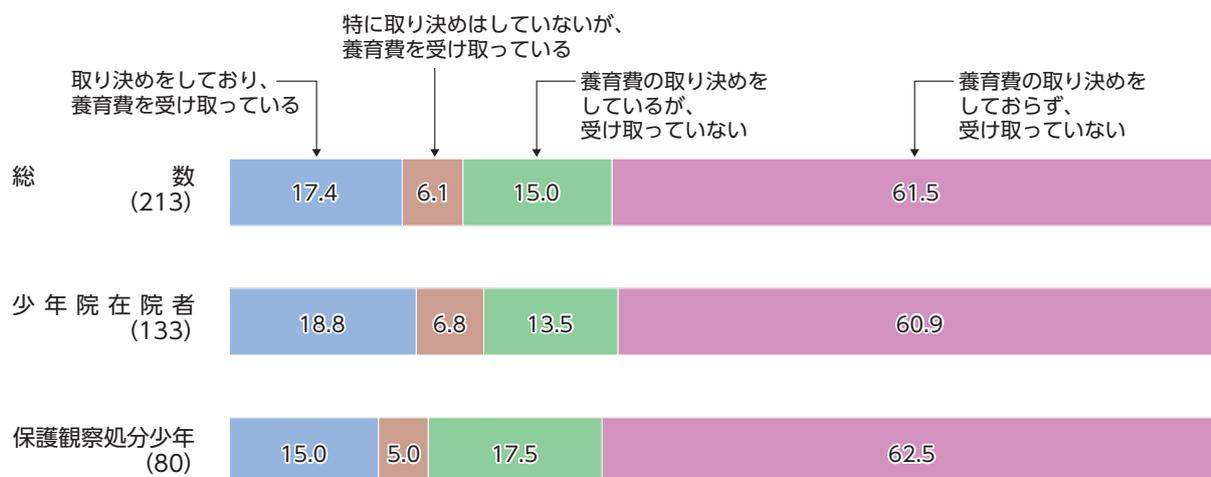
- 1 取り決めをしており、養育費を受け取っている
- 2 特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている
- 3 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない
- 4 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない

上記質問は、婚姻状況で離婚を選択した保護者を調査対象者として、子供の養育費の取決め及び受取状況を調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-21図である。少年院在院者及び保護観察処分少年の保護者共に、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」者が最も多く、約6割であり、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」と合わせると、7割以上の保護者が養育費を受け取っていないかった。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査での「養育費の取り決めの有無」についての保護者への調査の結果では、婚姻の状況について「離婚」と回答した保護者のうち66.1%が、養育費を受け取っていない（「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」又は「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」）と回答していた。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の保護者の方が、養育費を受け取っていない割合が高かった。

3-3-2-21 図

保護者に対する調査 子供の養育費の取決め及び受取状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 婚姻状況において「離婚」と回答した者に限る。  
 3 養育費の取決め及び受取状況が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## キ 持っている物

### 少年に対する調査

Q あなたは、以下の物を持っていますか。ア～コについて、あなたの状況に最も近い番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- ア 新しい（誰かのお古でない）洋服
- イ 最低2足のサイズの合った靴
- ウ 冬用のダウンジャケット・ダウンコート
- エ 自分専用の布団またはベッド
- オ インターネットにつながるパソコン
- カ 自分の部屋
- キ 月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金
- ク スマートフォン又はタブレット
- ケ 友人と遊びに出かけるお金
- コ 自分に投資するお金（自分の成長や資格取得のために使うお金のこと。自己啓発本、職業訓練コースなど）

(選択肢)

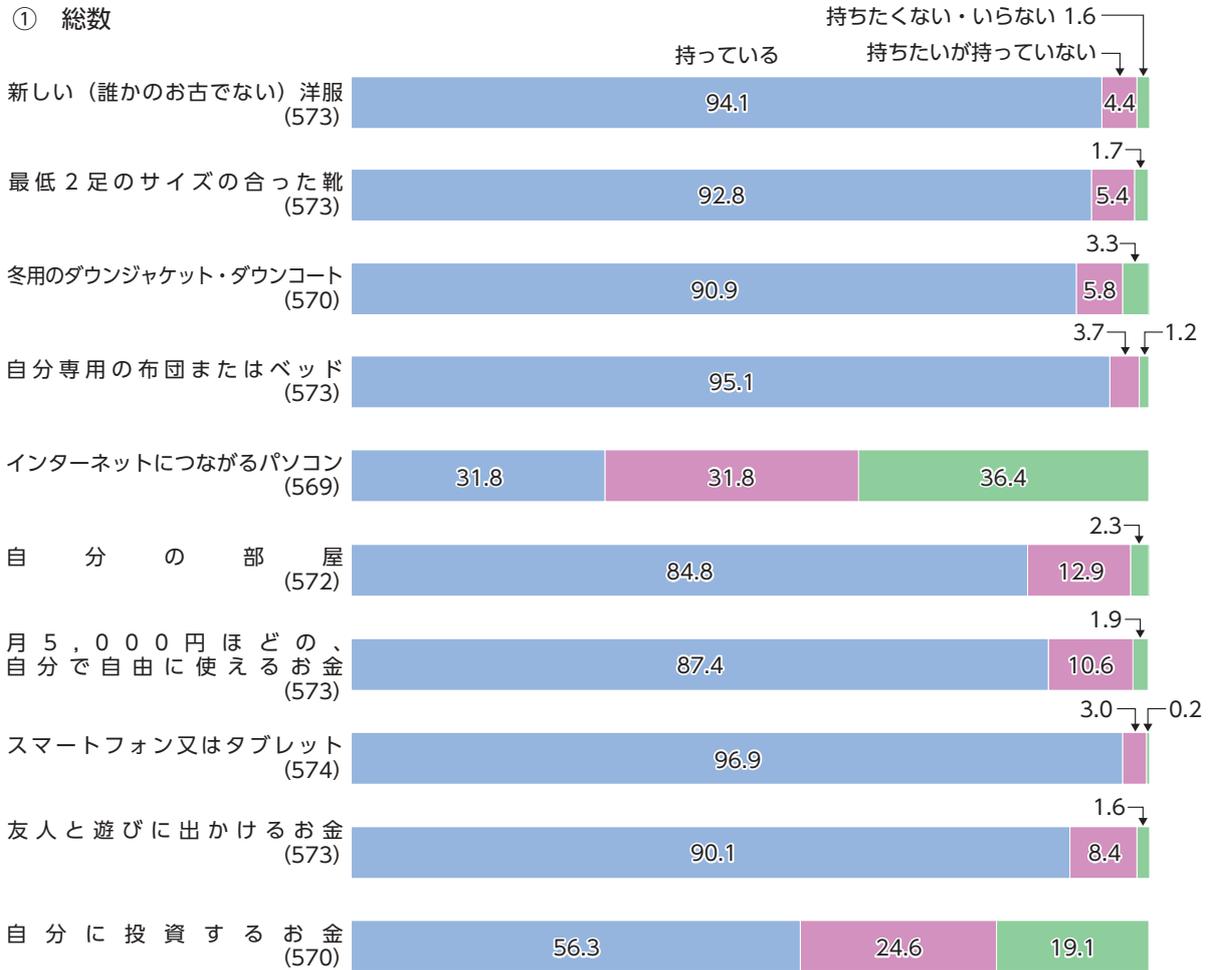
- 1 持っている      2 持ちたいが持っていない      3 持ちたくない・いない

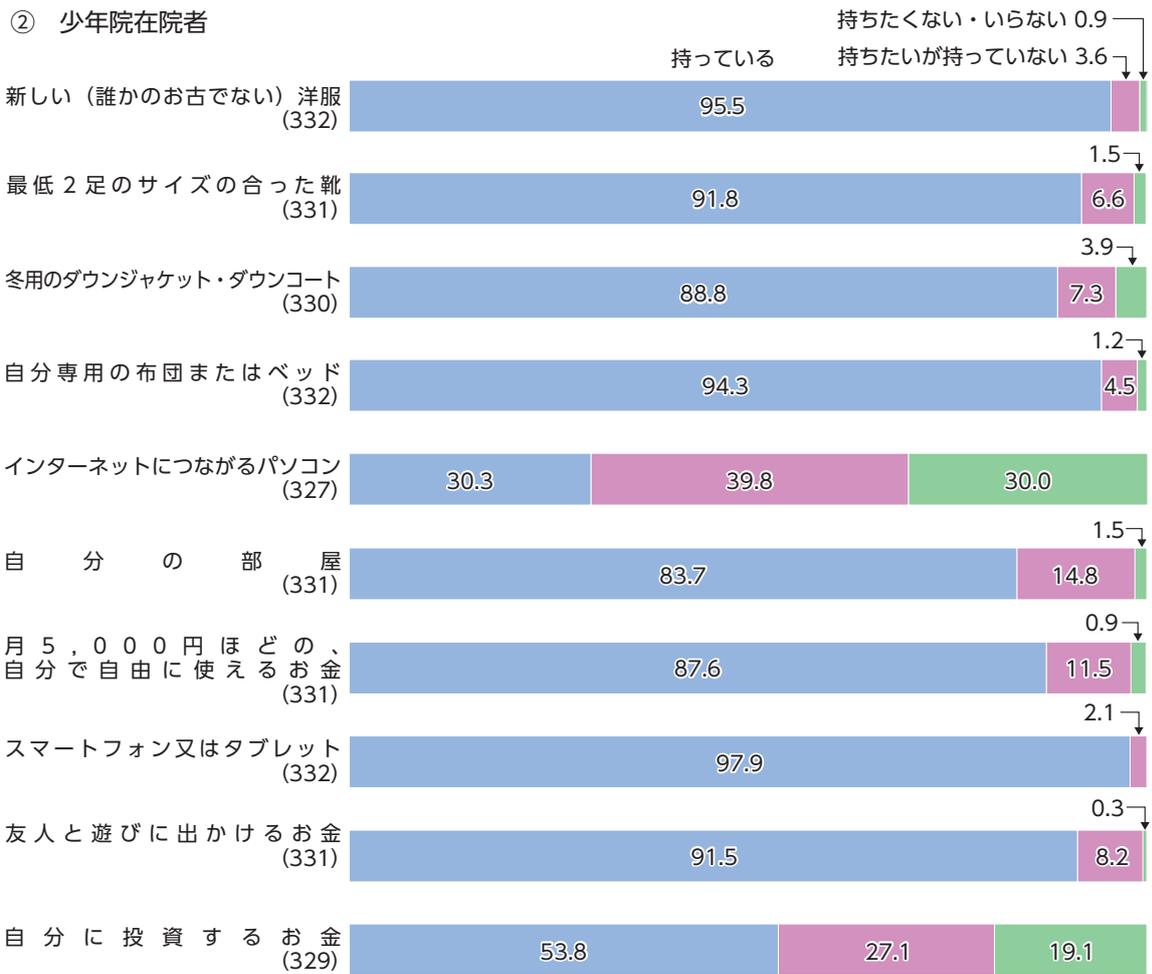
上記質問は、少年を調査対象者として、少年院在院者及び保護観察処分少年が持っている物について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-22図である。少年院在院者及び保護観察処分少年共に、衣類など生活に必要なものから「友人と遊びに出かけるお金」といった遊興費まで、多くの項目において、「持っている」の構成比が8～9割以上と高い中で、反対に、「持っている」の構成比が低かったものは、「インターネットにつながるパソコン」及び「自分に投資するお金」であった。「インターネットにつながるパソコン」について、「持っている」の構成比は、少年院在院者及び保護観察処分少年共に3割程度であったが、詳細を見ると、少年院在院者の場合は「持ちたいが持っていない」の構成比が39.8%と高かったのに対し、保

保護観察処分少年の場合は「持ちたくない・いらぬ」の構成比が45.0%と高かった。なお、「スマートフォン又はタブレット」を「持っている」の構成比は、少年院在院者が97.9%、保護観察処分少年が95.5%と高く、ほとんどの者がスマートフォン又はタブレットを所持しており、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、スマートフォン等が主な通信手段であることがうかがえる。

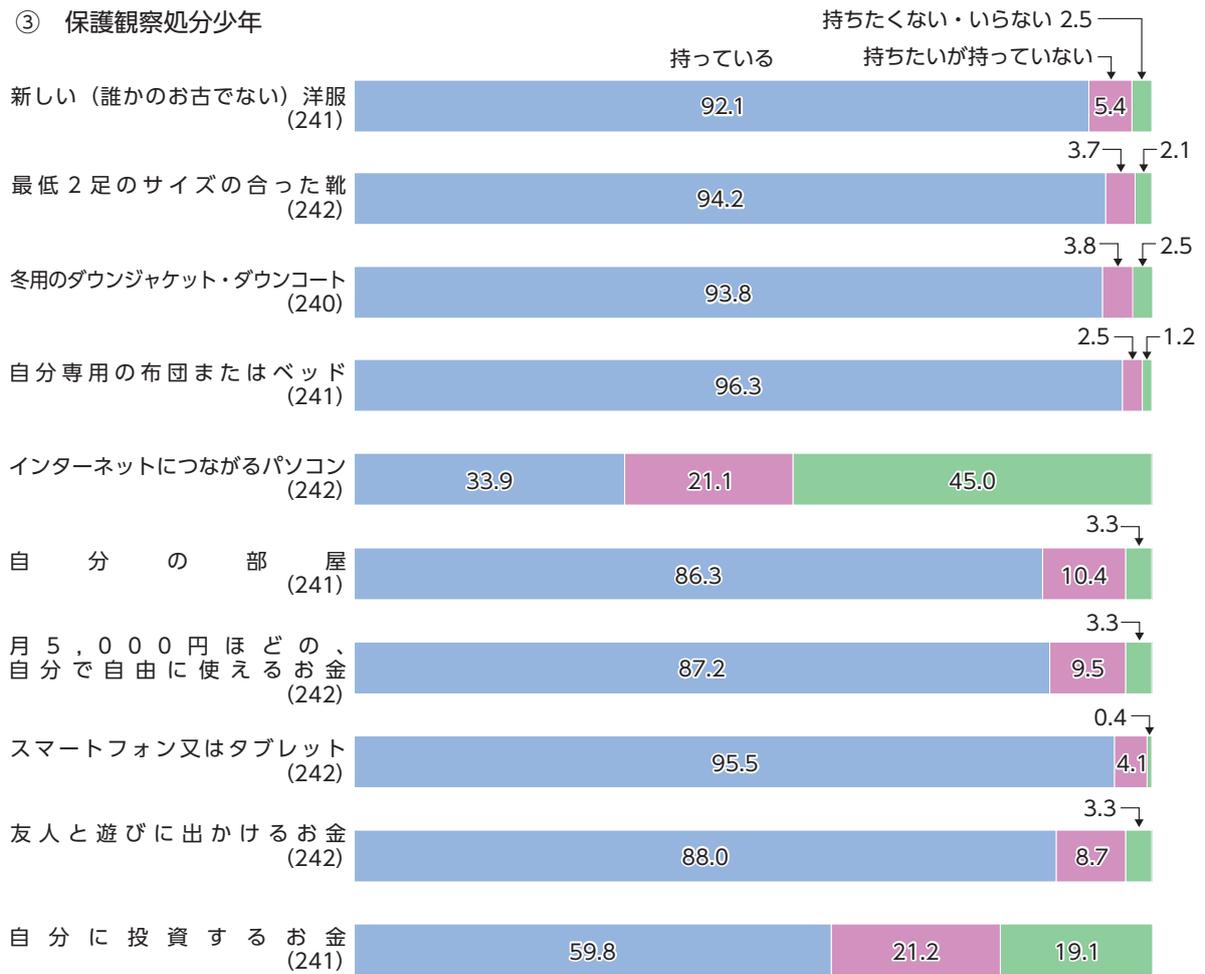
調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都調査【小中高校生等調査】での「子供の所有物の欠如」についての結果を見ると、16-17歳の少年においては、「自分に投資するお金（自己啓発本、職業訓練コースなど）」（30.1%）、「月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金」（19.2%）、「インターネットにつながるパソコン」（18.6%）の順に、欲しいが持っていない割合が高いという結果であった。少年院在院者及び保護観察処分少年も、自分に投資するお金を持ちたいが持っていない者が比較的多いという傾向が同じであった。一方、東京都の上記調査では、16-17歳の少年において、欲しいが持っていない割合が低いものは、低い順に、「新しい（誰かのお古でない）洋服」及び「最低2足のサイズの合った靴」（いずれも1.8%）、「冬用のダウンジャケット・ダウンコート」（2.8%）という結果であった。これらの物については、少年院在院者及び保護観察処分少年の方が、持ちたいが持っていない割合が高かった。

3-3-2-22図 少年に対する調査 持っている物





③ 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 持っている物の各項目が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## ク 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

### 保護者に対する調査

Q あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により2020年2月以前から比べて、どのように変わりましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 世帯全体の収入の変化
- イ 生活に必要な支出の変化
- ウ お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと
- エ お子さんと話をする事
- オ 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること
- カ あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

(選択肢)

- 1 増えた    2 減った    3 変わらない

上記質問は、保護者を調査対象者として、家庭生活への新型コロナウイルス感染症拡大の影響について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-2-23図である。少年院在院者及び保護観察処分少年の家庭共に、いずれの項目についても「変わらない」が最多であり、半数以上を占めていたが、世帯全体の収入が「減った」家庭がそれぞれ38.0%、38.3%と4割近くあり、生活に必要な支出が「増えた」家庭もそれぞれ3割程度あった。また、「お子さんと話をする事」が「増えた」と回答した保護者は、少年院在院者では27.1%、保護観察処分少年では31.2%と3割程度を占めていた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少する中で生活に必要な支出が増え、経済的に苦しくなった家庭が一定数あることが推察される。また、感染症拡大防止のためにステイホームが推奨された影響が想定されるが、子供と話をする時間が増えた家庭も3割程度あった。

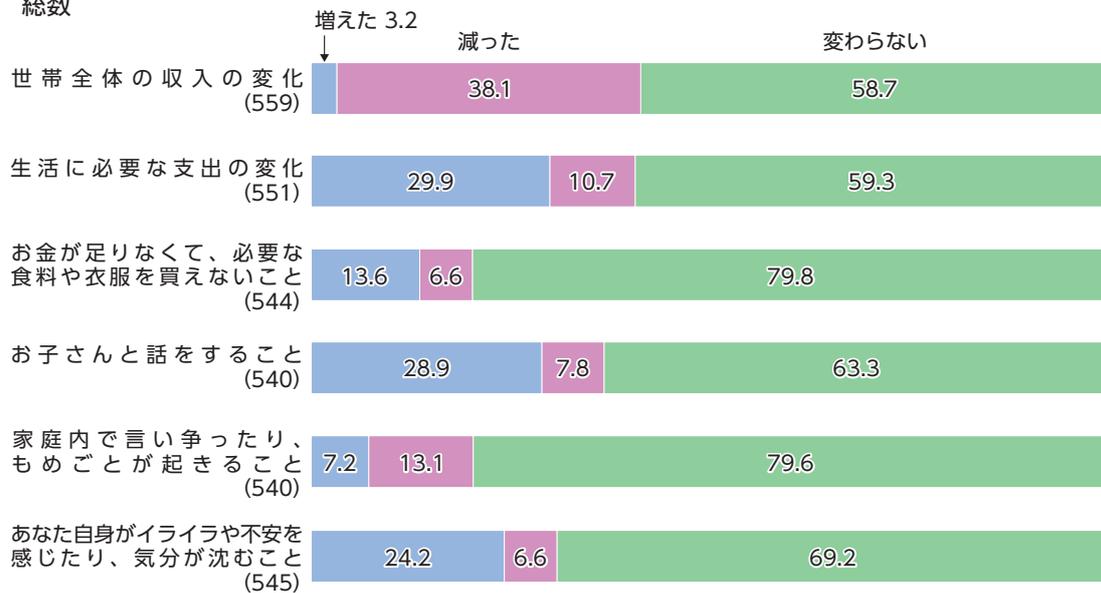
調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府調査における保護者への調査の結果では、「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容」

について、「世帯全体の収入の変化」は「減った」が32.5%、「生活に必要な支出の変化」は「増えた」が43.4%、「お子さんと話をすること」は「増えた」が33.6%となっており、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、「世帯全体の収入の変化」の「減った」の構成比が高い一方、「生活に必要な支出の変化」の「増えた」及び「お子さんと話をすること」の「増えた」の構成比は低かった。

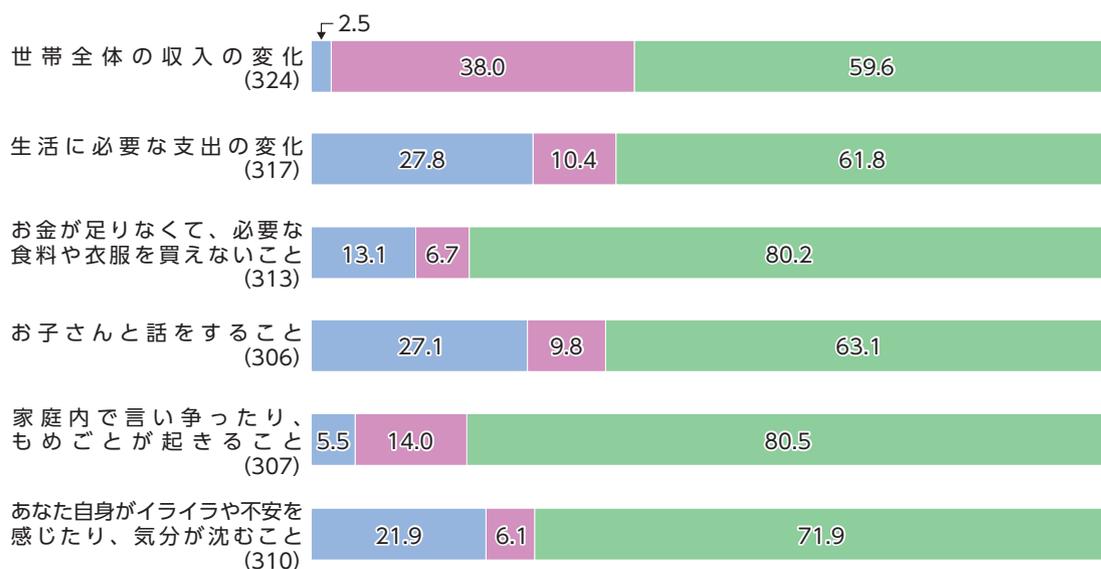
3-3-2-23 図

保護者に対する調査 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

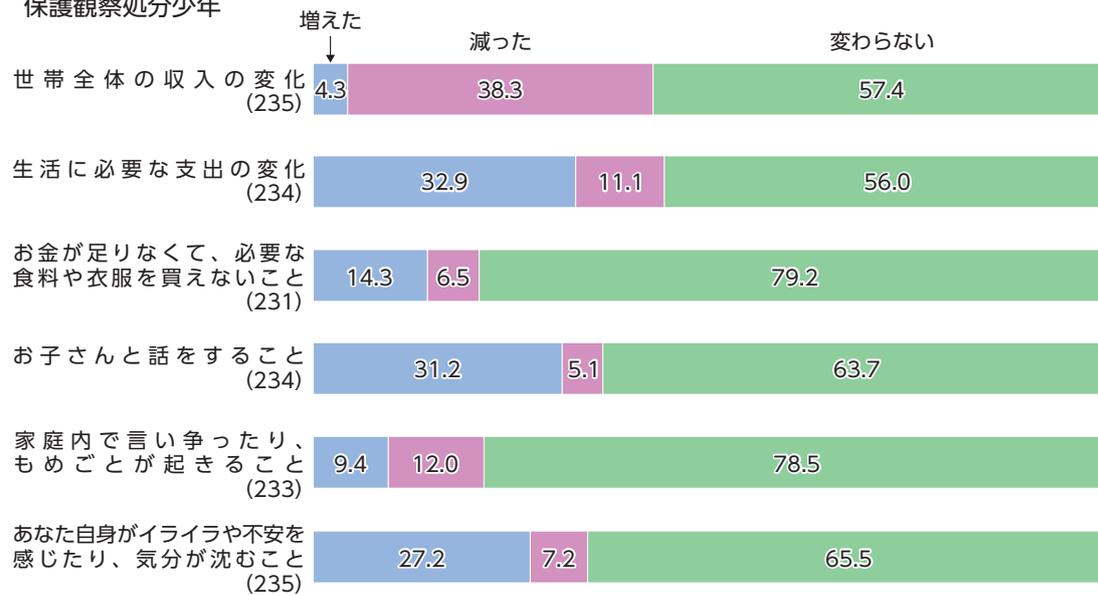
① 総数



② 少年院在院者



③ 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響の各項目が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

ケ 生活困窮層・周辺層・非生活困難層について

少年院在院者及び保護観察処分少年について、世帯の経済状況により分析するため、世帯収入、必要とする食料・衣服が買えなかった経験、滞納した経験、子供にしていることに係る質問項目への回答結果に基づいて、東京都調査【小中高校生等調査】で用いられた「生活困難度」指標（生活困難層（困窮層、周辺層）、一般層に分類）を参考にして、生活困窮層、周辺層、非生活困難層の三つの層に分類した。

分類方法について、まず、(4)アのQの各カテゴリーの中央の値（「900万円以上」は950万円とする。）をもって当該世帯の世帯収入とし、世帯収入を世帯人数の平方根で除した値が、厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021）を元に所得金額の中央値を平均世帯人数の平方根で除し、さらに2分の1を乗じた値である143万円未満であった場合を「低所得」に該当すると判断した。次に、(4)イないしエのQの各項目に基づき、食料・衣服が買えなかった経験又は滞納した経験のうち、いずれかの経験がある場合に「家計のひっ迫」に該当し、(4)オのQに基づき、子供にしていることについて、経済的にできないが1項目でもあった場合に「子供の体験の欠如」に該当すると判断した。そして、「低所得」、「家計のひっ迫」、「子供の体験の欠如」という三つの要素のうち、二つ以上に該当する世帯を生活困窮層、一つのみ該当す

る世帯を周辺層、一つも該当しない世帯を非生活困難層とした。

生活困窮層、周辺層、非生活困難層の三つの層に分類した結果を見たものが3-3-2-24表である。少年院在院者の世帯では、生活困窮層が69人（27.5%）、周辺層が42人（16.7%）であり、保護観察処分少年の世帯では、生活困窮層が34人（20.9%）、周辺層が34人（20.9%）であった。

調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都調査【小中高校生等調査】での生活困難層の割合を見ると、16-17歳においては、困窮層が6.9%、周辺層が17.1%であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、生活困窮層の構成比が高かった。

3-3-2-24表 保護者に対する調査 経済状況

① 総数

経済状況	区分	項目	度数	構成比	経済状況別合計
生活困窮層	3項目に該当	低所得+家計のひっ迫+子供の体験の欠如	28	(6.8)	(6.8)
	2項目に該当	低所得+家計のひっ迫	36	(8.7)	(18.1)
		低所得+子供の体験の欠如 家計のひっ迫+子供の体験の欠如	9 30	(2.2) (7.2)	
周辺層	1項目に該当	低所得のみ	33	(8.0)	(18.4)
		家計のひっ迫のみ	27	(6.5)	
		子供の体験の欠如のみ	16	(3.9)	
非生活困難層	該当項目なし		235	(56.8)	(56.8)

② 少年院在院者

経済状況	区分	項目	度数	構成比	経済状況別合計
生活困窮層	3項目に該当	低所得+家計のひっ迫+子供の体験の欠如	19	(7.6)	(7.6)
	2項目に該当	低所得+家計のひっ迫	22	(8.8)	(19.9)
		低所得+子供の体験の欠如 家計のひっ迫+子供の体験の欠如	8 20	(3.2) (8.0)	
周辺層	1項目に該当	低所得のみ	19	(7.6)	(16.7)
		家計のひっ迫のみ	17	(6.8)	
		子供の体験の欠如のみ	6	(2.4)	
非生活困難層	該当項目なし		140	(55.8)	(55.8)

③ 保護観察処分少年

経済状況	区分	項目	度数	構成比	経済状況別合計
生活困窮層	3項目に該当	低所得+家計のひっ迫+子供の体験の欠如	9	(5.5)	(5.5)
	2項目に該当	低所得+家計のひっ迫	14	(8.6)	(15.3)
		低所得+子供の体験の欠如 家計のひっ迫+子供の体験の欠如	1 10	(0.6) (6.1)	
周辺層	1項目に該当	低所得のみ	14	(8.6)	(20.9)
		家計のひっ迫のみ	10	(6.1)	
		子供の体験の欠如のみ	10	(6.1)	
非生活困難層	該当項目なし		95	(58.3)	(58.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、構成比である。

## (5) ACEと経済状況の関連

3-3-2-25表は、ACEと経済状況の関連を見たものである。ACEの項目ごとに「該当あり」の者について、経済状況別の構成比を見ると、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」の項目は、生活困窮層の構成比が、非生活困難層及び周辺層の約2倍となっている。「親が亡くなったり離婚したりした」及び「家族から、食事や洗濯、入浴など身の周りの世話をしてもらえなかった」の各項目は、生活困窮層の構成比が顕著に高い。「家族から、十分に気を掛けてもらえなかった」の項目は、生活困窮層の構成比が最も高い22.0%であり、周辺層の16.2%及び非生活困難層の6.9%と各層との違いがはっきりとしている。「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」の項目は、非生活困難層の構成比が20%台であるのに対して、周辺層及び生活困窮層は40%台であった。 $\chi^2$ 検定の結果、ACEの全項目のうち8項目で有意な差が見られ、それらについて、調整済み残差を見ると、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった」の項目は、生活困窮層における「該当あり」の構成比が高く、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」及び「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の各項目は、非生活困難層における「該当なし」の構成比が高かったほか、その他の項目は、生活困窮層における「該当あり」、非生活困難層における「該当なし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-2-25表

小児期逆境体験と経済状況との関連

項目	区分	総数	経済状況			統計値
			生活困窮層	周辺層	非生活困難層	
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	該当あり	50 (12.3)	13 (13.0)	13 (17.6)	24 (10.4)	$\chi^2(2)=2.721$ $p=.257$
	該当なし	355 (87.7)	87 (87.0)	61 (82.4)	207 (89.6)	
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	該当あり	25 (6.2)	9 (9.0)	1 (1.4)	15 (6.4)	$\chi^2(2)=4.326$ $p=.115$
	該当なし	381 (93.8)	91 (91.0)	72 (98.6)	218 (93.6)	
家庭内に、うつになったり、心の病にかかったりしている人がいた	該当あり	82 (20.1)	34 (34.0)	13 (17.6)	35 (15.0)	$\chi^2(2)=16.039$ $p<.001$
	該当なし	325 (79.9)	66 (66.0)	61 (82.4)	198 (85.0)	
家庭内に、自殺を試みた人がいた	該当あり	37 (9.1)	11 (11.0)	7 (9.5)	19 (8.2)	$\chi^2(2)=0.700$ $p=.705$
	該当なし	370 (90.9)	89 (89.0)	67 (90.5)	214 (91.8)	
親が亡くなったり離婚したりした	該当あり	204 (50.4)	69 (70.4)	42 (56.8)	93 (39.9)	$\chi^2(2)=27.138$ $p<.001$
	該当なし	201 (49.6)	29 (29.6)	32 (43.2)	140 (60.1)	
家庭内に、刑務所に服役している人がいた	該当あり	16 (4.0)	8 (8.2)	3 (4.2)	5 (2.1)	$\chi^2(2)=6.680$ $p=.035$
	該当なし	386 (96.0)	89 (91.8)	69 (95.8)	228 (97.9)	
母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた	該当あり	97 (23.9)	28 (28.0)	26 (35.6)	43 (18.5)	$\chi^2(2)=10.235$ $p=.006$
	該当なし	309 (76.1)	72 (72.0)	47 (64.4)	190 (81.5)	
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった	該当あり	27 (6.6)	13 (13.0)	3 (4.1)	11 (4.7)	$\chi^2(2)=8.715$ $p=.013$
	該当なし	380 (93.4)	87 (87.0)	71 (95.9)	222 (95.3)	
家族から、十分に気に掛けてもらえなかった	該当あり	50 (12.3)	22 (22.0)	12 (16.2)	16 (6.9)	$\chi^2(2)=16.037$ $p<.001$
	該当なし	356 (87.7)	78 (78.0)	62 (83.8)	216 (93.1)	
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた	該当あり	183 (44.9)	53 (53.0)	38 (50.7)	92 (39.5)	$\chi^2(2)=6.423$ $p=.040$
	該当なし	225 (55.1)	47 (47.0)	37 (49.3)	141 (60.5)	
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた	該当あり	141 (34.6)	43 (43.0)	35 (46.7)	63 (27.2)	$\chi^2(2)=13.618$ $p=.001$
	該当なし	266 (65.4)	57 (57.0)	40 (53.3)	169 (72.8)	
家族から、性的な暴力を受けた	該当あり	8 (2.0)	4 (4.0)	2 (2.7)	2 (0.9)	$\chi^2(2)=3.868$ $p=.145$
	該当なし	397 (98.0)	95 (96.0)	72 (97.3)	230 (99.1)	

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。  
 3 「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」及び「家族から、性的な暴力を受けた」の「該当あり」は、「該当あり（1回から数回）」及び「該当あり（繰り返し）」の合計である。  
 4 ( ) 内は、総数又は経済状況別の人員における構成比である。

## (6) 小括

(1)～(5)では、家庭環境として、ACEの経験の有無、養育の状況、保護者の状況及び経済状況を見るとともに、ACEと経済状況の関連を分析した。

### ア ACEの経験の有無(本項(1)参照)

ACEを有する者(3-3-2-1表において、いずれかの項目一つ以上で「該当あり」とした者。以下同じ。)の構成比は、少年院在院者・保護観察処分少年で、それぞれ86.3%、56.5%であり、非行性が進むほどACEを有する傾向が高いことがうかがえる。

### イ 養育の状況(本項(2)参照)

幼少期の養育者については、少年院在院者・保護観察処分少年共に、有意な差が見られ、ACEなしは、両親の構成比が高い傾向があった。子育てのつらかったこととして、少年院在院者は、子供の育てにくさで有意な差が見られ、ACE重篤の構成比が高い傾向があった。保護観察処分少年は、子供の非行で有意な差が見られ、ACE重篤の構成比が高い傾向があった。そのほか、進学の見通しでは、保護観察処分少年で有意な差が見られ、ACEなしが、大学又はそれ以上の構成比が高い一方、ACE重篤は、その構成比が低く、進学期待が低い傾向が見られた。家族としたことがある経験では、少年院在院者につき、多くの項目で有意な差が見られ、ACE重篤は該当率が低い傾向があった。

### ウ 保護者の状況(本項(3)参照)

保護者が成人するまでの経験(両親の離婚、親からの暴力、育児放棄(ネグレクト)等)では、少年院在院者の保護者は、ACE重篤が、「いずれも経験したことがない」で該当率が低く、保護観察処分少年の保護者は、ACE重篤が、「親から暴力を振るわれた」、「育児放棄(ネグレクト)された」で該当率が高かった。精神的な不調による受診歴は、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、有意な差が見られ、ACE重篤は、受診歴がある者の構成比が高かった。保護者が子供を持ってからしたことのある経験の中では、自殺念慮及び配偶者からの暴力が、ACEの項目と有意な正の相関が見られたものが多く、保護者が家庭に問題・悩みを抱えている場合、少年がACEを有する可能性が高いことが示唆された。以上から、保護者自身も困難な状況にあったことがうかがえる。

## エ 経済状況（本項（4）参照）

世帯収入は、400万円未満が4割であり、本調査の対象者のうち18歳未満の少年が約4割であったことに留意は必要であるが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021）における児童（18歳未満の未婚の者をいう。）のいる世帯のうちの400万円未満の世帯の割合（12.6%）より高い。必要とする食料・衣服が買えなかった経験がある世帯は2割台であり、生活に必要な料金の支払いについては、いずれも1割未満ではあるが、支払いができなかった世帯があった。年中行事等は、多くの家庭で行われていたが、家族旅行までは経済的にできなかった家庭があった。持っている物については、衣類、友人と遊びに出かけるお金、スマートフォン又はタブレット等は、ほとんどの者が所有していたことと比べ、インターネットにつながるパソコンと自分に投資するお金を持っていない者が多かった。生活困窮層、周辺層及び非生活困難層に分類した結果を見ると、少年院在院者の世帯では約28%、保護観察処分少年の世帯では約21%が生活困窮層であり、周辺層を合わせると、それぞれ4割を超えており、少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえる。

## オ ACEと経済状況の関連（本項（5）参照）

ACEの項目について、「該当あり」の者の経済状況別の構成比を見ると、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」、「親が亡くなったり離婚したりした」との体験のほか、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の周りの世話をしてもらえなかった」及び「家族から、十分に気を掛けてもらえなかった」との物理的ネグレクト・心理的ネグレクトの体験については、生活困窮層が最も高かった。「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」との心理的虐待の体験は、非生活困難層の構成比が20%台であるのに対し、「周辺層」及び「生活困窮層」が40%台と高かった。ACEの全項目のうち8項目で有意な差が見られ、生活困窮層は、上記5項目について、「該当あり」の構成比が高い傾向が見られ、ACEと経済状況に関連があることがうかがえた。

### 3 家庭環境から見た少年の状況

ここでは、家庭環境から見た少年の状況について見ていくこととする。以下では、(3)を除く各項目で総数を示すとともに、(1)～(4)の各項目について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別にそれぞれ分析した。

#### (1) 日常の生活状況

##### ア 食事の頻度

少年に対する調査

Q あなたは、平日（学校や仕事に行く日）に1日3食を食べますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

（少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。）

- |   |           |   |           |
|---|-----------|---|-----------|
| 1 | ほぼ毎日3食食べる | 2 | ほぼ毎日2食食べる |
| 3 | ほぼ毎日1食食べる | 4 | 1日3食より多い  |
| 5 | 1日1食より少ない |   |           |

3-3-3-1図は、少年の平日の食事の頻度を見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「ほぼ毎日3食食べる」が43.0%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】における16-17歳の「ほぼ毎日3食食べる」の構成比は86.1%であり、大きな開きがあった。調査対象者の年齢層や選択肢等に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、規則正しい食生活を送っている者が少ない傾向がうかがえた。

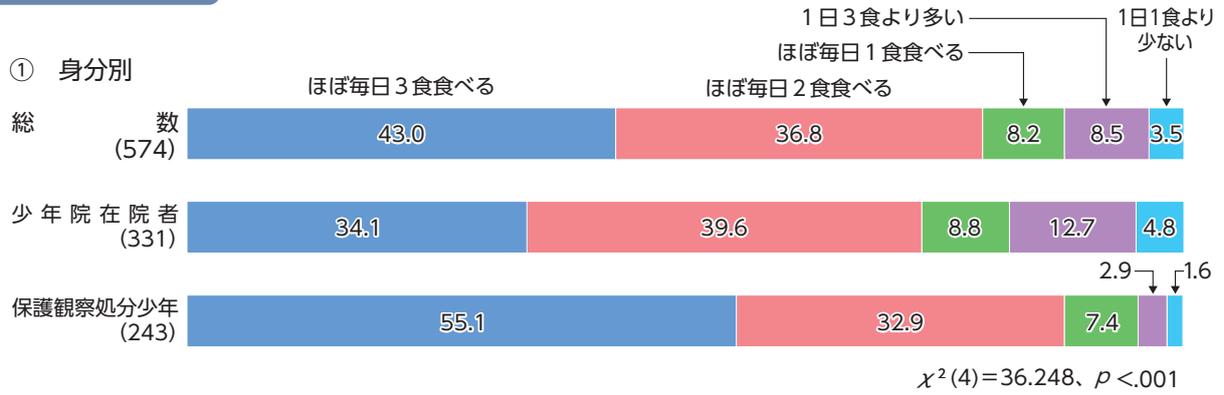
身分別に見ると、少年院在院者は、「ほぼ毎日2食食べる」(39.6%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日3食食べる」(34.1%)、「1日3食より多い」(12.7%)の順であったのに対し、保護観察処分少年は、「ほぼ毎日3食食べる」(55.1%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日2食食べる」(32.9%)、「ほぼ毎日1食食べる」(7.4%)の順であった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「1日3食より多い」及び「1日1食より少ない」の構成比が高く、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。一般的に、少年院在院者は、犯した事件の回数・内容や要保護性の程度

などの点から、保護観察処分少年に比べて、非行性が進んでいると考えられるところ、非行性が進むほど、不規則又は不十分な食生活を送っている傾向がうかがえた。

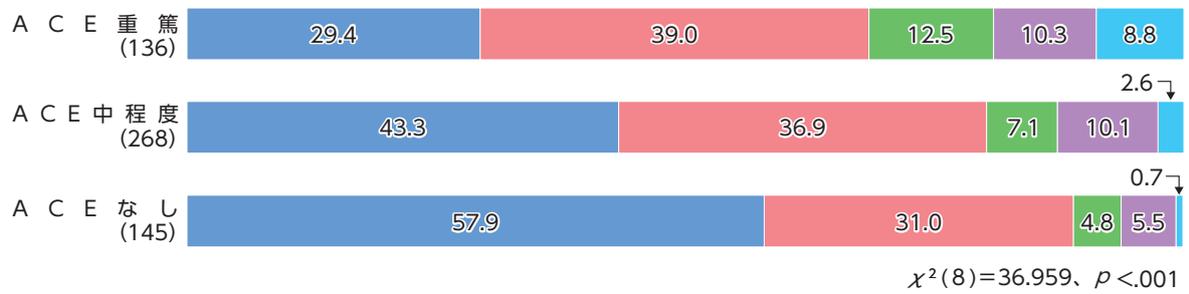
ACE累積度別に見ると、ACE重篤は、「ほぼ毎日2食食べる」(39.0%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日3食食べる」(29.4%)、「ほぼ毎日1食食べる」(12.5%)の順であったのに対し、ACEなし及びACE中程度は、「ほぼ毎日3食食べる」(それぞれ57.9%、43.3%)が最も高く、次いで「ほぼ毎日2食食べる」(それぞれ31.0%、36.9%)、「1日3食より多い」(それぞれ5.5%、10.1%)の順であった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「ほぼ毎日1食食べる」及び「1日1食より少ない」の構成比が高く、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が低い一方、ACEなしは、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が高く、「1日1食より少ない」の構成比が低い傾向が見られた。ACE重篤は、不規則又は不十分な食生活を送っている傾向がうかがえた。

経済状況別に見ると、生活困窮層は、「ほぼ毎日3食食べる」(37.3%)及び「ほぼ毎日2食食べる」(35.3%)の構成比が合計しても7割程度にとどまっている一方、「ほぼ毎日1食食べる」(12.7%)及び「1日1食より少ない」(4.9%)の構成比が合計すると2割に近かったのに対し、非生活困難層は、「ほぼ毎日3食食べる」(46.2%)及び「ほぼ毎日2食食べる」(38.0%)の構成比を合計すると8割を超え、「ほぼ毎日1食食べる」(4.7%)及び「1日1食より少ない」(2.6%)の構成比を合計しても1割に満たなかった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

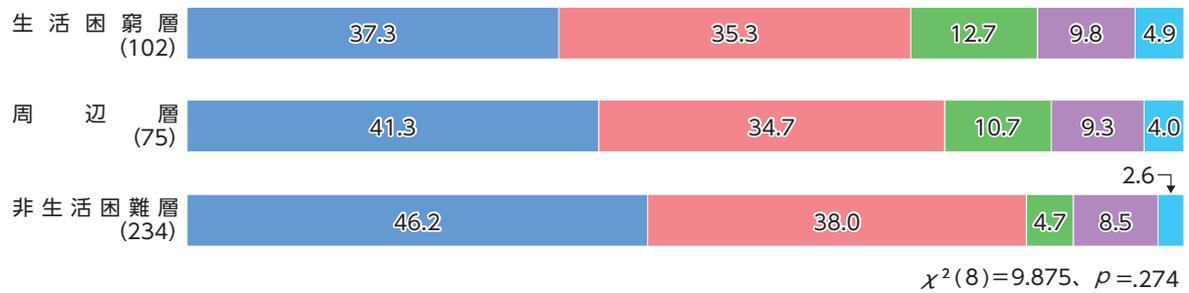
3-3-3-1図 少年に対する調査 食事の頻度



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 食事の頻度が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## イ 家族との夕食の頻度

### 少年に対する調査

Q あなたは、過去1年間の生活を振り返って、どのくらいの頻度で家族と一緒に夕食を食べましたか。

一番近いと思う番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の1年間の状況についてお答えください。)

- |   |      |   |        |   |           |   |        |
|---|------|---|--------|---|-----------|---|--------|
| 1 | ほぼ毎日 | 2 | 週に数回   | 3 | 週に1回程度    | 4 | 月に1回程度 |
| 5 | 年に数回 | 6 | 年に1回程度 | 7 | まったくしていない |   |        |

3-3-3-2図は、少年が家族と一緒に夕食を食べていた頻度を見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「ほぼ毎日」が26.5%であったのに対し、研究部報告58「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」（法務総合研究所、2018）における全国の満16歳以上の青少年の「ほぼ毎日」の構成比は、58.0%であり、大きな開きが見られた。調査対象者の年齢層に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

身分別に見ると、少年院在院者は、「週に数回」（31.6%）が最も高く、次いで「週に1回程度」（15.4%）、「ほぼ毎日」（14.5%）の順であったのに対し、保護観察処分少年は、「ほぼ毎日」（43.0%）が最も高く、次いで「週に数回」（32.6%）、「週に1回程度」（6.6%）の順であった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「週に1回程度」、「月に1回程度」、「年に数回程度」及び「まったくしていない」の構成比が高く、「ほぼ毎日」の構成比が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。少年院在院者は、保護観察処分少年に比べ、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

ACE累積度別に見ると、ACE重篤は、「ほぼ毎日」及び「週に数回」の構成比を合計すると4割未満であったのに対し、ACE中程度は6割程度、ACEなしは7割を超えていた。他方、「まったくしていない」の構成比について見ると、ACE重篤（19.0%）は、ACEなし（6.3%）の約3.0倍であった。ACE累積度が重篤になるほど、家族との夕食の頻度は低下している傾向が見られた。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE重篤は、「月に1回程度」、「年に1回程度」及び「まったくしていない」の構成比が高く、「ほぼ毎日」の

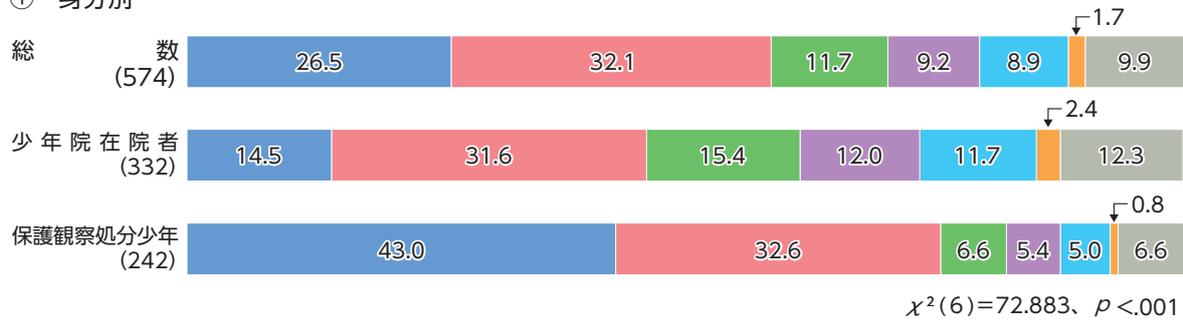
構成比が低い傾向が見られたのに対し、ACEなしは、「ほぼ毎日」の構成比が高く、「年に数回」の構成比が低い傾向が見られた。ACE重篤は、夕食を家族と一緒に食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

経済状況別に見ると、全ての層において「週に数回」が最も高く、次いで「ほぼ毎日」の順であった。「まったくしていない」の構成比は、生活困窮層（17.5%）が、非生活困難層（6.0%）の約2.9倍であった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

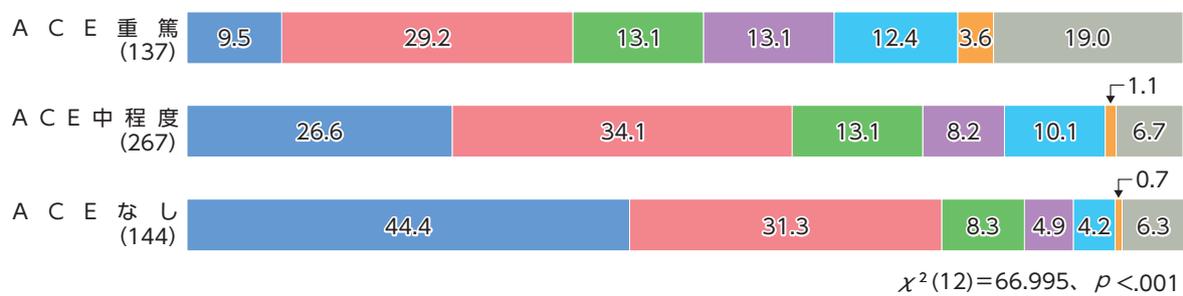
3-3-3-2図

少年に対する調査 家族との夕食の頻度

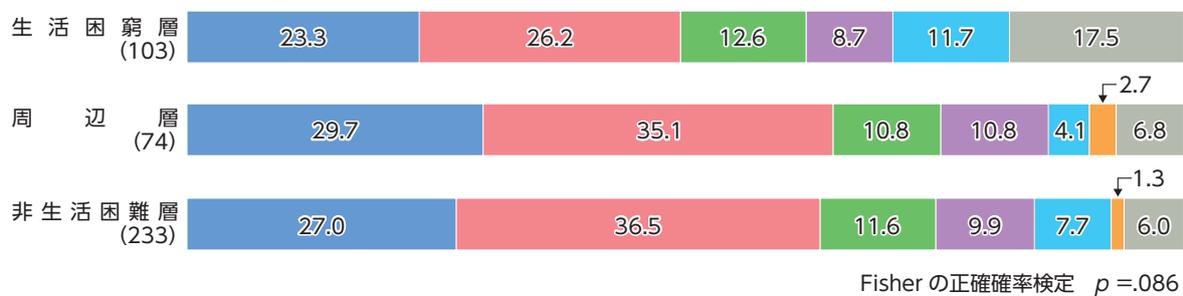
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 家族との夕食の頻度が不詳の者を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

ウ 日常の過ごし方

少年に対する調査							
Q あなたは、以下の活動をふだんどれくらいしますか。							
ア～オについて、それぞれあてはまる番号に○をひとつだけつけてください。							
(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)							
	毎日 2時間 以上	毎日 1～ 2時間	毎日 1時間 以下	1週 間に 4～ 5日	1週 間に 2～ 3日	1週 間に 1日	全 然 し な い
ア ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）	1	2	3	4	5	6	7
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	1	2	3	4	5	6	7
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	1	2	3	4	5	6	7
エ 家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）	1	2	3	4	5	6	7
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	1	2	3	4	5	6	7

3-3-3表は、少年の日常の過ごし方（ゲーム、テレビ・インターネット、家事、家族の介護などをどれくらいしていたか）について見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、東京都調査【小中高年生等調査】における16-17歳の結果と比較したところ、以下のような傾向・特徴が見られた。本調査の対象者では、「ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）」について、「毎日2時間以上」の該当率が37.0%であったのに対し、東京都調査【小中高年生等調査】では、「ゲーム機で遊ぶ」について、15.5%であった。本調査の対象者では、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」について、「毎日2時間以上」の

該当率が76.8%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、「テレビ・インターネットを見る」について、48.2%であった。「家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）」について、「毎日2時間以上」の該当率は、本調査の対象者では、7.2%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、1.6%であった。本調査の対象者では、「兄弟姉妹の世話や家族の介護」について、「毎日2時間以上」の該当率が2.8%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】では、「兄弟姉妹の世話や祖父母の介護」について、1.6%であった。調査対象者の年齢層、質問内容等に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、ゲーム、テレビ、インターネット等に長時間親和し、家事や家族の世話・介護についての関与の度合いが高い傾向がうかがえた。

身分別に見ると、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られる項目があり、調整済み残差を見ると、以下のような傾向・特徴が見られた。「ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）」について、少年院在院者は、「毎日2時間以上」の該当率が高く、「全然しない」が低い傾向が見られた一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」について、少年院在院者は、「毎日2時間以上」の該当率が高く、「毎日1～2時間」、「毎日1時間以下」及び「1週間に4～5日」が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」について、少年院在院者は、「毎日2時間以上」の該当率が高く、「毎日1時間以下」が低い一方、保護観察処分少年は、逆の傾向が見られた。「家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）」について、少年院在院者は、「全然しない」の該当率が高い一方、保護観察処分少年は、低い傾向が見られた。少年院在院者は、保護観察処分少年に比べ、スマートフォンやインターネットを介してのゲーム、動画、SNS等に長時間親和している一方、家事への関与の度合いが低い傾向がうかがえた。

ACE累積度別に見ると、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られる項目があり、調整済み残差を見ると以下のような傾向・特徴が見られた。「ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）」について、ACE中程度は、「1週間に4～5日」の該当率が高い傾向が見られたのに対し、ACEなしは、「毎日1時間以下」の該当率が高く、「毎日2時間以上」が低い傾向が見られた。

「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」について、ACE中程度及びACE重篤は、「毎日2時間以上」が高いなどの傾向が見られた一方、ACEなしは、「毎日1～2時間」及び「毎日1時間以下」の該当率が高く、「毎日2時間以上」が低い傾向が見られた。「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」について、ACE重篤は、「毎日2時間以上」が高く、「毎日1時間以下」の該当率が低い傾向が見られた一方、ACEなしは、逆の傾向が見ら

れた。ACE重篤は、スマートフォンやインターネットを介しての動画、SNS等に長時間親和している傾向がうかがえた。

経済状況別の単純な比較では、「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」について、「毎日2時間以上」の該当率は、生活困窮層（73.8%）が最も高く、次いで非生活困難層（59.4%）、周辺層（55.3%）の順であった。「家事（洗濯、掃除、料理、片づけなど）」について、「全然しない」の該当率は、非生活困難層（31.9%）が最も高く、次いで周辺層（26.7%）、生活困窮層（24.8%）の順であった。「兄弟姉妹の世話や家族の介護」について、「全然しない」の該当率は、非生活困難層（72.6%）が最も高く、次いで周辺層（66.7%）、生活困窮層（62.7%）の順であった。ゲーム、動画や音楽の視聴については、経済状況の違いによる相違は見られなかった一方、メールやLINEについては、生活困窮層が長時間親和している傾向がうかがえた。家事や家族の介護等については、経済状況が厳しくなるほど「全然しない」の該当率が低い傾向がうかがえた。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られる項目はなかった。

3-3-3表

少年に対する調査 日常の過ごし方

① 身分別

項目	身分	総数	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間 に4～ 5日	1週間 に2～ 3日	1週間 に1日	全然 しない	統計値
ア ゲームをする(スマートフォンゲームを含む)	総数	576 (100.0)	213 (37.0)	120 (20.8)	68 (11.8)	12 (2.1)	31 (5.4)	13 (2.3)	119 (20.7)	$\chi^2(6)=17.223$ 、 $p=.008$
	少年院在院者	333 (100.0)	139 (41.7)	74 (22.2)	36 (10.8)	7 (2.1)	18 (5.4)	8 (2.4)	51 (15.3)	
	保護観察処分少年	243 (100.0)	74 (30.5)	46 (18.9)	32 (13.2)	5 (2.1)	13 (5.3)	5 (2.1)	68 (28.0)	
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	総数	577 (100.0)	443 (76.8)	96 (16.6)	21 (3.6)	7 (1.2)	3 (0.5)	1 (0.2)	6 (1.0)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	少年院在院者	335 (100.0)	284 (84.8)	42 (12.5)	4 (1.2)	1 (0.3)	2 (0.6)	-	2 (0.6)	
	保護観察処分少年	242 (100.0)	159 (65.7)	54 (22.3)	17 (7.0)	6 (2.5)	1 (0.4)	1 (0.4)	4 (1.7)	
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	総数	577 (100.0)	361 (62.6)	113 (19.6)	80 (13.9)	3 (0.5)	4 (0.7)	3 (0.5)	13 (2.3)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	少年院在院者	334 (100.0)	230 (68.9)	69 (20.7)	26 (7.8)	1 (0.3)	2 (0.6)	1 (0.3)	5 (1.5)	
	保護観察処分少年	243 (100.0)	131 (53.9)	44 (18.1)	54 (22.2)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	8 (3.3)	
エ 家事(洗濯、掃除、料理、片づけなど)	総数	572 (100.0)	41 (7.2)	61 (10.7)	114 (19.9)	47 (8.2)	81 (14.2)	76 (13.3)	152 (26.6)	$\chi^2(6)=17.542$ 、 $p=.007$
	少年院在院者	331 (100.0)	24 (7.3)	31 (9.4)	58 (17.5)	27 (8.2)	42 (12.7)	40 (12.1)	109 (32.9)	
	保護観察処分少年	241 (100.0)	17 (7.1)	30 (12.4)	56 (23.2)	20 (8.3)	39 (16.2)	36 (14.9)	43 (17.8)	
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	総数	566 (100.0)	16 (2.8)	23 (4.1)	28 (4.9)	15 (2.7)	34 (6.0)	45 (8.0)	405 (71.6)	$\chi^2(6)=10.346$ 、 $p=.111$
	少年院在院者	331 (100.0)	6 (1.8)	13 (3.9)	14 (4.2)	6 (1.8)	18 (5.4)	22 (6.6)	252 (76.1)	
	保護観察処分少年	235 (100.0)	10 (4.3)	10 (4.3)	14 (6.0)	9 (3.8)	16 (6.8)	23 (9.8)	153 (65.1)	

② ACE累積度別

項目	ACE累積度	総数	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間 に4～ 5日	1週間 に2～ 3日	1週間 に1日	全然 しない	統計値
ア ゲームをする(スマートフォンゲームを含む)	A C E 重篤	137 (100.0)	57 (41.6)	33 (24.1)	12 (8.8)	1 (0.7)	10 (7.3)	3 (2.2)	21 (15.3)	$\chi^2(12)=26.330$ 、 $p=.010$
	A C E 中程度	270 (100.0)	105 (38.9)	55 (20.4)	27 (10.0)	9 (3.3)	15 (5.6)	5 (1.9)	54 (20.0)	
	A C E なし	144 (100.0)	41 (28.5)	28 (19.4)	29 (20.1)	1 (0.7)	4 (2.8)	5 (3.5)	36 (25.0)	
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	A C E 重篤	137 (100.0)	116 (84.7)	14 (10.2)	3 (2.2)	-	2 (1.5)	-	2 (1.5)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	A C E 中程度	269 (100.0)	215 (79.9)	39 (14.5)	8 (3.0)	4 (1.5)	-	-	3 (1.1)	
	A C E なし	145 (100.0)	88 (60.7)	43 (29.7)	10 (6.9)	2 (1.4)	1 (0.7)	-	1 (0.7)	
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	A C E 重篤	137 (100.0)	97 (70.8)	28 (20.4)	10 (7.3)	-	1 (0.7)	-	1 (0.7)	Fisherの 正確確率検定 $p=.006$
	A C E 中程度	270 (100.0)	171 (63.3)	48 (17.8)	38 (14.1)	3 (1.1)	1 (0.4)	3 (1.1)	6 (2.2)	
	A C E なし	145 (100.0)	73 (50.3)	34 (23.4)	30 (20.7)	-	2 (1.4)	-	6 (4.1)	
エ 家事(洗濯、掃除、料理、片づけなど)	A C E 重篤	137 (100.0)	7 (5.1)	15 (10.9)	28 (20.4)	15 (10.9)	20 (14.6)	19 (13.9)	33 (24.1)	$\chi^2(12)=10.655$ 、 $p=.559$
	A C E 中程度	266 (100.0)	18 (6.8)	29 (10.9)	48 (18.0)	19 (7.1)	42 (15.8)	29 (10.9)	81 (30.5)	
	A C E なし	145 (100.0)	13 (9.0)	12 (8.3)	32 (22.1)	11 (7.6)	18 (12.4)	25 (17.2)	34 (23.4)	
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	A C E 重篤	137 (100.0)	2 (1.5)	4 (2.9)	6 (4.4)	3 (2.2)	12 (8.8)	12 (8.8)	98 (71.5)	$\chi^2(12)=13.180$ 、 $p=.356$
	A C E 中程度	263 (100.0)	9 (3.4)	12 (4.6)	12 (4.6)	8 (3.0)	12 (4.6)	14 (5.3)	196 (74.5)	
	A C E なし	143 (100.0)	4 (2.8)	5 (3.5)	9 (6.3)	2 (1.4)	9 (6.3)	18 (12.6)	96 (67.1)	

非行少年と生育環境に関する研究

③ 経済状況別

項目	経済状況	総数	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間 に4～ 5日	1週間 に2～ 3日	1週間 に1日	全然 しない	統計値
ア ゲームをする(スマートフォンゲームを含む)	生活困窮層	102 (100.0)	39 (38.2)	19 (18.6)	10 (9.8)	1 (1.0)	7 (6.9)	4 (3.9)	22 (21.6)	Fisherの 正確確率検定 p=.923
	周辺層	76 (100.0)	34 (44.7)	13 (17.1)	10 (13.2)	2 (2.6)	2 (2.6)	1 (1.3)	14 (18.4)	
	非生活困難層	234 (100.0)	85 (36.3)	52 (22.2)	28 (12.0)	6 (2.6)	12 (5.1)	7 (3.0)	44 (18.8)	
イ テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く	生活困窮層	103 (100.0)	81 (78.6)	15 (14.6)	4 (3.9)	-	-	-	3 (2.9)	Fisherの 正確確率検定 p=.205
	周辺層	76 (100.0)	60 (78.9)	9 (11.8)	5 (6.6)	2 (2.6)	-	-	-	
	非生活困難層	234 (100.0)	177 (75.6)	46 (19.7)	6 (2.6)	2 (0.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	
ウ スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする	生活困窮層	103 (100.0)	76 (73.8)	13 (12.6)	9 (8.7)	-	-	-	5 (4.9)	Fisherの 正確確率検定 p=.098
	周辺層	76 (100.0)	42 (55.3)	18 (23.7)	12 (15.8)	2 (2.6)	-	-	2 (2.6)	
	非生活困難層	234 (100.0)	139 (59.4)	52 (22.2)	32 (13.7)	1 (0.4)	3 (1.3)	2 (0.9)	5 (2.1)	
エ 家事(洗濯、掃除、料理、片づけなど)	生活困窮層	101 (100.0)	7 (6.9)	9 (8.9)	24 (23.8)	9 (8.9)	13 (12.9)	14 (13.9)	25 (24.8)	$\chi^2(12)=12.502$ 、 p=.406
	周辺層	75 (100.0)	5 (6.7)	12 (16.0)	10 (13.3)	6 (8.0)	8 (10.7)	14 (18.7)	20 (26.7)	
	非生活困難層	232 (100.0)	19 (8.2)	14 (6.0)	50 (21.6)	17 (7.3)	28 (12.1)	30 (12.9)	74 (31.9)	
オ 兄弟姉妹の世話や家族の介護	生活困窮層	102 (100.0)	2 (2.0)	5 (4.9)	4 (3.9)	3 (2.9)	9 (8.8)	15 (14.7)	64 (62.7)	Fisherの 正確確率検定 p=.214
	周辺層	75 (100.0)	2 (2.7)	4 (5.3)	6 (8.0)	1 (1.3)	8 (10.7)	4 (5.3)	50 (66.7)	
	非生活困難層	230 (100.0)	8 (3.5)	11 (4.8)	11 (4.8)	7 (3.0)	8 (3.5)	18 (7.8)	167 (72.6)	

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 日常の過ごし方が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、構成比である。

## エ 学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動への参加状況

### 少年に対する調査

Q あなたは、学校や職場・地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動に参加していますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

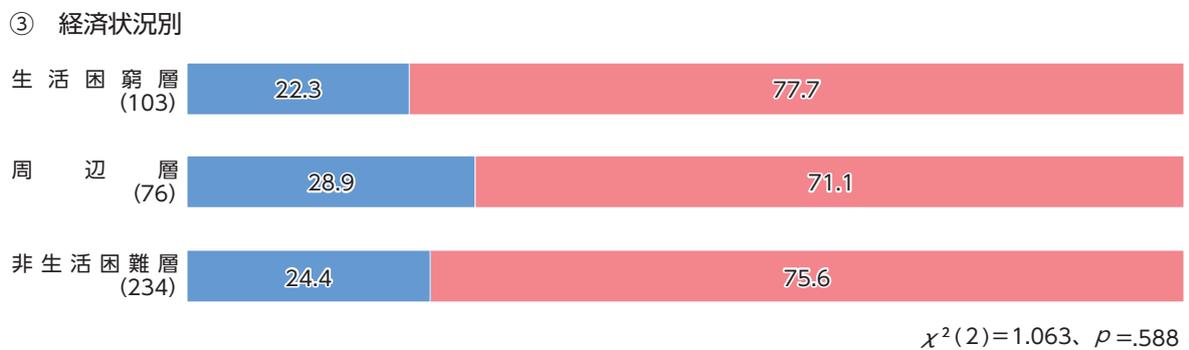
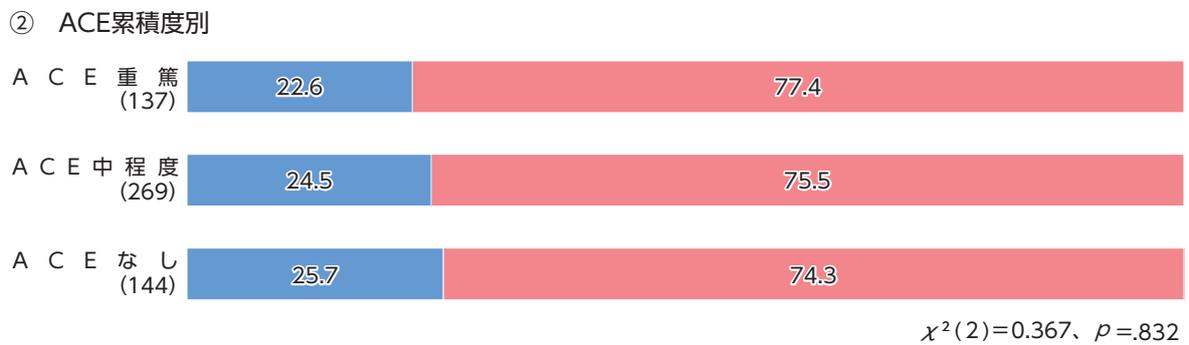
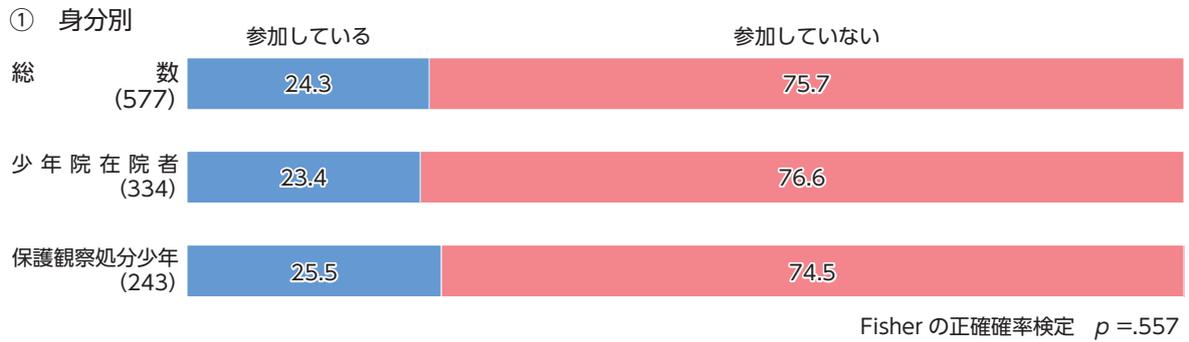
- 1 参加している
- 2 参加していない

3-3-3-4図は、少年の学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動（以下（1）において「各種活動」という。）への参加状況を見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「参加している」の構成比が24.3%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】における「学校や職場・地域のクラブやスポーツ活動の参加の有無」についての16-17歳の「参加している」の構成比は、72.9%であった。調査対象者の年齢層、質問内容に違いがあるほか、東京都調査【小中高校生等調査】の対象者では高等学校（全日制）在籍が9割を超えているなど、就学状況が大きく異なっている点には留意を要するが、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、各種活動への参加は低調である傾向がうかがえた。

身分別、ACE累積度別及び経済状況別に分析したところ、いずれも顕著な傾向等は見られず、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-4図

少年に対する調査 クラブ・サークル・ボランティア活動への参加状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 クラブ・サークル・ボランティア活動への参加状況が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## オ 参加していない理由

### 少年に対する調査

Q 参加していない理由は何ですか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 入りたいクラブ（サークルなども含む）がないから
- 2 家の事情（家族の世話、家事など）があるから
- 3 塾・予備校や習い事が忙しいから
- 4 アルバイトなど仕事が忙しいから
- 5 費用（お金）がかかるから
- 6 一緒に入る友達がいないから
- 7 その他（\_\_\_\_\_）

3-3-3-5図は、少年が各種活動に参加していない理由について見たものである。総数について、一般調査の結果と比較すると、本調査の対象者では、「塾・予備校や習い事が忙しいから」及び「アルバイトなど仕事が忙しいから」の該当率がそれぞれ0.5%及び22.9%であったのに対し、東京都調査【小中高校生等調査】における16-17歳の該当率は、それぞれ12.9%及び12.2%であった。前記エ同様、調査対象者の年齢層や就学状況等に違いがある点には留意を要するが、本調査の対象者では、各種活動へ参加していない理由として、勉学を挙げる者が極めて少ない傾向がうかがえた。

身分別に見ると、「その他」を除く理由について、身分の違いによる傾向の顕著な相違等は見られず、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差も見られなかった。

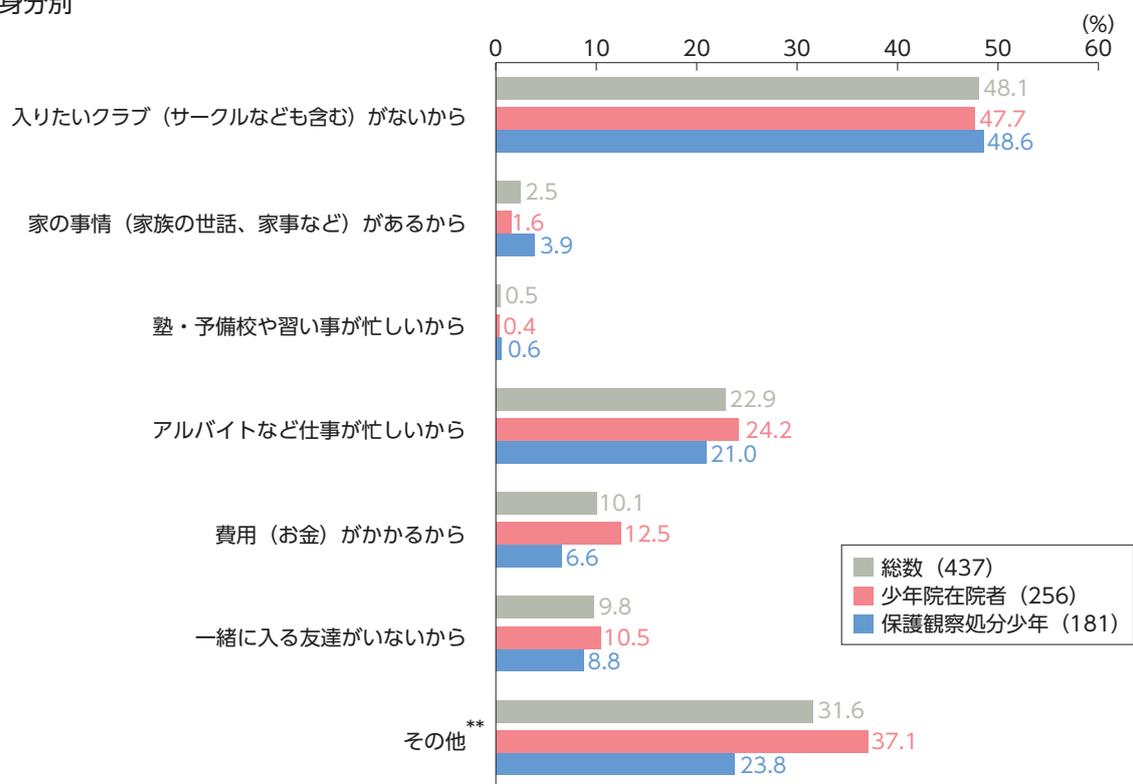
ACE累積度別に見ると、「その他」を除く理由について、ACE重篤で該当率が高くなっている項目は、「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」、「アルバイトなど仕事が忙しいから」、「費用（お金）がかかるから」及び「一緒に入る友達がいないから」であり、逆に低くなっている項目は「入りたいクラブ（サークルなども含む）がないから」であった。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた項目は、「費用（お金）がかかるから」及び「一緒に入る友達がいないから」であり、ACE重篤は、自らの意思とは別に、金銭面のほか、家族の事情や人間関係を参加しない理由として選択する者が多くなる傾向がうかがえた。

経済状況別に見ると、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られる項目はなかった。

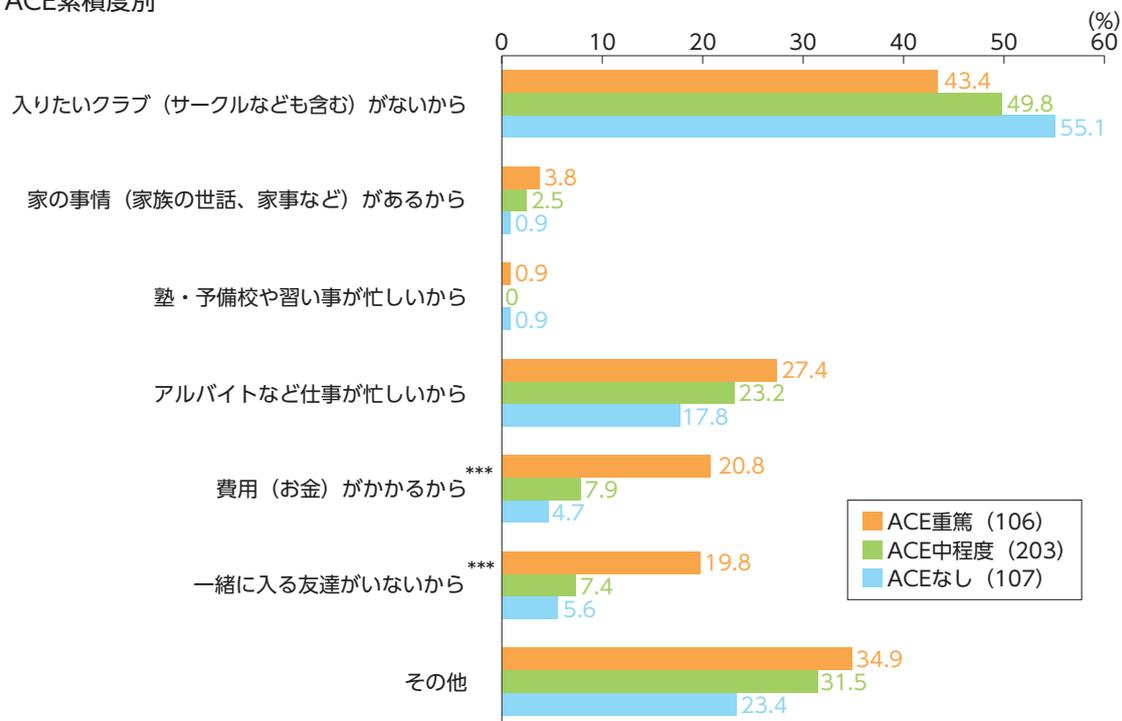
3-3-3-5図

少年に対する調査 クラブ・サークル・ボランティア活動へ参加していない理由

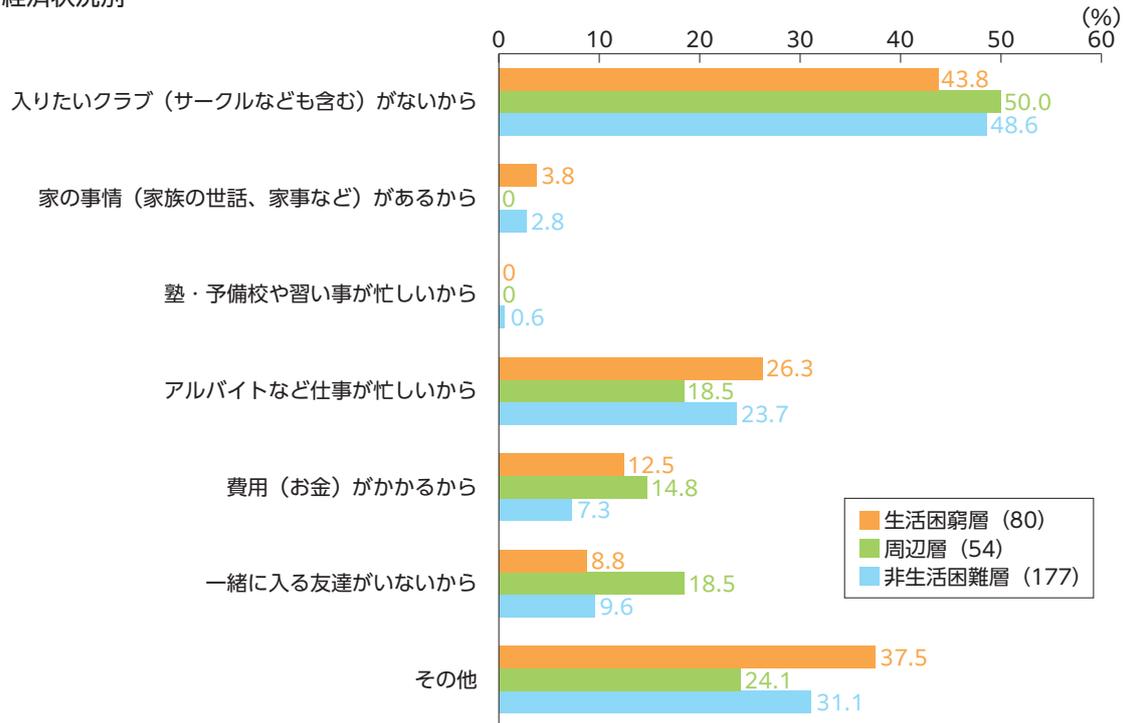
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 クラブ・サークル・ボランティア活動に参加していないと回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 ( )内は、実人員である。  
 4 \*\*\*は $p<.001$ 、\*\*は $p<.01$ 、\*は $p<.05$ を示す。①の $p$ 値は、Fisherの正確確率検定による正確有意確率である。②及び③の $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定による。）である。

カ 小括

(1)では、食生活や日常の過ごし方、各種活動への参加状況等に係る項目について分析した。まず、調査対象者の年齢層が異なること等に留意する必要があるが、一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、食生活が不規則又は不十分であり、家族との夕食の頻度が低い一方、ゲーム、テレビ、インターネット等に長時間親和しており、家事や家族の世話・介護については関与の度合いが高い傾向がうかがえた。各種活動への参加状況は低調であり、その理由について勉学以外の理由が多い傾向がうかがえた。

身分別、ACE累積度別、経済状況別で見ると、食生活に関して、経済状況別では、構成比の単純な比較で、生活困窮層は非生活困難層と比べ、不規則又は不十分な食生活を送り、家族との夕食の頻度も低いことがうかがえたほか、身分別、ACE累積度別では有意な差が見られ、少年院在院者及びACE重篤は、共通して、不規則又は不十分な食生活となり、夕食を家族と一緒に食べる頻度が少ない者が多い傾向がうかがえた。

日常の過ごし方に関しては、経済状況別では、構成比の単純な比較で、生活困窮層ほど、

SNS等については長時間親和する一方、家事や家族の介護等については全然しない者が減少する傾向がうかがえた。また、身分別、ACE累積度別では有意な差が見られた項目があり、少年院在院者は、スマートフォンやインターネットを介してのゲーム、動画、SNS等に長時間親和している一方、家事を全然しない者も多い傾向がうかがえた。ACE重篤は、動画やSNS等に長時間親和している傾向がうかがえた。

学校・職場等におけるサークル等、各種活動に参加していない理由について、ACE累積度別で有意な差が見られ、ACE重篤は、自らの意思とは別に、金銭面のほか、家族の事情や人間関係を選択するものが多くなる傾向がうかがえた。

## (2) 就学、就労の状況

### ア 中学2年の頃の勉強の仕方

#### 少年に対する調査

Q あなたは、中学2年の頃、学校の授業以外で、どのように勉強をしていましたか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

※ 中学2年になっていない人や、中学2年で現在少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。

- 1 自分で勉強した
- 2 塾で勉強した
- 3 学校の補習を受けた
- 4 家庭教師に教えてもらった
- 5 地域の人などが行う無料の勉強会に参加した
- 6 家の人に教えてもらった
- 7 友達と勉強した
- 8 その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 9 学校の授業以外で勉強はしなかった

上記質問は、少年を調査対象者として、中学2年の頃における、学校の授業以外での勉強について調査したものであり、3-3-3-6図は、その調査結果を見たものである。身分別について、

Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「自分で勉強した」、「塾で勉強した」、「友達と勉強した」、「学校の補習を受けた」、「家の人に教えてもらった」及び「学校の授業以外で勉強はしなかった」であった。

ACE累積度別及び経済状況別について、 $\chi^2$ 検定の結果、いずれも有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE累積度別で該当率が高い傾向が見られた項目は、ACE中程度の「学校の授業以外で勉強はしなかった」、ACEなしの「自分で勉強した」、「塾で勉強した」、「友達と勉強した」及び「学校の補習を受けた」であった。該当率が低い傾向が見られた項目は、ACE重篤では「塾で勉強した」、ACE中程度では「自分で勉強した」及び「塾で勉強した」、ACEなしでは「学校の授業以外で勉強はしなかった」であった。

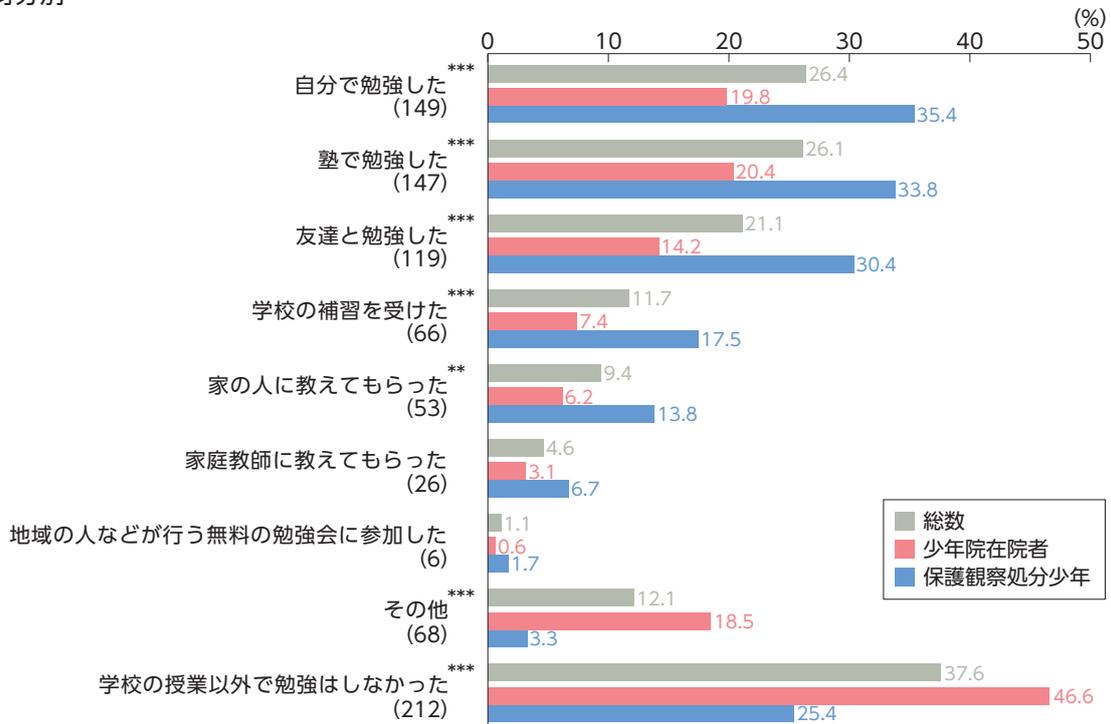
経済状況別について、該当率が高い傾向が見られた項目は、生活困窮層の「学校の授業以外で勉強はしなかった」並びに非生活困難層の「塾で勉強した」及び「家の人に教えてもらった」であり、該当率が低い傾向が見られた項目は、生活困窮層及び周辺層の「塾で勉強した」、生活困窮層の「家の人に教えてもらった」並びに非生活困難層の「学校の授業以外で勉強はしなかった」であった。

これらのことから、少年院在院者と比較して非行が進んでいないと考えられる保護観察処分少年や、比較的、家庭生活に問題が少なかったと考えられるACEなし、経済的な困窮度合いが低いと考えられる非生活困難層においては、何らかの手段により学校の授業以外での学習機会が担保されている傾向が見られた。もっとも、本調査の対象者のうち、「学校の授業以外で勉強はしなかった」の該当率が最も低かったのは、ACEなしの19.3%である一方、内閣府調査における「ふだんの勉強の仕方」についての回答では、「学校の授業以外で勉強はしない」の該当率は4.9%であるため、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

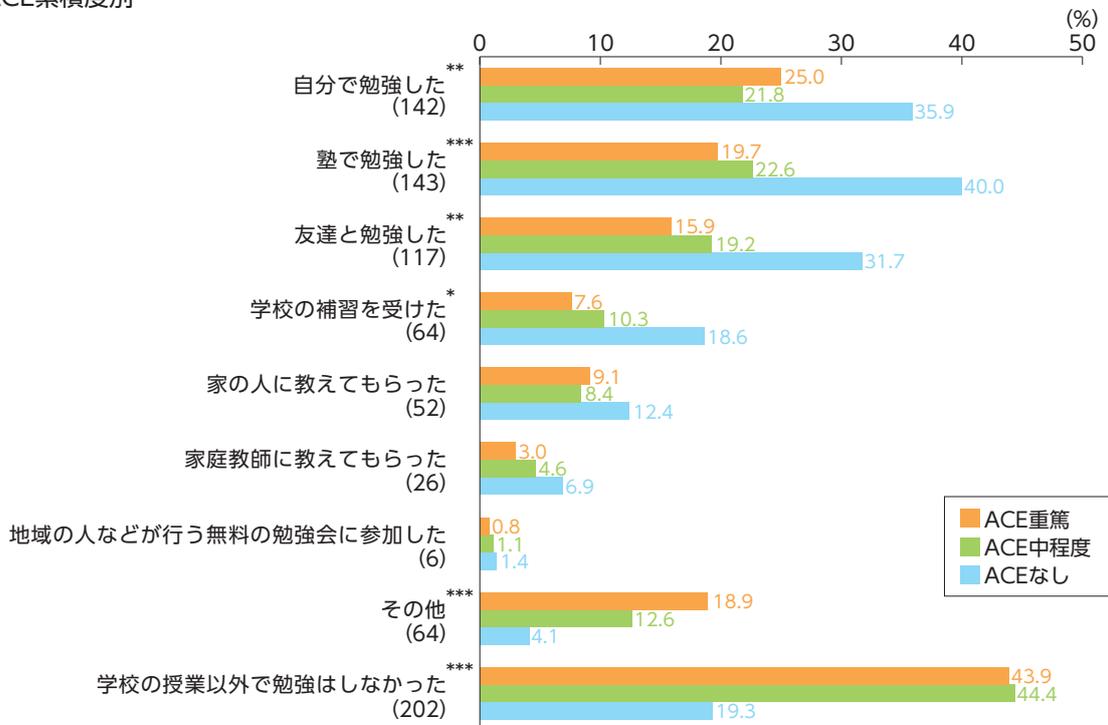
3-3-3-6図

少年に対する調査 中学2年の頃の勉強の仕方

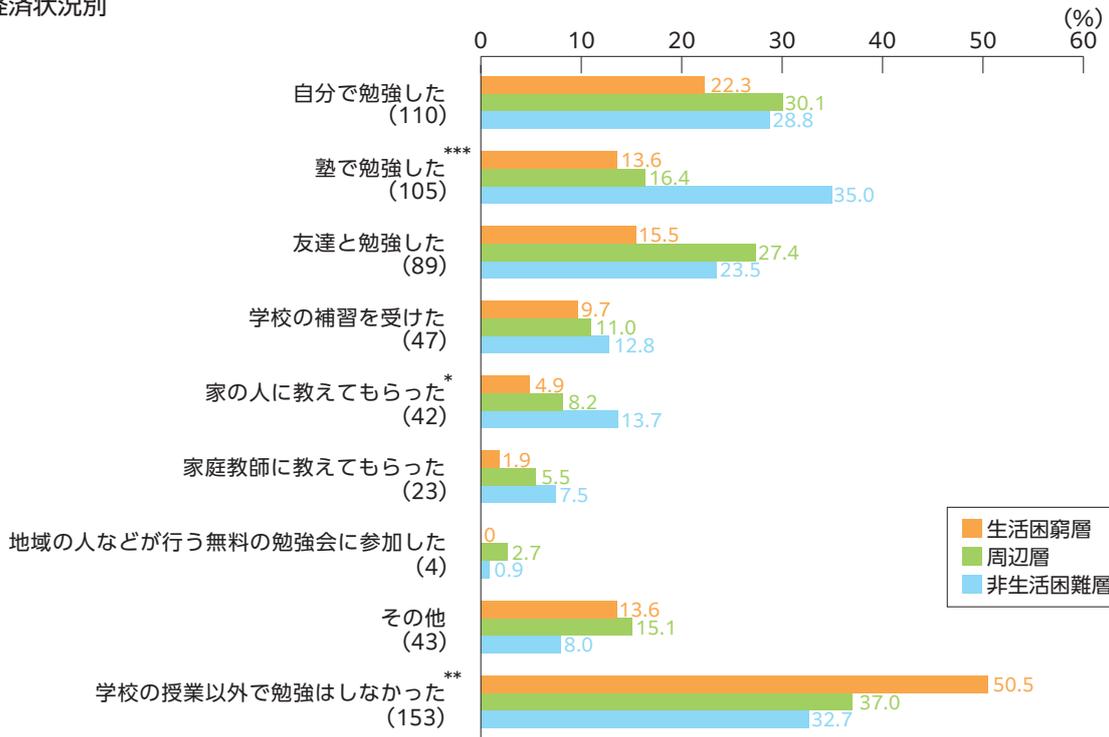
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 勉強の仕方が不詳の者を除く。  
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 4 ( ) 内は、各項目に該当した者の実人員である。  
 5 \*\*\*は $p < .001$ 、\*\*は $p < .01$ 、\*は $p < .05$ を示す。①の $p$ 値は、Fisherの正確確率検定による正確有意確率である。  
 ②及び③の $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。

イ 中学2年の頃の授業以外の学習時間

少年に対する調査

Q あなたは、中学2年の頃、学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしましたか（学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間も含まれます。）。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

※ 中学2年になっていない人や、中学2年で現在少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。

	まったくしない	30分より少ない	1時間より少ない	30分以上、 1時間より少ない	2時間より少ない	1時間以上、 3時間より少ない	2時間以上、 3時間より少ない	3時間以上
ア 学校がある日 (月～金曜日)	1	2	3	4	5	6		
イ 学校がない日 (土曜日・日曜日・祝日)	1	2	3	4	5	6		

上記質問は、少年を調査対象者として、中学2年の頃における、学校の授業以外での1日あたりの勉強時間について調査したものであり、3-3-3-7図は、その調査結果を「まったくしない」、「1時間未満」及び「1時間以上」の3カテゴリーに統合した上で、見たものである。 $\chi^2$ 検定の結果、いずれも有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、身分別では、少年院在院者において、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が高く、「学校がある日」の「1時間未満」及び「1時間以上」並びに「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が低い傾向が見られた。

ACE累積度別では、ACE重篤は、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が高く、「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が低い傾向が見られた。ACE中程度は、「学校がある日」の「まったくしない」の構成比が高く、「学校がある日」の「1時間未満」及び「学校がない日」の「1時間以上」の構成比が低い傾向が見られた。ACEなしは、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「1時間

未満」及び「1時間以上」の構成比が高く、「まったくしない」の構成比が低い傾向が見られた。

経済状況別では、生活困窮層は、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が高く、「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が低い傾向が見られた。非生活困難層は、「学校がない日」の「1時間未満」の構成比が高く、「学校がある日」及び「学校がない日」のいずれについても「まったくしない」の構成比が低い傾向が見られた。

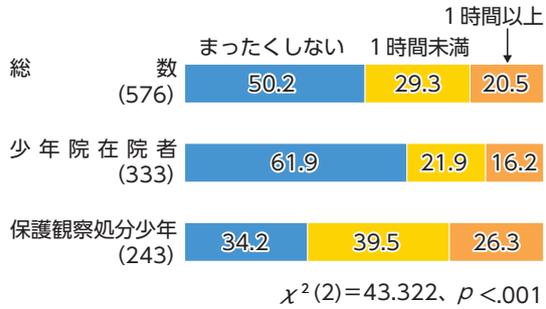
これらのことから、保護観察処分少年やACEなし及び非生活困難層においては、学校の授業以外にも、一定程度の学習時間が確保されている傾向が見られた。もっとも、内閣府調査における「学校の授業以外の1日あたりの勉強時間」についての回答では、「学校がある日」又は「学校がない日」の「まったくしない」の構成比はそれぞれ5.3%・12.6%、「1時間未満」の構成比はそれぞれ43.9%・37.9%、「1時間以上」の構成比はそれぞれ50.0%・47.8%であるため、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

3-3-3-7図

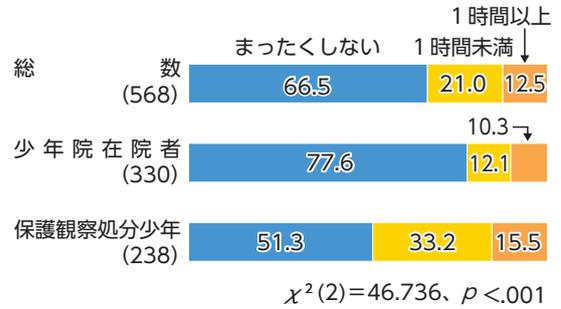
少年に対する調査 中学2年の頃の授業以外の学習時間

① 身分別

ア 学校がある日

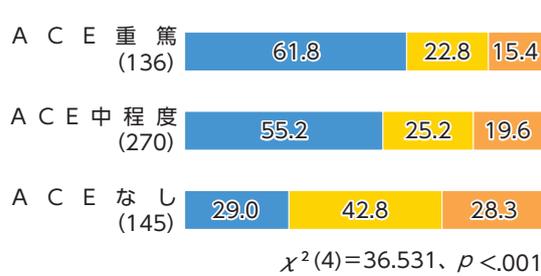


イ 学校がない日

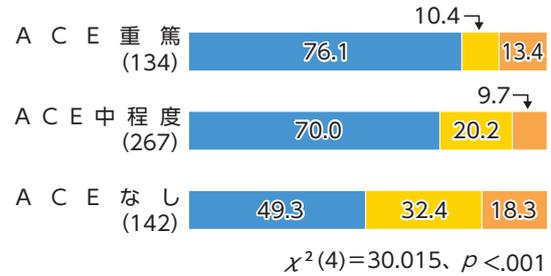


② ACE累積度別

ア 学校がある日

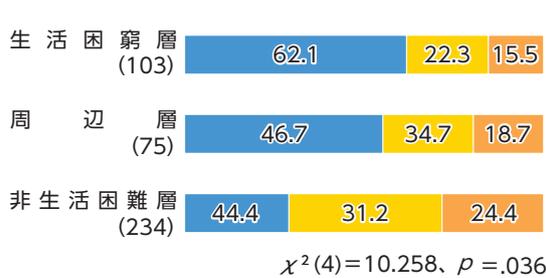


イ 学校がない日

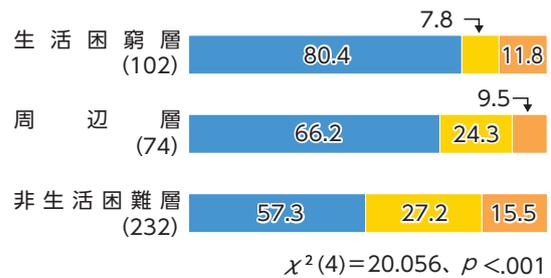


③ 経済状況別

ア 学校がある日



イ 学校がない日



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 学習時間が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 中学2年の頃の授業の理解度

### 少年に対する調査

Q あなたは、中学2年の頃、学校の授業がわからないことがありましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

※ 中学2年になっていない人や、中学2年で現在少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。

- 1 いつもわかった
- 2 だいたいわかった
- 3 教科によってはわからないことがあった
- 4 わからないことが多かった
- 5 ほとんどわからなかった

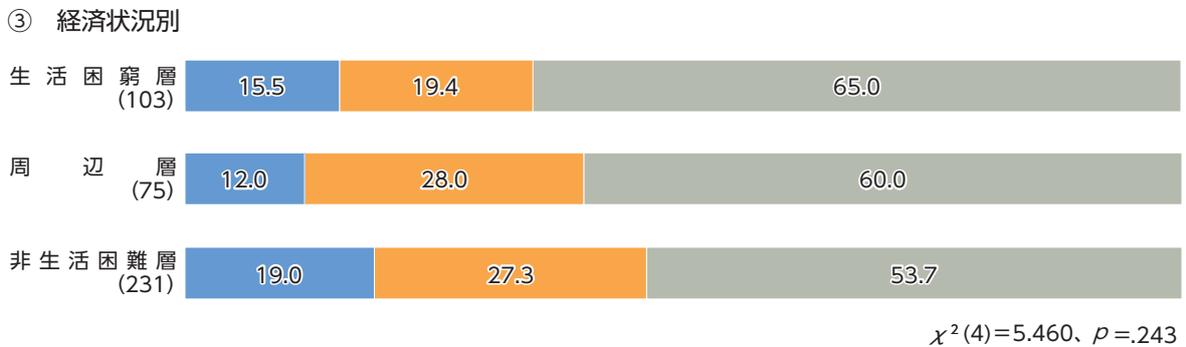
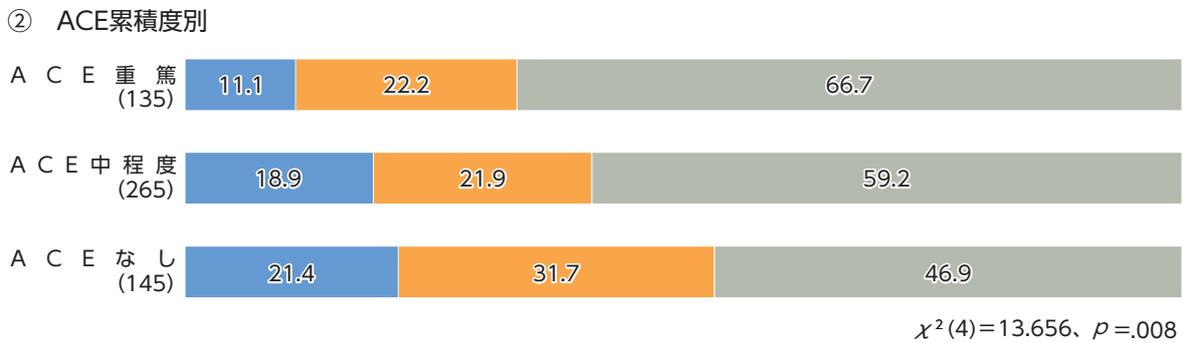
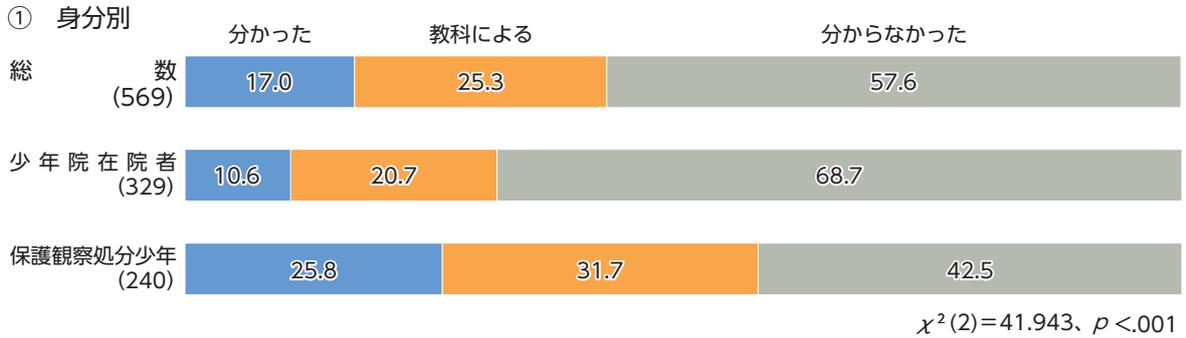
上記質問は、少年を調査対象者として、中学2年の頃における、学校の授業の理解度を調査したものであり、3-3-3-8図は、その調査結果を「分かった」（「いつもわかった」及び「だいたいわかった」の合計。以下この項において同じ。）、「教科による」（「教科によってはわからないことがあった」の回答項目。以下この項において同じ。）及び「分からなかった」（「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」の合計。以下この項において同じ。）の3カテゴリーに統合した上で、見たものである。身分別及びACE累積度別について、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、身分別では、少年院在院者は、「分からなかった」の構成比が高く、「分かった」及び「教科による」の構成比が低い傾向が見られた。

ACE累積度別では、ACE重篤は、「分からなかった」の構成比が高く、「分かった」の構成比が低い傾向が見られた。ACEなしは、「教科による」の構成比が高く、「分からなかった」の構成比が低い傾向が見られた。

これらのことから、本調査の対象者の中で、保護観察処分少年やACEなしは、学校の授業についていけない者が比較的少ない傾向が看取できる。もっとも、少年院在院者より「分かった」の構成比が2倍以上高かった保護観察処分少年においても、「分かった」、「教科による」、「分からなかった」の構成比は、それぞれ25.8%、31.7%、42.5%であった一方、内閣府調査に

おける「授業の理解状況」についての回答では、「分かる」（「いつもわかる」及び「だいたいわかる」の合計）、「教科による」（教科によってはわからないことがある）、「分からない」（「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」の合計）の構成比は、それぞれ44.4%、44.0%、11.4%であった。調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

3-3-3-8図 少年に対する調査 中学2年の頃の授業の理解度



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 授業の理解度が不詳の者を除く。  
 3 「分かった」は、「いつもわかった」及び「だいたいわかった」を合計した構成比であり、「教科による」は、「教科によってはわからないことがあった」の構成比であり、「分からなかった」は、「ほとんどわからなかった」及び「わからないことが多かった」を合計した構成比である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## エ 授業が分からなくなった時期

### 少年に対する調査

(中学2年の頃の授業の理解度の質問で「3 教科によってはわからないことがあった」、  
「4 わからないことが多かった」、「5 ほとんどわからなかった」と答えた人だけ答えてください。)

Q いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

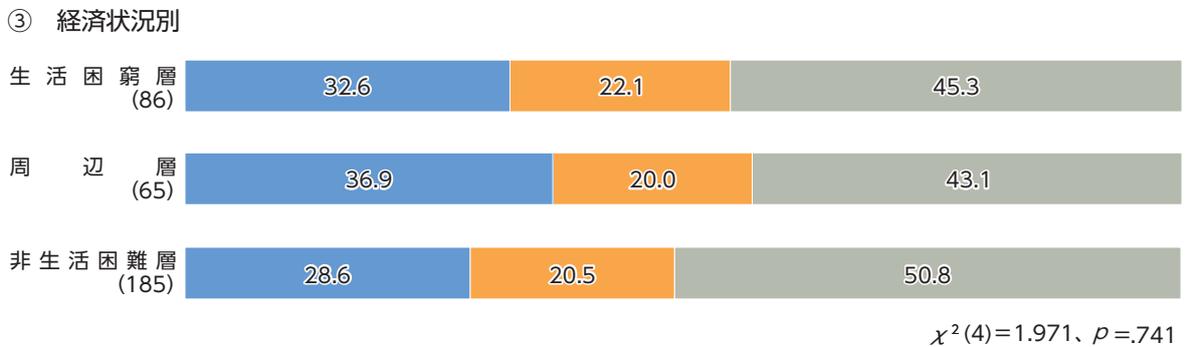
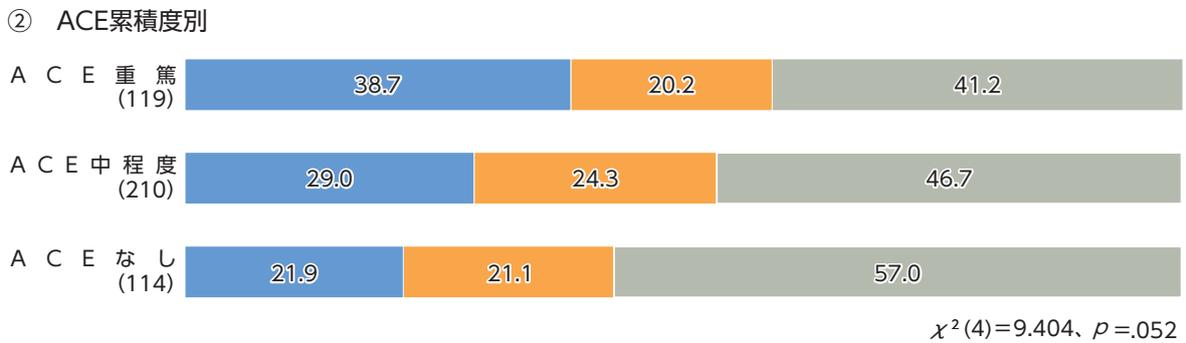
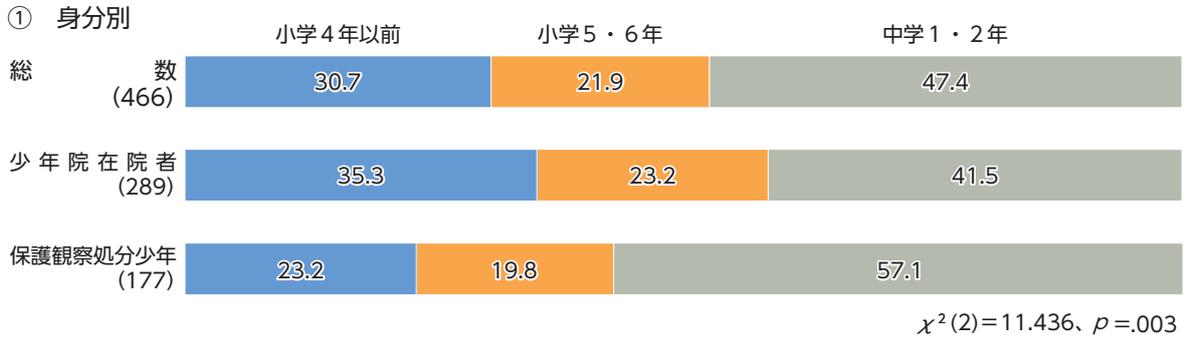
- 1 小学校1・2年生の頃
- 2 小学校3・4年生の頃
- 3 小学校5・6年生の頃
- 4 中学校1年生の頃
- 5 中学校2年生の頃

上記質問は、上記ウの質問に対し、「教科によってはわからないことがあった」、「わからないことが多かった」又は「ほとんどわからなかった」と回答した少年を調査対象者として、学校の授業が分からなくなった時期を調査したものであり、3-3-3-9図は、その調査結果を「小学4年以前」（「小学校1・2年生の頃」及び「小学校3・4年生の頃」の合計。以下この項において同じ。）、「小学5・6年」（「小学校5・6年生の頃」の回答項目）及び「中学1・2年」（「中学校1年生の頃」及び「中学校2年生の頃」の合計。以下この項において同じ。）の3カテゴリーに統合した上で、見たものである。 $\chi^2$ 検定の結果、身分別のみ有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「小学4年以前」の構成比が高く、「中学1・2年」の構成比が低い傾向が見られた。

このことから、少年院在院者は、小学校低学年から中学年の時点で、学校の授業についていけなくなっている者が多い傾向が見られた。もっとも、本調査の対象者のうち、「小学4年以前」の構成比が最も低かったのは、ACEなしの21.9%である一方、内閣府調査における「授業がわからなくなった時期」についての回答では、「小学4年以前」の構成比は9.8%であるため、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

3-3-3-9図

少年に対する調査 授業が分からなくなった時期



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 中学2年の頃の授業の理解度に係る質問において「教科によってはわからないことがあった」、「わからないことが多かった」又は「ほとんどわからなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者の構成比である。  
 3 授業が分からなくなった時期が不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

## オ 本人の学歴

### 少年に対する調査

Q① あなたが最後に通っていた学校または現在通っている学校はどれですか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 中学校（小学校） 2 高校（全日制） 3 高校（定時制） 4 高校（通信制）  
5 高等専門学校 6 専門・各種学校 7 短期大学 8 四年制大学  
9 その他（具体的に )

Q② あなたが最後に通っていた学校または現在通っている学校について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

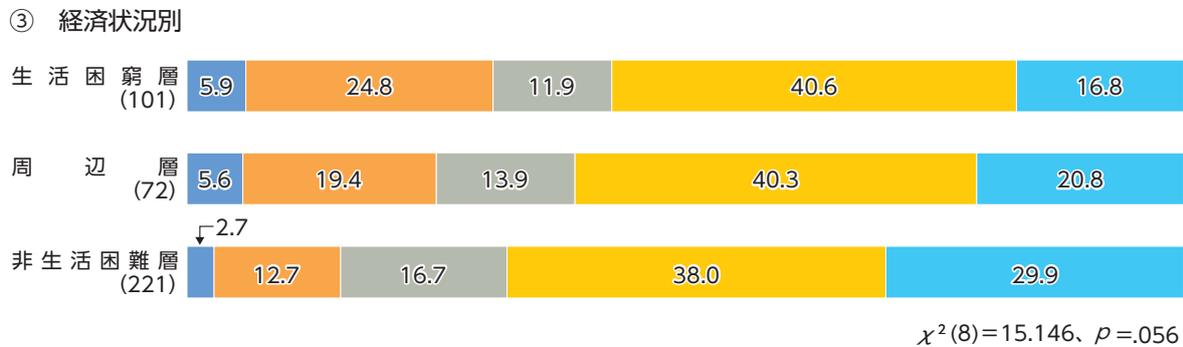
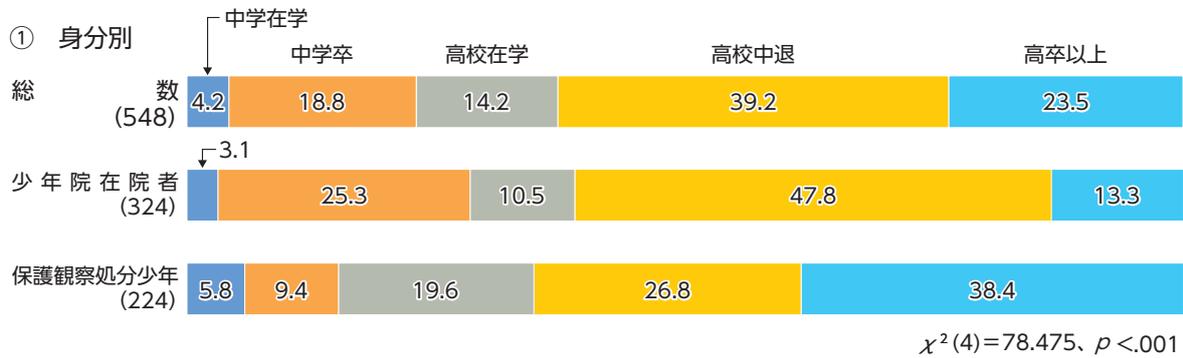
(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

- 1 在学中 2 卒業した 3 中退した

上記質問①及び②は、少年を調査対象者として、本人の学歴を調査したものであり、3-3-3-10図は、その調査結果を、「中学在学」、「中学卒」、「高校在学」、「高校中退」及び「高卒以上」の5カテゴリーに統合した上で、見たものである。 $\chi^2$ 検定の結果、身分別及びACE累積度別で有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、身分別では、少年院在院者は、「中学卒」及び「高校中退」の構成比が高く、「高校在学」及び「高卒以上」の構成比が低い傾向が見られた。

ACE累積度別では、ACE重篤は、「高校中退」の構成比が高く、「高卒以上」の構成比が低い傾向が見られた。ACEなしは、「高卒以上」の構成比が高く、「中学卒」及び「高校中退」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-3-10図 少年に対する調査 本人の学歴



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 本人の学歴が不詳の者並びに本人の学歴に係る質問において「その他」と回答した者及び「中学校（小学校）」を「中退した」と回答した者を除く。  
 3 「中学在学」は「中学校（小学校）」に「在学中」と回答した者の構成比であり、「中学卒」は「中学校（小学校）」を「卒業した」と回答した者の構成比である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## カ 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験

### 少年に対する調査

Q あなたは、これまでに以下のような理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがありますか。あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

中途退学したことがある人は、退学した理由にあてはまるものがありましたら、それを答えてください。

- 1 勉強についていけない
- 2 遅刻や欠席などが多く進級できそうにない
- 3 友人とうまくかかわれない
- 4 通学するのが面倒
- 5 精神的に不安定
- 6 問題のある行動や非行をした
- 7 学校とは別に他にやりたいことがある
- 8 経済面（授業料・教材費などの支払）
- 9 経済面（通学費用の支払）
- 10 経済面（修学旅行費などの支払）
- 11 経済面（部活動などにかかる費用の支払）
- 12 経済面（友人つきあいなどに要する費用の支出）
- 13 経済的理由でのアルバイトなどの時間確保による通学困難
- 14 経済的な余裕がない
- 15 早く経済的に自立したい
- 16 体調不良
- 17 いじめにあった
- 18 友人関係のトラブル
- 19 その他（\_\_\_\_\_）
- 20 学校をやめたくなるほど悩んだことはない

上記質問は、少年を調査対象者として、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験の有無及びその

理由について調査したものであり、3-3-3-11図は、その調査結果を見たものである。調査対象者全体では、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」と回答した者は3割弱であり、7割強の者が悩んだ経験があると回答しており、多い順に「通学するのが面倒」、「問題のある行動や非行をした」、「勉強についていけない」の順であった。東京都調査【小中高校生等調査】における「学校を辞めたくなるほど悩んだ経験とその理由」で、16-17歳の「悩んだことがある」の該当率は31.7%であり、調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、本調査の対象者につき、悩んだ経験の比率が高い傾向が認められた。

身分別について、Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「通学するのが面倒」、「問題のある行動や非行をした」、「学校とは別に他にやりたいことがある」、「いじめにあった」及び「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」であった。

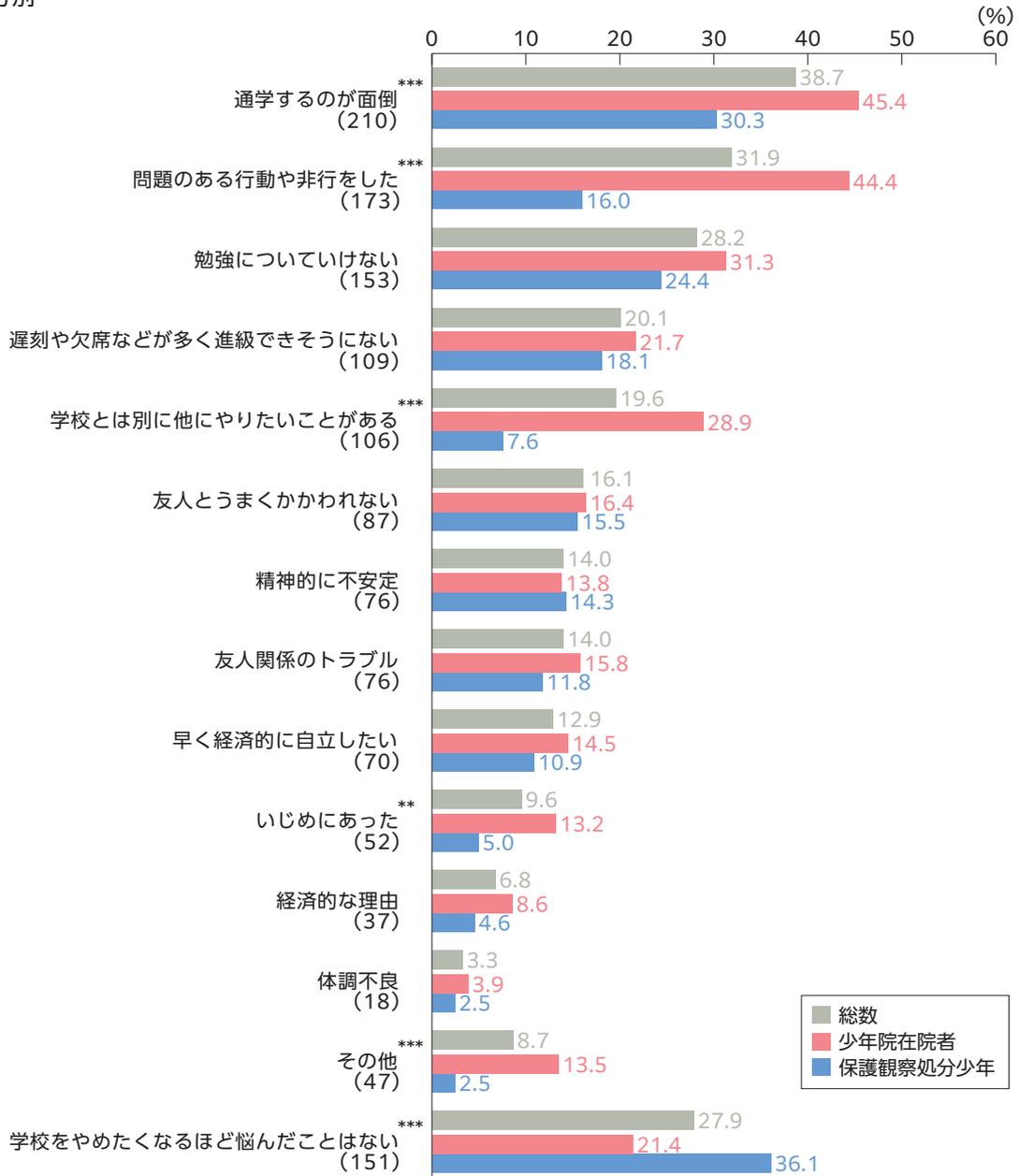
ACE累積度別及び経済状況別について、 $\chi^2$ 検定の結果、いずれも有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、ACE累積度別で該当率が高い傾向が見られた項目は、ACE重篤では「遅刻や欠席などが多く進級できそうにない」、「体調不良」及び「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」を除いた全ての項目、ACE中程度では「遅刻や欠席などが多く進級できそうにない」、ACEなしでは「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」であった。該当率が低い傾向が見られた項目は、ACE重篤の「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」のほか、ACEなしの「友人とうまくかかわれない」、「いじめにあった」、「体調不良」及び「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」を除いた全ての項目であった。

経済状況別について、該当率が高い傾向が見られた項目は、生活困窮層の「経済的な理由」（上記回答項目の8～14のうち、一つ以上に該当）、周辺層の「いじめにあった」及び非生活困難層の「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」であり、該当率が低い傾向が見られた項目は、生活困窮層の「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」、非生活困難層の「いじめにあった」、「経済的な理由」及び「体調不良」であった。

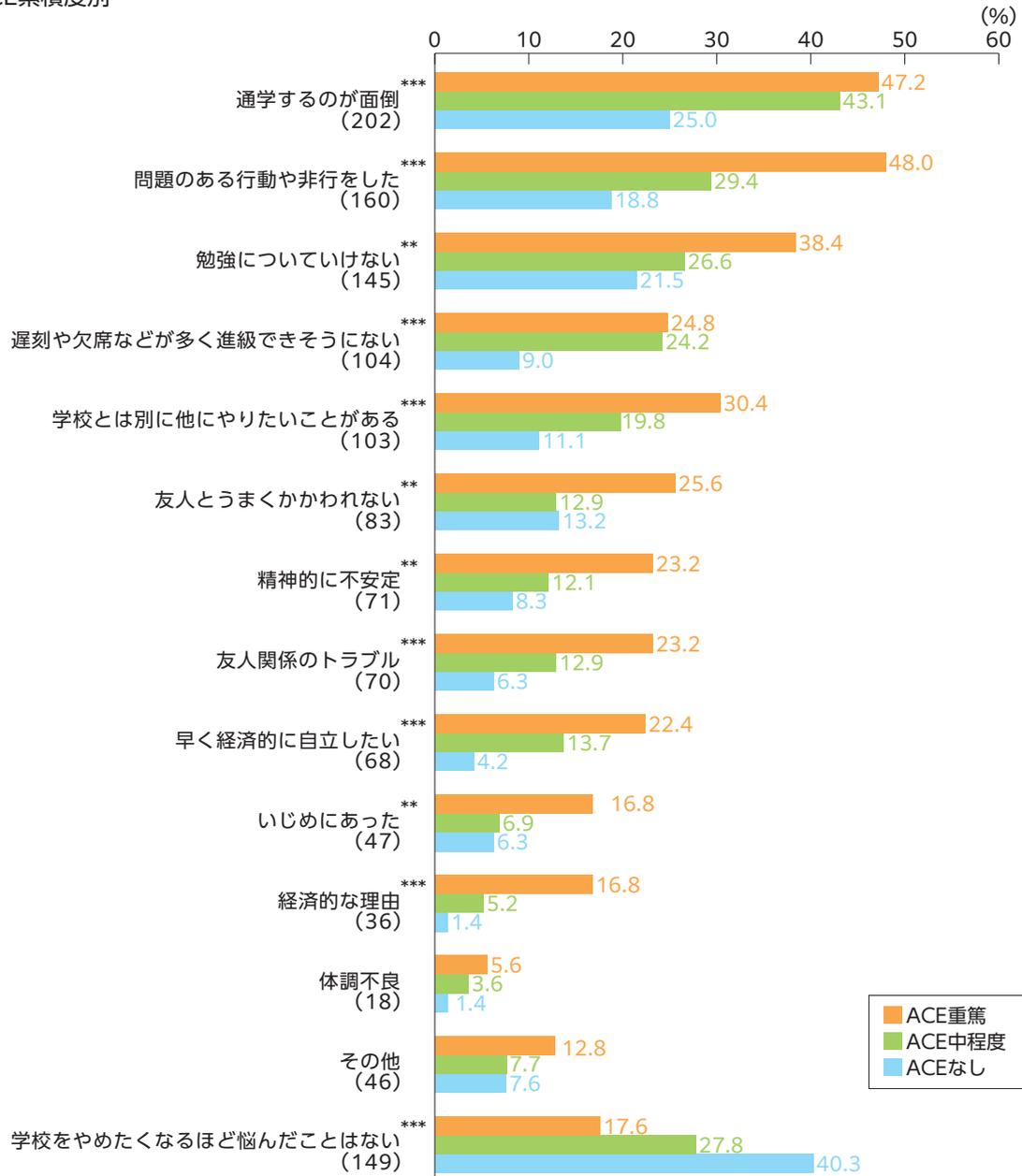
3-3-3-11 図

少年に対する調査 学校をやめたくなくなるほど悩んだ経験

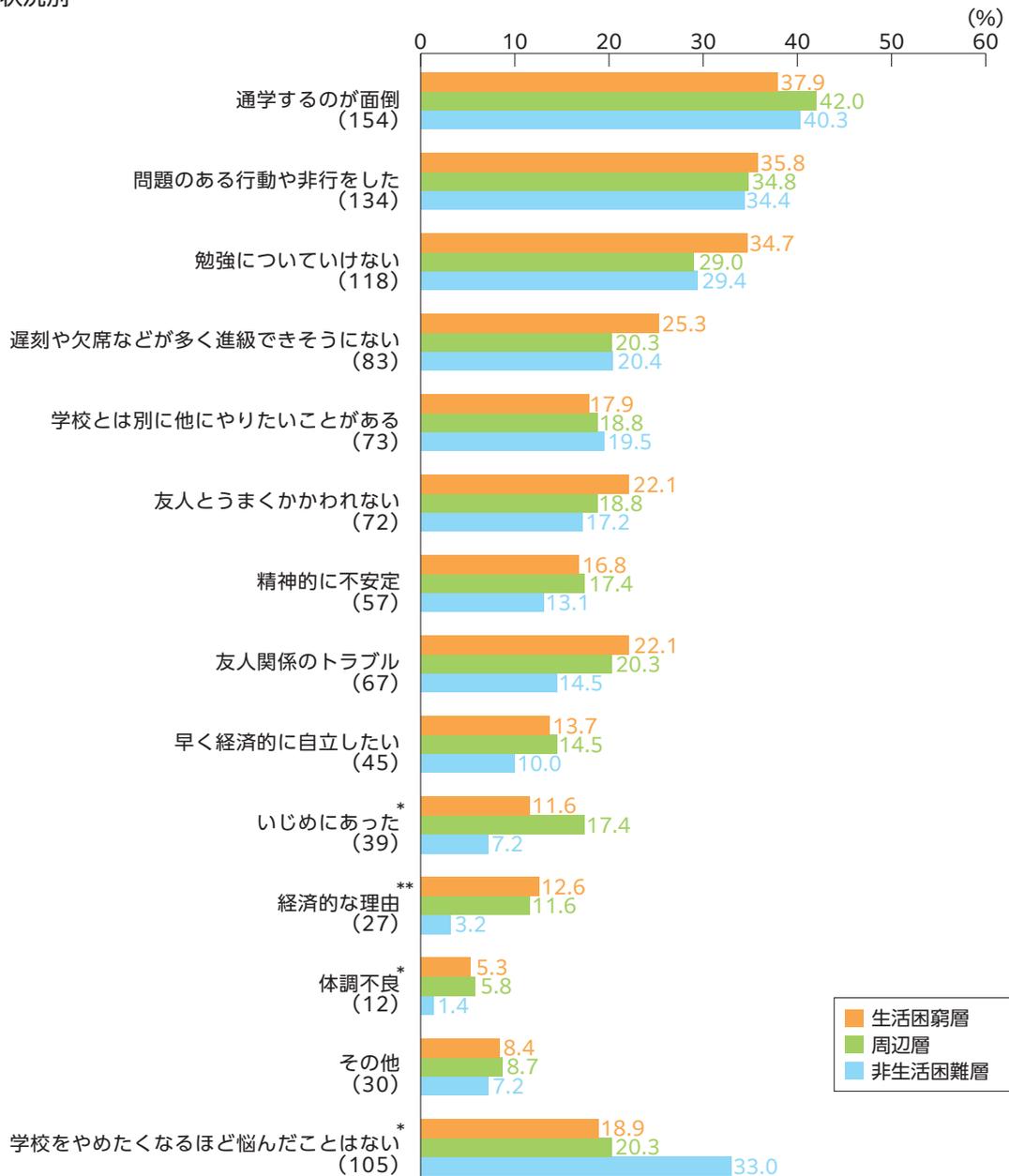
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 学校を辞めたくなくなるほど悩んだ経験が不詳の者を除く。  
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 4 ( )内は、各項目に該当した者の実人員である。  
 5 \*\*\*は $p<.001$ 、\*\*は $p<.01$ 、\*は $p<.05$ を示す。①の $p$ 値は、Fisherの正確確率検定による正確有意確率である。②及び③の $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。  
 6 「経済的な理由」は、回答項目8～12の「経済面」の各項目、同13の「経済的理由でのアルバイトなどの時間確保による通学困難」及び同14の「経済的な余裕がない」のうち、一つ以上に該当した者の割合である。

## キ 就労形態

### 少年に対する調査

Q 収入を伴う仕事（学生のアルバイトを含む）をしている方にお聞きします。

あなたの現在のお仕事の雇用形態を教えてください。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事について、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

（少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。）

- |                |               |                    |
|----------------|---------------|--------------------|
| 1 正規雇用         | 2 非正規雇用（派遣）   | 3 非正規雇用（アルバイト・パート） |
| 4 日雇い（日雇い派遣含む） | 5 自営業・自営業の手伝い |                    |
| 6 その他（具体的に     |               | ）                  |

少年の就労形態の構成比を見ると、3-3-3-12図のとおりである。総数について、一般調査の結果と比較すると、東京都の「子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】」（2017）における「現在の雇用形態」では、「正規雇用」及び「非正規雇用」（アルバイト及びパートタイム）の構成比が、それぞれ24.6%、67.3%であり、調査対象年齢層が一致していない点に留意する必要があるが、本調査の対象者は、「正規雇用」の構成比（31.9%）が一般調査の結果と比べて高く、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比（39.1%）が一般調査の結果と比べて低い傾向が見られた。

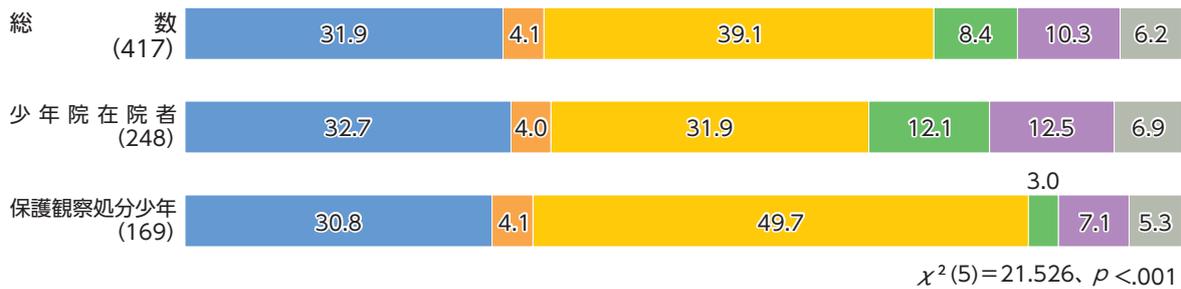
身分別で見ると、少年院在院者は、「正規雇用」の構成比が最も高く、次いで「非正規雇用（アルバイト・パート）」、「自営業・自営業の手伝い」の順に高い。他方、保護観察処分少年は、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比が最も高く、次いで「正規雇用」、「自営業・自営業の手伝い」の順に高い。 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、少年院在院者は、「日雇い」（日雇い派遣を含む。以下キにおいて同じ。）の構成比が高く、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比が低い傾向があり、保護観察処分少年は、「非正規雇用（アルバイト・パート）」の構成比が高く、「日雇い」の構成比が低い傾向があった。

ACE累積度別では、単純に比較すると、「正規雇用」の構成比は、ACE重篤（28.7%）が最も低い（ACE中程度は34.0%、ACEなしは32.7%）のに対し、「日雇い」の構成比は、ACE重篤（15.8%）が最も高い（ACE中程度は6.9%、ACEなしは4.1%）。ただし、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

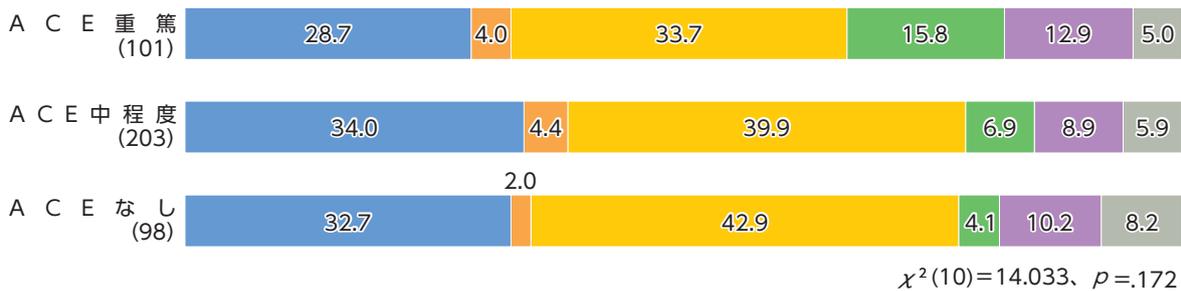
経済状況別では、単純に比較すると、「日雇い」の構成比は、生活困窮層（11.1%）が最も高く、経済状況が厳しくなるほど、その構成比が高くなっていった（周辺層7.7%、非生活困難層5.7%）。ただし、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差は見られなかった。

### 3-3-3-12図 少年に対する調査 就労形態

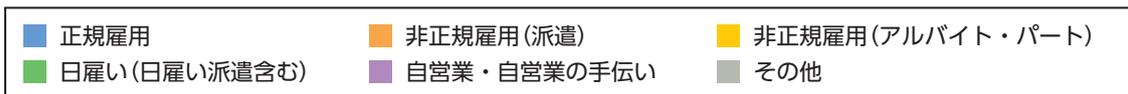
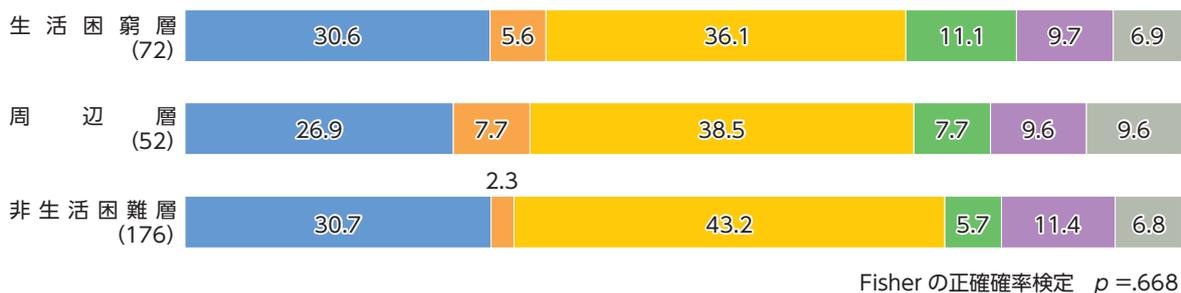
#### ① 身分別



#### ② ACE累積度別



#### ③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 就労形態が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## ク 転職歴・転職回数

### 少年に対する調査

Q あなたは、これまでに転職したことはありますか。転職したことがある場合は、転職回数も答えてください。

転職回数が正確にわからない場合はだいたいの回数で構いません。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- 1 ある（            回）
- 2 ない
- 3 これまでに仕事（アルバイトを含む）をしたことはない

少年の転職歴について見ると、3-3-3-13表①のとおりである。総数について、一般調査の結果と比較すると、東京都の「子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】」（2017）における「転職経験」では、「ある」の構成比が22.3%（仕事をしたことがない者及び無回答の者を除く回答者に占める比率）であり、調査対象年齢層が一致していない点に留意する必要があるが、本調査の対象者は、転職歴がある者の構成比（62.9%）が一般調査の結果と比べて高い傾向が見られた。

転職歴の有無について、身分別で見ると、Fisherの正確確率検定の結果、少年院在院者では、転職歴がある者の構成比が高く、保護観察処分少年では、転職歴がない者の構成比が高い。ACE累積度別で見ると、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤において、転職歴がある者の構成比が高く、ACEなしにおいて、転職歴がない者の構成比が高い傾向があった。経済状況別で見ると、 $\chi^2$ 検定の結果、有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、生活困窮層は、転職歴がある者の構成比が高く、非生活困難層は、転職歴がない者の構成比が高い傾向があった。

少年の転職回数について見ると、3-3-3-13表②のとおりである。身分別では、Mann-WhitneyのU検定の結果、少年院在院者の転職回数が保護観察処分少年より有意に多いことが認められた。ACE累積度別では、Kruskal-Wallis検定の結果、有意な差が見られたものの、多重比較（Dunn-Bonferroni法）の結果、有意な差は認められなかった。経済状況別では、Kruskal-Wallis検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-13表 少年に対する調査 転職歴・転職回数

① 転職歴

ア 身分別

身分	総数	ある	ない	統計値
総数	517 (100.0)	325 (62.9)	192 (37.1)	
少年院在院者	301 (100.0)	222 (73.8)	79 (26.2)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
保護観察処分少年	216 (100.0)	103 (47.7)	113 (52.3)	

イ ACE累積度別

ACE累積度	総数	ある	ない	統計値
ACE重篤	123 (100.0)	100 (81.3)	23 (18.7)	$\chi^2(2)=37.005$ 、 $p<.001$
ACE中程度	246 (100.0)	155 (63.0)	91 (37.0)	
ACEなし	127 (100.0)	56 (44.1)	71 (55.9)	

ウ 経済状況別

経済状況	総数	ある	ない	統計値
生活困窮層	91 (100.0)	73 (80.2)	18 (19.8)	$\chi^2(2)=21.519$ 、 $p<.001$
周辺層	70 (100.0)	48 (68.6)	22 (31.4)	
非生活困難層	208 (100.0)	110 (52.9)	98 (47.1)	

② 転職回数

ア 身分別

総数			少年院在院者			保護観察処分少年			統計値
中央値	四分位範囲	人員	中央値	四分位範囲	人員	中央値	四分位範囲	人員	
3.0	2.0-5.0	306	3.0	2.0-5.0	208	2.0	1.0-3.0	98	$U=7071.500$ 、 $p<.001$

イ ACE累積度別

ACE重篤			ACE中程度			ACEなし			統計値
中央値	四分位範囲	人員	中央値	四分位範囲	人員	中央値	四分位範囲	人員	
3.0	2.0-5.0	96	3.0	2.0-4.25	146	3.0	2.0-4.0	55	$H(2)=6.726$ 、 $p=.035$

ウ 経済状況別

生活困窮層			周辺層			非生活困難層			統計値
中央値	四分位範囲	人員	中央値	四分位範囲	人員	中央値	四分位範囲	人員	
3.0	2.0-5.0	69	3.0	2.0-5.0	46	3.0	1.75-5.0	102	$H(2)=1.089$ 、 $p=.580$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①は「これまでに仕事をしたことがない」と回答した者、②は転職回数が不詳の者をそれぞれ除く。

3 ②アは、Mann-WhitneyのU検定（少年院在院者と保護観察処分少年の比較）、②イ及びウは、Kruskal-Wallis検定によった。

## ケ 転職理由

### 少年に対する調査

Q 転職した理由はどのようなことですか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 職場が遠く、通勤が大変だった
- 2 違う内容の仕事をしたかった
- 3 対人関係が合わなかった
- 4 もっとよい条件の職場が見つかった
- 5 その他 ( )

少年の転職理由（重複計上による。）について見ると、3-3-3-14図のとおりである。

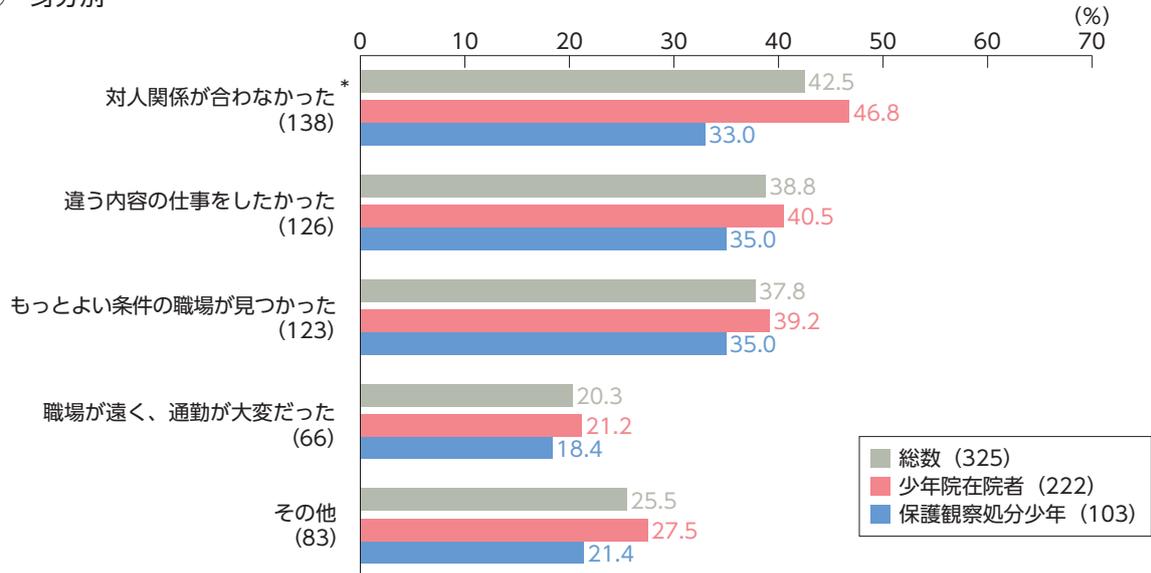
身分別では、単純に比較すると、少年院在院者は、「対人関係が合わなかった」の該当率が最も高く、次いで「違う内容の仕事をしたかった」が高いのに対し、保護観察処分少年は、「違う内容の仕事をしたかった」及び「もっとよい条件の職場が見つかった」の該当率が最も高い。Fisherの正確確率検定の結果、「対人関係が合わなかった」の項目で有意な差が見られ、少年院在院者の該当率が高く、保護観察処分少年の該当率が低いことが認められた。

ACE累積度別では、単純に比較すると、ACE重篤は、「対人関係が合わなかった」(57.0%)の該当率が最も高く、ACEなしは、「もっとよい条件の職場が見つかった」(44.6%)の該当率が最も高い。 $\chi^2$ 検定の結果、「対人関係が合わなかった」の項目で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、ACE重篤の該当率が高く、ACE中程度の該当率が低いことが認められた。

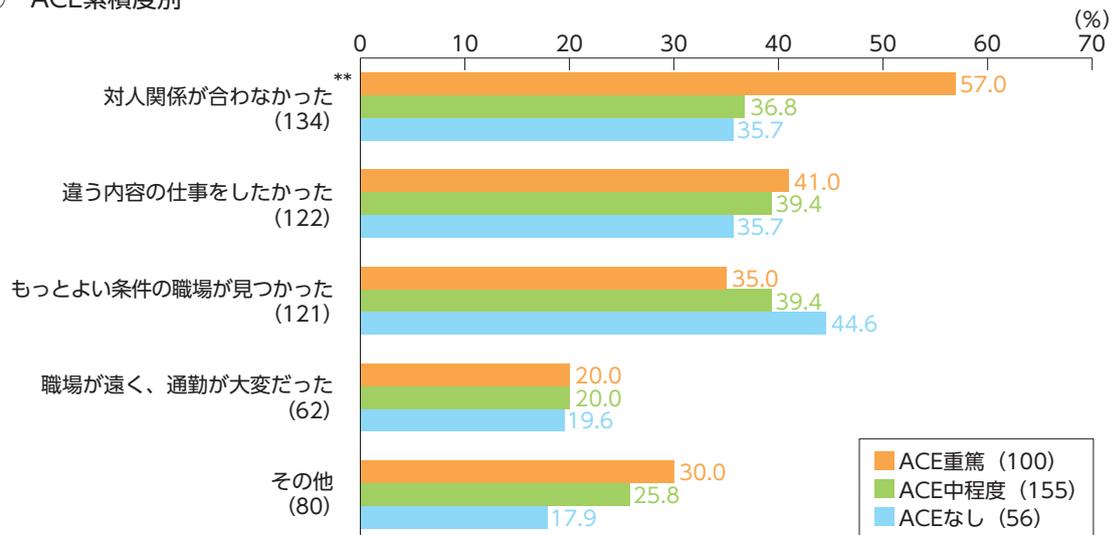
経済状況別では、単純に比較すると、生活困窮層及び周辺層は、「対人関係が合わなかった」の該当率がそれぞれ最も高く（それぞれ47.9%、45.8%）、非生活困難層は、「もっとよい条件の職場が見つかった」(49.1%)の該当率が最も高い。 $\chi^2$ 検定の結果、「もっとよい条件の職場が見つかった」の項目で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、非生活困難層の該当率が高いことが認められた。

3-3-3-14図 少年に対する調査 転職理由

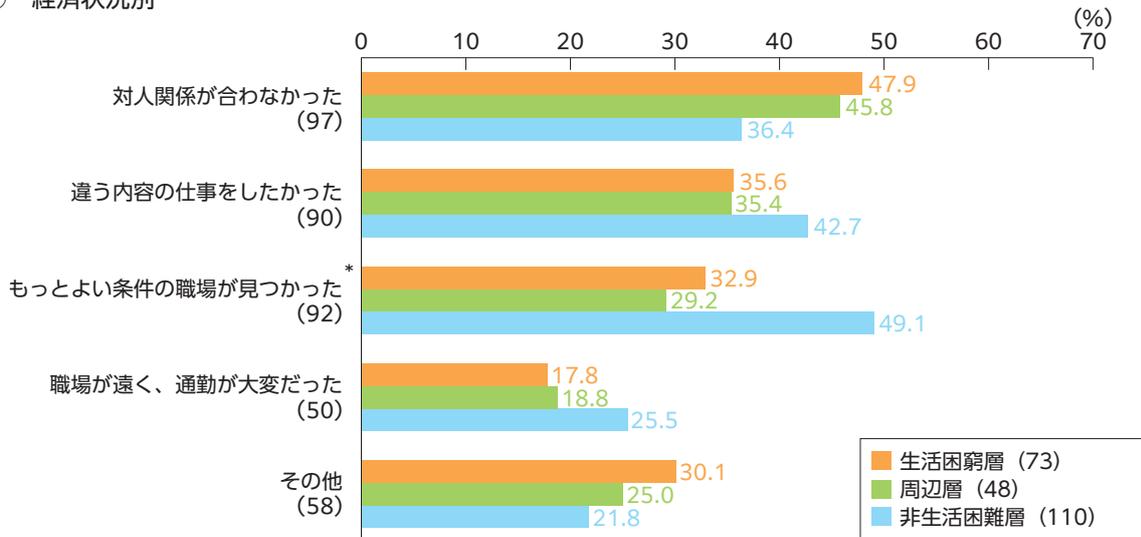
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 転職したことがあると回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 \*\*\*は $p < .001$ 、\*\*は $p < .01$ 、\*は $p < .05$ を示す。①の $p$ 値は、Fisherの正確有意確率であり、②及び③の $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率である。  
 4 凡例の（ ）内は、①は総数又は対象者の身分別の実人員、②はACE累積度別の実人員、③は経済状況別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

コ 小括

(2) では、就学及び就労の状況に係る項目について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別に分析した。

本調査の対象者全般について見ると、調査対象者の年齢層が異なることなどに留意する必要があるが、一般調査の結果と比べ、学校の授業以外の学習機会や一定程度の学習時間が確保されておらず、学校の授業にもついて行くことが困難であるほか、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験のある者の該当率が高いなどの傾向がうかがえた。加えて、正規雇用の構成比が高く、非正規雇用（アルバイト・パート）の構成比が低いほか、転職歴ありの構成比が高い傾向が見られた。

就学の状況について、身分別、ACE累積度別、経済状況別に見ると、勉強の仕方や授業以外の学習時間で、いずれも有意な差が見られたほか、授業の理解度では、身分別、ACE累積度別で有意な差が見られた。保護観察処分少年、ACEなし及び非生活困難層は、学校の授業以外の学習機会が確保されている傾向がある一方、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、学校の授業以外に一定程度の学習時間が確保されていない傾向がうかがえた。学校を辞めたくなるほど悩んだ経験で、いずれも有意な差が見られ、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」の項目の該当率が低く、悩んだ経験があ

る者が多くなる傾向が見られた。本人の学歴でも、身分別、ACE累積度別で有意な差が見られ、少年院在院者及びACE重篤は、高校卒業以上の構成比が低く、高校中退の構成比が高くなる傾向があった。

就労の状況について、ACE累積度別、経済状況別に見ると、就労形態で、いずれも有意な差が見られ、ACE重篤及び生活困窮層は、日雇い（日雇い派遣を含む）の構成比が高かった。転職歴の有無で、いずれも有意な差が見られ、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、転職歴ありの構成比も高くなる傾向にあった。転職した理由として「対人関係が合わなかった」の項目は、経済状況別では、単純に比較すると、生活困窮層の該当率が最も高かったほか、身分別、ACE累積度別で有意な差が見られ、少年院在院者及びACE重篤は、人間関係を理由に転職する不安定な就労状況に陥りやすいことがうかがえた。一方、「もっとよい条件の職場が見つかった」の項目は、ACE累積度別では、単純に比較すると、ACEなしの該当率が最も高かったほか、経済状況別で有意な差が見られ、非生活困難層は、該当率が高く、職種や条件を選びやすい環境にあることがうかがえた。

### （3）心理的状況

本項では、Locus of Control尺度、精神的回復力尺度、時間的連続性尺度の三つの心理尺度を用いて、身分別、ACE累積度別、経済状況別にそれぞれの心理的状況に違いが見られるかを検討する。

Locus of Controlは、自分の行動に対する結果が自分の力でコントロールされていると考えるか、外的な力によってコントロールされていると考えるかという認知様式である（Rotter、1966）。自分の力でコントロールされていると考える人は、Internal（内的統制）傾向が高く、外的な力によってコントロールされていると考える人は、External（外的統制）傾向が高い。例えば、自分の力には能力や努力が、外的な力には運や他者の力などが、それぞれ挙げられる。

精神的回復力は、「レジリエンス」とも言われ、心的なストレスからの回復力・抵抗力を表す概念であり、困難で脅威的な状況に陥っても、それを乗り越え、よく適応している状態をいう（小塩他、2002）。本研究で用いた小塩他（2002）の精神的回復力尺度は、新たな出来事に興味や関心を持ち、様々なことにチャレンジしていこうとする「新奇性追求」、自分の感情をうまく制御することができる「感情調整」、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする「肯定的な未来志向」の三つの下位尺度からなる。

時間的連続性は、自分の過去・現在・未来がつながっているという実感と定義される（河野、

2003)。本研究で用いた石井（2015）の時間的連続性尺度は、「現在と未来の連続性」及び「過去と現在の連続性」の二つの下位尺度から構成される。

## ア Locus of Control尺度

### 少年に対する調査

Q 次のそれぞれの文について、あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いますか

イ あなたは、努力すれば、りっぱな人間になれると思いますか

ウ あなたは、いっしょうけんめい話せば、だれにでも、わかってもらえると思いますか

エ あなたが、幸福になるか不幸になるかは、偶然によって決まると思いますか

オ あなたは、どんなに努力しても、友人の本当の気持ちを理解することは、できないと思いますか

カ あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力でできると思いますか

キ あなたが幸福になるか不幸になるかは、あなたの努力しただけだと思いますか

ク あなたが努力するかどうかと、あなたが成功するかどうかとは、あまり関係がないと思いますか

(選択肢)

1 そう思う 2 ややそう思う 3 ややそう思わない 4 そう思わない

自分の行動によって物事の結果を統制できるという信念の程度を見るため、鎌原他（1982）のLocus of Control尺度（「LOC尺度」という。以下（3）において同じ。）（18項目）からInternal項目4項目、External項目4項目の計8項目を抜粋して使用し、得点が高いほどInternal（内的統制）傾向が高くなるよう処理をした上で、分析を行った。

はじめに、LOC尺度について内的一貫性を検討するため、Cronbachの $\alpha$ 係数を算出したところ、 $\alpha = .734$ であり、概ね十分な信頼性が確認された。

次に、LOC尺度得点について見ると、3-3-3-15表のとおりである。少年院在院者及び保護観察処分少年のLOC尺度得点について、*t*検定を行った結果、LOC尺度得点に有意な差は見られなかった。ACE累積度別のLOC尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、ACE重篤の者は、ACE中程度及びACEなしの者よりも有意にLOC尺度得点が低かった。経済状況別のLOC尺度得点について、一要因分散分析を行った結果、有意な差は見られなかった。

### 3-3-3-15表 少年に対する調査 Locus of Control尺度

#### ① 身分別

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (329)	23.7	4.9	$t(531.18)=1.037, p=.300$
保護観察処分少年 (233)	24.1	4.3	

#### ② ACE累積度別

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
A C E 重 篤 (136)	22.7	5.4	$F(2,284.71)=6.202, p=.002$ ACE重篤<ACEなし、ACE重篤<ACE中程度
A C E 中 程 度 (263)	24.0	4.4	
A C E な し (141)	24.7	4.1	

#### ③ 経済状況別

経済状況	平 均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (101)	23.0	4.8	$F(2,403)=2.487, p=.084$
周 辺 層 (73)	23.6	4.5	
非生活困難層 (232)	24.3	4.8	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 Locus of Control尺度の得点が不詳の者を除く。  
 3 等分散性が認められない場合は、Welchの検定によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## イ 精神的回復力尺度

### 少年に対する調査

Q それぞれの文章が現在のあなたにどれくらいあてはまるかを考えて、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 色々なことにチャレンジするのが好きだ
- イ 自分の感情をコントロールできる方だ
- ウ 自分の未来にはきっといいことがあると思う
- エ 新しいことや珍しいことが好きだ
- オ 動揺しても、自分を落ち着かせることができる
- カ 将来の見通しは明るいと思う
- キ ものごとに対する興味や関心が強い方だ
- ク 自分の将来に希望をもっている
- ケ 私は色々なことを知りたいと思う
- コ 自分には将来の目標がある
- サ あきっぽい方だと思う
- シ 怒りを感じるとおさえられなくなる

(選択肢)

- 1 はい 2 どちらかというとはい 3 どちらでもない
- 4 どちらかというといいえ 5 いいえ

精神的回復力（レジリエンス）の強さを把握するため、小塩他（2002）の精神的回復力尺度を用いた。小塩他（2002）にならい、各項目の得点が高いほど、対応する下位尺度の傾向が高いことを示すよう得点を処理した上で分析を行った。

はじめに、各下位尺度の内的一貫性を検討するため、下位尺度ごとにCronbachの $\alpha$ 係数を算出したところ、「新奇性追求」は $\alpha = .835$ 、「感情調整」は $\alpha = .709$ 、「肯定的な未来志向」は $\alpha = .873$ であり、「感情調整」において、やや $\alpha$ 係数の値が低いものの、概ね十分な信頼性が確認されたと判断し、各下位尺度の合計得点を項目数で除した平均値を各下位尺度の得点と

して、以後の分析を行った。

次に、精神的回復力尺度の各下位尺度得点について、身分別、ACE累積度別、経済状況別に見ると、**3-3-3-16表**のとおりである。少年院在院者及び保護観察処分少年の精神的回復力尺度における各下位尺度得点について、*t*検定を行った結果、全ての下位尺度において有意な差が見られ、「新奇性追求」及び「肯定的な未来志向」は、少年院在院者が有意に高く、「感情調整」は、保護観察処分少年が有意に高かった。

また、ACE累積度別の精神的回復力尺度の各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「感情調整」において有意な差が見られ、ACEなしは、ACE中程度及びACE重篤より有意に得点が高く、ACE中程度は、ACE重篤よりも有意に得点が高かった。経済状況別の精神的回復力尺度の各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「感情調整」及び「肯定的な未来志向」において有意な差が見られ、いずれも生活困窮層より非生活困難層の得点が高かった。

3-3-3-16表 少年に対する調査 精神的回復力尺度

① 身分別

ア 新奇性追求

身分	平均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (333)	4.3	0.8	t(457.78)=2.717、p=.007
保護観察処分少年 (239)	4.1	0.9	

イ 感情調整

身分	平均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (333)	2.8	1.0	t(569)=2.240、p=.025
保護観察処分少年 (238)	3.0	0.9	

ウ 肯定的な未来志向

身分	平均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (328)	4.0	1.0	t(563)=2.811、p=.005
保護観察処分少年 (237)	3.7	1.1	

② ACE累積度別

ア 新奇性追求

ACE累積度	平均	標準偏差	統計値
ACE重篤 (136)	4.2	0.9	F(2,545)=0.077、p=.926
ACE中程度 (268)	4.2	0.8	
ACEなし (144)	4.2	0.8	

イ 感情調整

ACE累積度	平均	標準偏差	統計値
ACE重篤 (136)	2.6	1.0	F(2,295.51)=12.074、p<.001 ACE重篤<ACE中程度、ACE重篤<ACEなし、 ACE中程度<ACEなし
ACE中程度 (267)	2.9	0.9	
ACEなし (145)	3.1	0.8	

ウ 肯定的な未来志向

ACE累積度	平均	標準偏差	統計値
ACE重篤 (135)	3.7	1.2	F(2,283.91)=2.701、p=.069
ACE中程度 (265)	3.9	1.0	
ACEなし (143)	4.0	1.0	

③ 経済状況別

ア 新奇性追求

経済状況	平均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	4.1	0.9	$F(2,407)=0.874, p=.418$
周辺層 (75)	4.2	0.9	
非生活困難層 (233)	4.2	0.9	

イ 感情調整

経済状況	平均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	2.6	1.0	$F(2,408)=5.030, p=.007$ 生活困窮層<非生活困難層
周辺層 (75)	2.9	0.9	
非生活困難層 (234)	2.9	0.9	

ウ 肯定的な未来志向

経済状況	平均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	3.6	1.1	$F(2,402)=4.643, p=.010$ 生活困窮層<非生活困難層
周辺層 (73)	3.8	1.1	
非生活困難層 (230)	4.0	1.0	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 精神的回復力尺度の各尺度得点が不詳の者を除く。  
 3 等分散性が認められない場合は、Welchの検定によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。  
 4 ( )内は、実人員である。

## ウ 時間的連続性尺度

### 少年に対する調査

Q 次のそれぞれの文について、あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 未来があるから頑張ることができる
- イ 未来に向かって今生きている
- ウ 未来は、現在の私の行動に影響を与えている
- エ 将来に向けて、現在行っていることがある
- オ 今は将来のためのステップである
- カ 今を大切にしていると未来もよくなる
- キ 現在は過去の積み重ねである
- ク 過去があるから今がある
- ケ 現在のあり方は過去のあり方に影響を受けている
- コ 過去は現在のためのステップであった

(選択肢)

- 1 あてはまる 2 どちらかといえばあてはまる 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえばあてはまらない 5 あてはまらない

自分の過去・現在・未来がつながっているという実感の程度を見るため、石井（2015）の時間的連続性尺度を用いた。石井（2015）にならって、各項目の得点が高いほど時間的連続性を持つことが示されるよう得点処理を行った上で分析を実施した。

はじめに、各下位尺度の内的一貫性を検討するため、下位尺度ごとにCronbachの $\alpha$ 係数を算出したところ、「現在と未来の連続性」は $\alpha = .897$ 、「過去と現在の連続性」は $\alpha = .834$ であり、いずれも十分な信頼性が確認された。そのため、各下位尺度の合計得点を項目数で除した平均値を各下位尺度の得点とし、以後の分析を行った。

次に、時間的連続性尺度の各下位尺度得点について見ると、3-3-3-17表のとおりである。少年院在院者及び保護観察処分少年の時間的連続性尺度における各下位尺度得点について、*t*検定を行った結果、「現在と未来の連続性」において、少年院在院者は、保護観察処分少年より有意に高かった。ACE累積度別の時間的連続性尺度における各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「現在と未来の連続性」において有意な差が見られ、ACEなしは、ACE重篤より有意に高かった。経済状況別の時間的連続性尺度における各下位尺度得点について、一要因分散分析及び多重比較を行った結果、「現在と未来の連続性」において有意な差が見られ、非生活困難層は、生活困窮層よりも有意に高かった。

3-3-3-17表 少年に対する調査 時間的連続性尺度

① 身分別

ア 現在と未来の連続性

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (330)	4.1	1.0	t(568)=2.373、p=.018
保護観察処分少年 (240)	3.9	1.0	

イ 過去と現在の連続性

身 分	平 均	標準偏差	統計値
少年院在院者 (330)	4.2	0.9	t(563)=1.244、p=.214
保護観察処分少年 (235)	4.1	0.9	

② ACE累積度別

ア 現在と未来の連続性

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
ACE重篤 (136)	3.8	1.1	F(2,288.87)=3.856、p=.022 ACE重篤<ACEなし
ACE中程度 (269)	4.0	0.9	
ACEなし (142)	4.2	0.8	

イ 過去と現在の連続性

ACE累積度	平 均	標準偏差	統計値
ACE重篤 (133)	4.1	1.0	F(2,541)=0.957、p=.385
ACE中程度 (266)	4.2	0.8	
ACEなし (145)	4.1	0.9	

③ 経済状況別

ア 現在と未来の連続性

経済状況	平 均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	3.8	1.0	F(2,407)=4.643、p=.010 生活困窮層<非生活困難層
周辺層 (75)	4.0	1.0	
非生活困難層 (233)	4.1	0.9	

イ 過去と現在の連続性

経済状況	平 均	標準偏差	統計値
生活困窮層 (102)	4.1	0.9	F(2,403)=0.085、p=.919
周辺層 (74)	4.1	0.9	
非生活困難層 (230)	4.2	0.9	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 時間的連続性尺度の各尺度得点が不詳の者を除く。  
 3 等分散性が認められない場合は、Welchの検定によった。多重比較は、Bonferroniの方法によった。  
 4 ( )内は、実人員である。

## エ 小括

(3) では、三つの心理尺度を用いて、身分別、ACE累積度別及び経済状況別に、それぞれの心理的状況に差が見られるかを検討した。

LOC尺度については、ACE累積度別においてのみ有意な差が見られ、ACE重篤は、ACE中程度及びACEなしよりも有意にLOC尺度得点が低かった。したがって、ACE累積度が重篤な者ほど、自分が置かれた状況について外的な要因によるものと捉えやすい傾向がうかがえた。

精神的回復力尺度について、身分別に見ると、全ての下位尺度において有意な差が見られ、「新奇性追求」及び「肯定的な未来志向」は、少年院在院者において有意に高く、「感情調整」は、保護観察処分少年において有意に高かった。したがって、少年院在院者は、保護観察処分少年よりも新たな出来事に興味や関心を持ち、挑戦しようとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された一方、保護観察処分少年は、少年院在院者よりも自分の感情を制御できるとする傾向が示された。ACE累積度別に見ると、「感情調整」において、ACEなしは、ACE中程度及びACE重篤より有意に得点が高く、ACE中程度は、ACE重篤よりも有意に得点が高かった。したがって、ACE累積度が重篤でない者ほど、自分の感情を制御できるとする傾向が示された。経済状況別に見ると、生活困窮層よりも非生活困難層において、「感情調整」及び「肯定的な未来志向」の得点が有意に高かった。したがって、非生活困難層は、生活困窮層よりも自分の感情を制御できるとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された。

時間的連続性尺度について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別のいずれで見ても、「現在と未来の連続性」において有意な差が見られた。すなわち、保護観察処分少年より少年院在院者が、ACE重篤よりACEなしが、生活困窮層より非生活困難層が、いずれも現在と未来のつながりを実感していることが示された。

#### (4) 周囲との関わり、社会とのつながり

##### ア 支え手伝ってくれる人の存在

###### 保護者に対する調査

Q (現在も含めて) これまでに、家族を含め(子供は除く)、あなたを支えてくれて、手伝ってくれる人はいましたか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア 心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人
- イ あなたの気持ちを察して思いやってくれる人
- ウ 趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人
- エ 子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人
- オ 留守を頼める人

(選択肢)

- 1 いる    2 いない    3 わからない

上記質問は、保護者を対象として、保護者を支え手伝ってくれる人(子供を除いた家族を含む。)の有無について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-3-18表である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者の保護者・保護観察処分少年の保護者共に、「心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人」及び「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」が「いる」の構成比が8割を超えており、「趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人」が「いる」の構成比は8割程度、「子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人」が「いる」の構成比は7割台、「留守を頼める人」が「いる」の構成比が最も低く、6割台であった。 $\chi^2$ 検定の結果、いずれの項目も有意な差は見られなかった。

ACE累積度別、経済状況別に見ると、ACEなしよりもACE重篤の少年の保護者の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の保護者の方が、いずれの項目でも「いる」の構成比が低かった。 $\chi^2$ 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人」及び「趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人」の2項目について、経済状況別に有意な差が見られた。生活困窮層の保護者は、非生活困難層の保護者に比

べ、心配ごとや悩みごとの相談相手や趣味等の話し相手が少ない傾向にあった。

3-3-3-18表

保護者に対する調査 支え手伝ってくれる人の存在

① 身分別

項目	身分	総数	いる	いない	わからない	統計値
心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人	総数	568 (100.0)	488 (85.9)	49 (8.6)	31 (5.5)	$\chi^2(2)=1.334$ 、 $p=.513$
	少年院在院者	327 (100.0)	277 (84.7)	32 (9.8)	18 (5.5)	
	保護観察処分少年	241 (100.0)	211 (87.6)	17 (7.1)	13 (5.4)	
あなたの気持ちを察して思いやってくれる人	総数	563 (100.0)	466 (82.8)	48 (8.5)	49 (8.7)	$\chi^2(2)=0.566$ 、 $p=.754$
	少年院在院者	323 (100.0)	265 (82.0)	30 (9.3)	28 (8.7)	
	保護観察処分少年	240 (100.0)	201 (83.8)	18 (7.5)	21 (8.8)	
趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人	総数	564 (100.0)	451 (80.0)	64 (11.3)	49 (8.7)	$\chi^2(2)=5.638$ 、 $p=.060$
	少年院在院者	323 (100.0)	258 (79.9)	43 (13.3)	22 (6.8)	
	保護観察処分少年	241 (100.0)	193 (80.1)	21 (8.7)	27 (11.2)	
子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人	総数	562 (100.0)	428 (76.2)	65 (11.6)	69 (12.3)	$\chi^2(2)=2.834$ 、 $p=.242$
	少年院在院者	323 (100.0)	244 (75.5)	43 (13.3)	36 (11.1)	
	保護観察処分少年	239 (100.0)	184 (77.0)	22 (9.2)	33 (13.8)	
留守を頼める人	総数	564 (100.0)	380 (67.4)	143 (25.4)	41 (7.3)	$\chi^2(2)=2.456$ 、 $p=.293$
	少年院在院者	324 (100.0)	224 (69.1)	81 (25.0)	19 (5.9)	
	保護観察処分少年	240 (100.0)	156 (65.0)	62 (25.8)	22 (9.2)	

② ACE累積度別

項目	ACE累積度	総数	いる	いない	わからない	統計値
心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人	A C E 重篤	132 (100.0)	112 (84.8)	13 (9.8)	7 (5.3)	$\chi^2(4)=4.117$ 、 $p=.390$
	A C E 中程度	265 (100.0)	231 (87.2)	22 (8.3)	12 (4.5)	
	A C E なし	144 (100.0)	126 (87.5)	7 (4.9)	11 (7.6)	
あなたの気持ちを察して思いやってくれる人	A C E 重篤	131 (100.0)	102 (77.9)	12 (9.2)	17 (13.0)	$\chi^2(4)=5.345$ 、 $p=.254$
	A C E 中程度	263 (100.0)	221 (84.0)	23 (8.7)	19 (7.2)	
	A C E なし	143 (100.0)	123 (86.0)	8 (5.6)	12 (8.4)	
趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人	A C E 重篤	132 (100.0)	105 (79.5)	15 (11.4)	12 (9.1)	$\chi^2(4)=0.137$ 、 $p=.998$
	A C E 中程度	263 (100.0)	210 (79.8)	29 (11.0)	24 (9.1)	
	A C E なし	143 (100.0)	116 (81.1)	15 (10.5)	12 (8.4)	
子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人	A C E 重篤	130 (100.0)	93 (71.5)	19 (14.6)	18 (13.8)	$\chi^2(4)=3.144$ 、 $p=.534$
	A C E 中程度	264 (100.0)	205 (77.7)	27 (10.2)	32 (12.1)	
	A C E なし	142 (100.0)	113 (79.6)	13 (9.2)	16 (11.3)	
留守を頼める人	A C E 重篤	131 (100.0)	84 (64.1)	35 (26.7)	12 (9.2)	$\chi^2(4)=8.419$ 、 $p=.077$
	A C E 中程度	264 (100.0)	172 (65.2)	77 (29.2)	15 (5.7)	
	A C E なし	143 (100.0)	108 (75.5)	25 (17.5)	10 (7.0)	

③ 経済状況別

項目	経済状況	総数	いる	いない	わからない	統計値
心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人	生活困窮層	103 (100.0)	80 (77.7)	17 (16.5)	6 (5.8)	Fisherの 正確確率検定 $p=.017$
	周辺層	74 (100.0)	67 (90.5)	3 (4.1)	4 (5.4)	
	非生活困難層	234 (100.0)	210 (89.7)	16 (6.8)	8 (3.4)	
あなたの気持ちを察して思いやってくれる人	生活困窮層	100 (100.0)	76 (76.0)	15 (15.0)	9 (9.0)	$\chi^2(4)=5.638$ 、 $p=.228$
	周辺層	74 (100.0)	64 (86.5)	5 (6.8)	5 (6.8)	
	非生活困難層	234 (100.0)	196 (83.8)	18 (7.7)	20 (8.5)	
趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人	生活困窮層	100 (100.0)	72 (72.0)	19 (19.0)	9 (9.0)	$\chi^2(4)=11.777$ 、 $p=.019$
	周辺層	75 (100.0)	64 (85.3)	8 (10.7)	3 (4.0)	
	非生活困難層	234 (100.0)	202 (86.3)	18 (7.7)	14 (6.0)	
子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人	生活困窮層	101 (100.0)	77 (76.2)	15 (14.9)	9 (8.9)	$\chi^2(4)=6.987$ 、 $p=.137$
	周辺層	73 (100.0)	59 (80.8)	8 (11.0)	6 (8.2)	
	非生活困難層	234 (100.0)	187 (79.9)	16 (6.8)	31 (13.2)	
留守を頼める人	生活困窮層	101 (100.0)	63 (62.4)	29 (28.7)	9 (8.9)	$\chi^2(4)=5.528$ 、 $p=.237$
	周辺層	74 (100.0)	51 (68.9)	17 (23.0)	6 (8.1)	
	非生活困難層	234 (100.0)	175 (74.8)	46 (19.7)	13 (5.6)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 支え手伝ってくれる人の存在が不詳の者を除く。  
 3 ( )内は、構成比である。



たのは、「(配偶者以外の) 家族・親族」であり、次いで該当率が高かったのは、「配偶者」であった。

調査対象者の年齢層等の調査内容が同一ではないため、結果を単純に比較することはできないが、内閣府調査における保護者への調査の結果を見ると、「重要な事柄の相談」について「頼れる人がいる」割合は90.7%、「いざという時のお金の援助」について「頼れる人がいる」割合は66.5%であり、少年院在院者又は保護観察処分少年の保護者の調査結果と大きくは変わらなかった。

ACE累積度別、経済状況別に見ると、いずれの項目も、ACEなしよりもACE重篤の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の方が、頼れる存在が「いる」の構成比が低かった。 $\chi^2$ 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「重要な事柄の相談」のACE累積度別を除き、有意な差が見られた。生活困窮層の保護者の方が、非生活困難層の保護者に比べ、いざというときに頼れる人がいる者が少ない傾向にあった。

3-3-3-19表

保護者に対する調査 いざというときに頼れる人の存在

① 身分別

項目	身分	総数	いる					いない	そのことでは人に頼らない	統計値	
			配偶者	(配偶者以外の) 家族・親族	知人・友人	近所の人	その他の人				
子供の世話や看病	総数	559 (100.0)	475 (85.0)	246 [51.8]	349 [73.5]	76 [16.0]	17 [3.6]	9 [1.9]	49 (8.8)	35 (6.3)	$\chi^2(2)=0.778$ 、 $p=.678$
	少年院在院者	323 (100.0)	271 (83.9)	129 [47.6]	203 [74.9]	50 [18.5]	7 [2.6]	4 [1.5]	31 (9.6)	21 (6.5)	
	保護観察処分少年	236 (100.0)	204 (86.4)	117 [57.4]	146 [71.6]	26 [12.7]	10 [4.9]	5 [2.5]	18 (7.6)	14 (5.9)	
重要な事柄の相談	総数	560 (100.0)	500 (89.3)	243 [48.6]	326 [65.2]	209 [41.8]	7 [1.4]	25 [5.0]	33 (5.9)	27 (4.8)	$\chi^2(2)=1.226$ 、 $p=.542$
	少年院在院者	323 (100.0)	291 (90.1)	131 [45.0]	196 [67.4]	127 [43.6]	3 [1.0]	15 [5.2]	16 (5.0)	16 (5.0)	
	保護観察処分少年	237 (100.0)	209 (88.2)	112 [53.6]	130 [62.2]	82 [39.2]	4 [1.9]	10 [4.8]	17 (7.2)	11 (4.6)	
いざという時のお金の援助	総数	558 (100.0)	383 (68.6)	152 [39.7]	293 [76.5]	39 [10.2]	1 [0.3]	14 [3.7]	98 (17.6)	77 (13.8)	$\chi^2(2)=0.373$ 、 $p=.830$
	少年院在院者	318 (100.0)	215 (67.6)	81 [37.7]	172 [80.0]	23 [10.7]	-	6 [2.8]	58 (18.2)	45 (14.2)	
	保護観察処分少年	240 (100.0)	168 (70.0)	71 [42.3]	121 [72.0]	16 [9.5]	1 [0.6]	8 [4.8]	40 (16.7)	32 (13.3)	

② ACE累積度別

項目	ACE 累積度	総数	い る						いない	そのこ とでは 人に頼 らない	統計値
			配偶者	(配偶者 以外の) 家族・ 親族	知人・ 友人	近所の 人	その他 の人				
子供の 世話や 看病	A C E 重 篤	126 (100.0)	101 (80.2)	34 [33.7]	76 [75.2]	19 [18.8]	3 [3.0]	4 [4.0]	14 (11.1)	11 (8.7)	$\chi^2(4)=11.642$ 、 $p=.020$
	A C E 中 程 度	264 (100.0)	221 (83.7)	94 [42.5]	177 [80.1]	40 [18.1]	8 [3.6]	4 [1.8]	27 (10.2)	16 (6.1)	
	A C E な し	142 (100.0)	133 (93.7)	104 [78.2]	84 [63.2]	15 [11.3]	6 [4.5]	1 [0.8]	5 (3.5)	4 (2.8)	
重要な 事柄の 相談	A C E 重 篤	128 (100.0)	113 (88.3)	32 [28.3]	77 [68.1]	43 [38.1]	1 [0.9]	9 [8.0]	6 (4.7)	9 (7.0)	$\chi^2(4)=6.516$ 、 $p=.164$
	A C E 中 程 度	265 (100.0)	232 (87.5)	96 [41.4]	169 [72.8]	112 [48.3]	4 [1.7]	10 [4.3]	21 (7.9)	12 (4.5)	
	A C E な し	140 (100.0)	131 (93.6)	101 [77.1]	68 [51.9]	46 [35.1]	2 [1.5]	4 [3.1]	6 (4.3)	3 (2.1)	
いざと いう時 のお金 の援助	A C E 重 篤	124 (100.0)	81 (65.3)	20 [24.7]	69 [85.2]	8 [9.9]	-	1 [1.2]	26 (21.0)	17 (13.7)	$\chi^2(4)=10.414$ 、 $p=.034$
	A C E 中 程 度	265 (100.0)	172 (64.9)	60 [34.9]	133 [77.3]	22 [12.8]	-	9 [5.2]	53 (20.0)	40 (15.1)	
	A C E な し	142 (100.0)	112 (78.9)	64 [57.1]	80 [71.4]	7 [6.3]	1 [0.9]	4 [3.6]	14 (9.9)	16 (11.3)	

③ 経済状況別

項目	経済状況	総数	いる					いない	そのことでは人に頼らない	統計値	
			配偶者	(配偶者以外の) 家族・親族	知人・友人	近所の人	その他の人				
子供の世話や看病	生活困窮層	102 (100.0)	81 (79.4)	31 [38.3]	57 [70.4]	16 [19.8]	1 [1.2]	3 [3.7]	13 (12.7)	8 (7.8)	$\chi^2(4)=12.966$ 、 $p=.011$
	周辺層	74 (100.0)	63 (85.1)	33 [52.4]	43 [68.3]	11 [17.5]	4 [6.3]	1 [1.6]	4 (5.4)	7 (9.5)	
	非生活困難層	232 (100.0)	213 (91.8)	130 [61.0]	158 [74.2]	27 [12.7]	7 [3.3]	2 [0.9]	11 (4.7)	8 (3.4)	
重要な事柄の相談	生活困窮層	102 (100.0)	83 (81.4)	30 [36.1]	53 [63.9]	32 [38.6]	-	6 [7.2]	10 (9.8)	9 (8.8)	Fisherの 正確確率検定 $p=.010$
	周辺層	74 (100.0)	68 (91.9)	32 [47.1]	39 [57.4]	31 [45.6]	1 [1.5]	4 [5.9]	2 (2.7)	4 (5.4)	
	非生活困難層	231 (100.0)	217 (93.9)	130 [59.9]	143 [65.9]	93 [42.9]	5 [2.3]	9 [4.1]	7 (3.0)	7 (3.0)	
いざという時のお金の援助	生活困窮層	101 (100.0)	60 (59.4)	13 [21.7]	48 [80.0]	7 [11.7]	-	1 [1.7]	34 (33.7)	7 (6.9)	$\chi^2(4)=25.416$ 、 $p<.001$
	周辺層	73 (100.0)	51 (69.9)	20 [39.2]	39 [76.5]	5 [9.8]	-	2 [3.9]	12 (16.4)	10 (13.7)	
	非生活困難層	230 (100.0)	170 (73.9)	88 [51.8]	129 [75.9]	14 [8.2]	-	7 [4.1]	26 (11.3)	34 (14.8)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 いざという時に頼れる人の存在が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、総数に占める当該項目の構成比を、[ ] 内は、「いる」に占める当該項目の該当率（重複計上による。）を示す。  
 4 統計値は、各項目の選択肢（「いる」、「いない」、「そのことでは人に頼らない」）の検定結果を示す。

## ウ 支援制度の利用状況

### 保護者に対する調査

Q あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

また、「3 利用したことがない」と答えた場合、その理由は何ですか。a～eのあてはまるものに○をひとつだけつけてください。

- ア 就学援助
- イ 生活保護
- ウ 生活困窮者の自立支援相談窓口
- エ 児童扶養手当
- オ 母子家庭等就業・自立支援センター

(選択肢)

- 1 現在利用している
- 2 現在利用していないが、以前利用したことがある
- 3 利用したことがない

- a 制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから
- b 利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから
- c 利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから
- d 利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから
- e 上記以外の理由

<参考>

- ・就学援助：経済的理由により子供の就学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度
- ・生活保護：病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度
- ・児童扶養手当：所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当（児童手当とは異なります）

上記質問は、保護者を対象として、支援制度（就学援助、生活保護、生活困窮者の自立支援相談窓口、児童扶養手当、母子家庭等就業・自立支援センター）の利用状況等について調査したものであり、その結果を見たものが3-3-3-20表である。なお、支援制度を利用したことがない理由に係る回答結果は、回答の不備や無回答等による各項目のデータの欠損率が約26～30%と高かったため、データの信頼性に問題があると判断し、分析から除外した。

対象者の身分別に見ると、少年院在院者の家庭は、「現在利用している」の構成比が高かったものから順に、「児童扶養手当」（27.7%）、「就学援助」（25.2%）、「生活保護」（3.7%）、「生活困窮者の自立支援相談窓口」（2.2%）、「母子家庭等就業・自立支援センター」（1.3%）であった。保護観察処分少年の家庭は、「就学援助」（26.3%）、「児童扶養手当」（25.0%）、「生活保護」（3.4%）、「生活困窮者の自立支援相談窓口」（2.2%）、「母子家庭等就業・自立支援センター」（1.3%）の順に、構成比が高かった。

調査対象者の年齢層等の調査内容が同一ではないため、結果を単純に比較することはできないが、内閣府調査における保護者への調査の結果を見ると、「支援制度の利用状況」について、「就学援助」、「児童扶養手当」を「現在利用している」の割合がそれぞれ約1割、「生活保護」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」を「現在利用している」の割合がそれぞれ1.0%以下であり、この結果と比較すると、全体的に、少年院在院者又は保護観察処分少年の家庭は、支援制度を現在利用している割合が高い傾向にあった。

ACE累積度別、経済状況別に見ると、いずれの項目についても、ACEなしよりもACE重篤の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の方が、「現在利用している」及び「現在利用していないが、以前利用したことがある」の構成比が高かった。 $\chi^2$ 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれの項目でもACE累積度別、経済状況別で有意な差が見られた。ACE重篤の少年の保護者や生活困窮層の保護者は、現在又は過去において、ACEなしの少年の保護者や非生活困難層の保護者に比べ、より支援制度を利用している傾向にあった。

3-3-3-20表

保護者に対する調査 支援制度の利用状況

① 身分別

項目	身分	総数	現在利用している	現在利用していないが、以前利用したことがある	利用したことがない	統計値
就学援助	総数	557 (100.0)	143 (25.7)	162 (29.1)	252 (45.2)	$\chi^2(2)=9.530$ 、 $p=.009$
	少年院在院者	321 (100.0)	81 (25.2)	109 (34.0)	131 (40.8)	
	保護観察処分少年	236 (100.0)	62 (26.3)	53 (22.5)	121 (51.3)	
生活保護	総数	558 (100.0)	20 (3.6)	54 (9.7)	484 (86.7)	$\chi^2(2)=3.070$ 、 $p=.215$
	少年院在院者	321 (100.0)	12 (3.7)	37 (11.5)	272 (84.7)	
	保護観察処分少年	237 (100.0)	8 (3.4)	17 (7.2)	212 (89.5)	
生活困窮者の自立支援相談窓口	総数	551 (100.0)	12 (2.2)	23 (4.2)	516 (93.6)	$\chi^2(2)=8.234$ 、 $p=.016$
	少年院在院者	320 (100.0)	7 (2.2)	20 (6.3)	293 (91.6)	
	保護観察処分少年	231 (100.0)	5 (2.2)	3 (1.3)	223 (96.5)	
児童扶養手当	総数	543 (100.0)	144 (26.5)	199 (36.6)	200 (36.8)	$\chi^2(2)=2.961$ 、 $p=.228$
	少年院在院者	311 (100.0)	86 (27.7)	120 (38.6)	105 (33.8)	
	保護観察処分少年	232 (100.0)	58 (25.0)	79 (34.1)	95 (40.9)	
母子家庭等就業・自立支援センター	総数	539 (100.0)	7 (1.3)	49 (9.1)	483 (89.6)	Fisherの 正確確率検定 $p=.052$
	少年院在院者	310 (100.0)	4 (1.3)	36 (11.6)	270 (87.1)	
	保護観察処分少年	229 (100.0)	3 (1.3)	13 (5.7)	213 (93.0)	

② ACE累積度別

項目	ACE累積度	総数	現在利用している	現在利用していないが、以前利用したことがある	利用したことがない	統計値
就学援助	A C E 重篤	127 (100.0)	41 (32.3)	42 (33.1)	44 (34.6)	$\chi^2(4)=26.529$ 、 $p<.001$
	A C E 中程度	262 (100.0)	70 (26.7)	85 (32.4)	107 (40.8)	
	A C E なし	141 (100.0)	23 (16.3)	29 (20.6)	89 (63.1)	
生活保護	A C E 重篤	125 (100.0)	9 (7.2)	23 (18.4)	93 (74.4)	$\chi^2(4)=30.966$ 、 $p<.001$
	A C E 中程度	264 (100.0)	11 (4.2)	23 (8.7)	230 (87.1)	
	A C E なし	143 (100.0)	-	4 (2.8)	139 (97.2)	
生活困窮者の自立支援相談窓口	A C E 重篤	125 (100.0)	4 (3.2)	14 (11.2)	107 (85.6)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	A C E 中程度	259 (100.0)	6 (2.3)	4 (1.5)	249 (96.1)	
	A C E なし	140 (100.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	138 (98.6)	
児童扶養手当	A C E 重篤	122 (100.0)	40 (32.8)	60 (49.2)	22 (18.0)	$\chi^2(4)=54.228$ 、 $p<.001$
	A C E 中程度	258 (100.0)	79 (30.6)	96 (37.2)	83 (32.2)	
	A C E なし	137 (100.0)	19 (13.9)	36 (26.3)	82 (59.9)	
母子家庭等就業・自立支援センター	A C E 重篤	120 (100.0)	3 (2.5)	22 (18.3)	95 (79.2)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	A C E 中程度	255 (100.0)	4 (1.6)	24 (9.4)	227 (89.0)	
	A C E なし	139 (100.0)	-	1 (0.7)	138 (99.3)	

非行少年と生育環境に関する研究

③ 経済状況別

項目	経済状況	総数	現在利用している	現在利用していないが、以前利用したことがある	利用したことがない	統計値
就学援助	生活困窮層	101 (100.0)	41 (40.6)	31 (30.7)	29 (28.7)	$\chi^2(4)=37.767$ 、 $p<.001$
	周辺層	73 (100.0)	21 (28.8)	30 (41.1)	22 (30.1)	
	非生活困難層	233 (100.0)	43 (18.5)	55 (23.6)	135 (57.9)	
生活保護	生活困窮層	100 (100.0)	12 (12.0)	16 (16.0)	72 (72.0)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	周辺層	75 (100.0)	3 (4.0)	11 (14.7)	61 (81.3)	
	非生活困難層	231 (100.0)	-	9 (3.9)	222 (96.1)	
生活困窮者の 自立支援相談窓口	生活困窮層	102 (100.0)	5 (4.9)	9 (8.8)	88 (86.3)	Fisherの 正確確率検定 $p<.001$
	周辺層	75 (100.0)	2 (2.7)	4 (5.3)	69 (92.0)	
	非生活困難層	232 (100.0)	1 (0.4)	1 (0.4)	230 (99.1)	
児童扶養手当	生活困窮層	100 (100.0)	36 (36.0)	42 (42.0)	22 (22.0)	$\chi^2(4)=33.144$ 、 $p<.001$
	周辺層	74 (100.0)	27 (36.5)	25 (33.8)	22 (29.7)	
	非生活困難層	228 (100.0)	40 (17.5)	71 (31.1)	117 (51.3)	
母子家庭等就業・ 自立支援センター	生活困窮層	99 (100.0)	4 (4.0)	14 (14.1)	81 (81.8)	Fisherの 正確確率検定 $p=.008$
	周辺層	73 (100.0)	1 (1.4)	6 (8.2)	66 (90.4)	
	非生活困難層	229 (100.0)	-	17 (7.4)	212 (92.6)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 支援制度の利用状況が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、構成比である。

## エ あればよいと思う支援

### 保護者に対する調査

Q これから先のあなたの生活にとって、どのような支援があればよいと思いますか。

あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

- ア あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手
- イ あなたが家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所
- ウ 借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること
- エ 家庭の事情を分かった上で、保護者や子供以外の家族の相談にも乗ってくれる人
- オ 保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組
- カ どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口
- キ 同じような悩みを持つ保護者同士で知り合える場
- ク ここにあげた以外で、あったらよいと思う支援がありましたら、自由にお書きください。( )

(選択肢)

- 1 とても必要    2 やや必要    3 あまり必要ない    4 全く必要ない

上記質問は、保護者を対象として、これから先の保護者の生活にとって、あればよいと思う支援について調査したものであり、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率を見たものが3-3-3-21図である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者の保護者は、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」(77.9%)、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」(77.9%)、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」(64.8%)の順に該当率が高かった。保護観察処分少年の保護者は、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」(57.8%)、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」(55.4%)、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」(51.8%)の順に該当率が高かった。該当率が高かった上位3項目は、少年院在院者の保護者及び保護観察処分少年の保護者共に同じであった。Fisherの正確確率検定の結果、

いずれの項目においても、身分別で有意な差が見られ、保護観察処分少年の保護者よりも少年院在院者の保護者の方が、あればよいと思う支援の該当率が高い傾向が認められた。

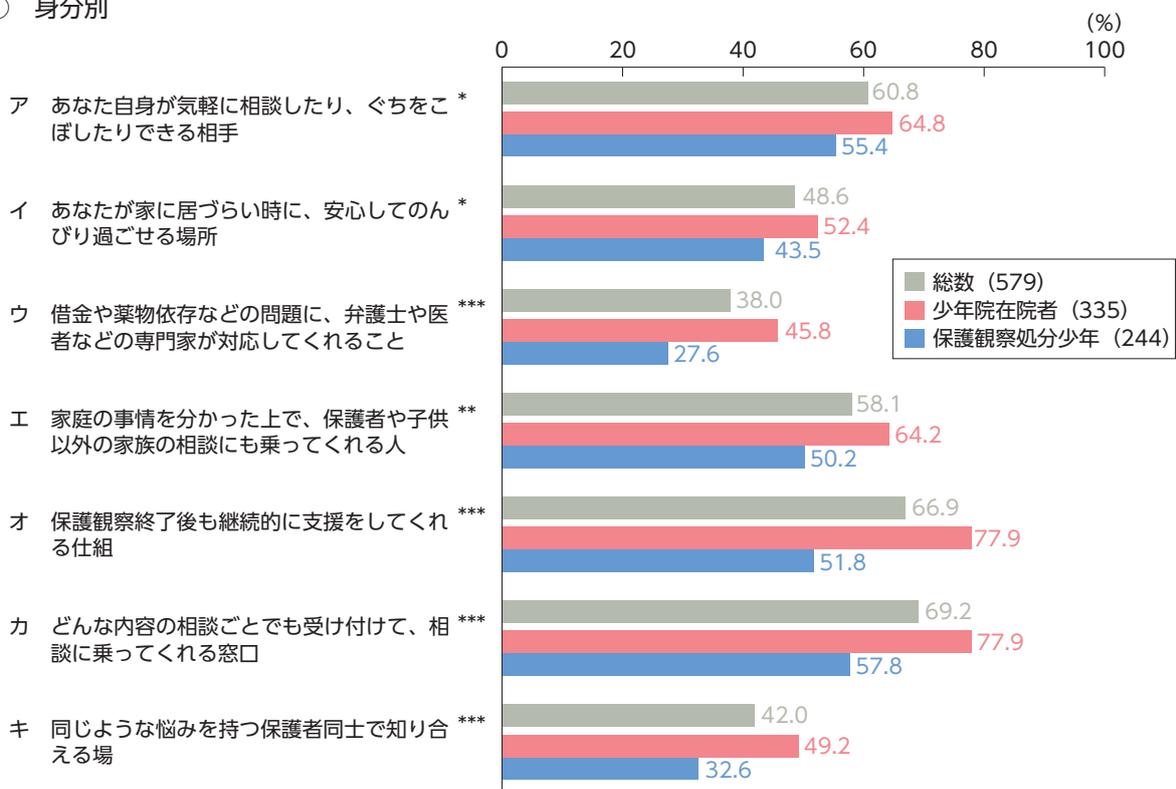
ACE累積度別、経済状況別に見ると、いずれの項目についても、ACEなしよりもACE重篤の方が、非生活困難層よりも生活困窮層の方が、該当率が高い傾向が見られた。

気軽な相談相手が欲しい、保護観察終了後に継続的に支援を受ける仕組みが欲しいというニーズが高く、各種の相談を一つの相談窓口で受け付けてくれるワンストップサービスのような支援が求められており、保護観察処分少年の保護者に比べ、少年院在院者の保護者の方が、そのようなニーズが高かった。

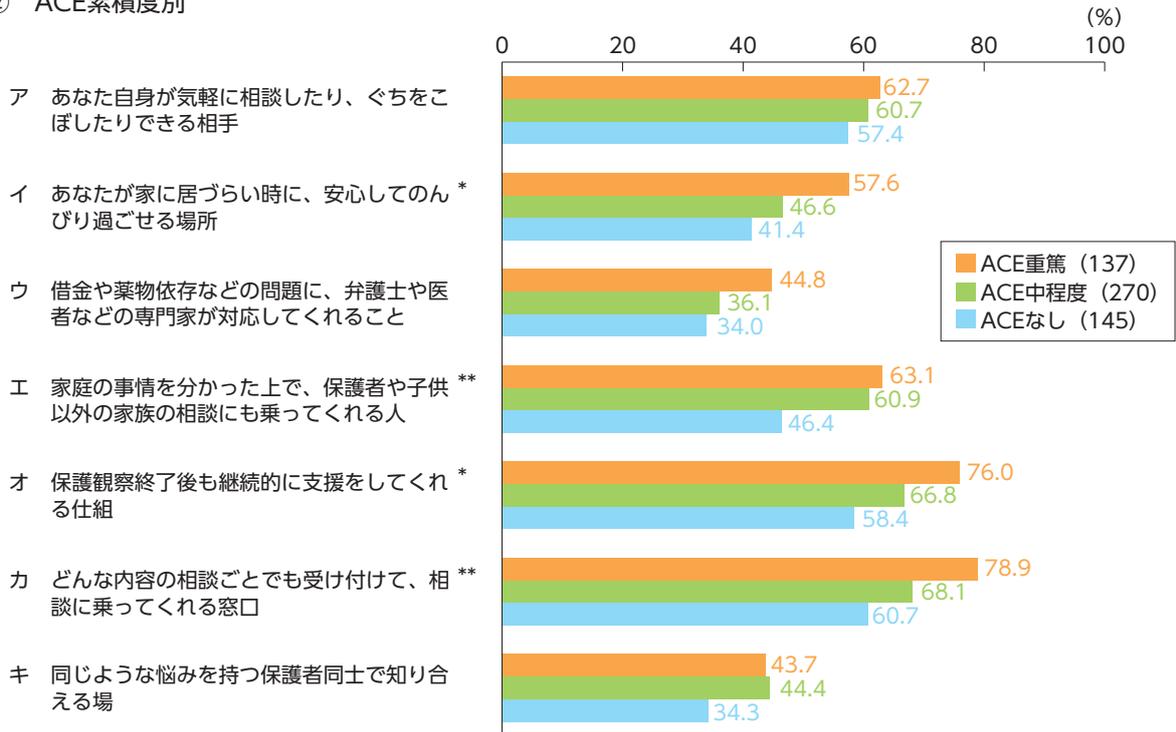
3-3-3-21 図

保護者に対する調査 あればよいと思う支援

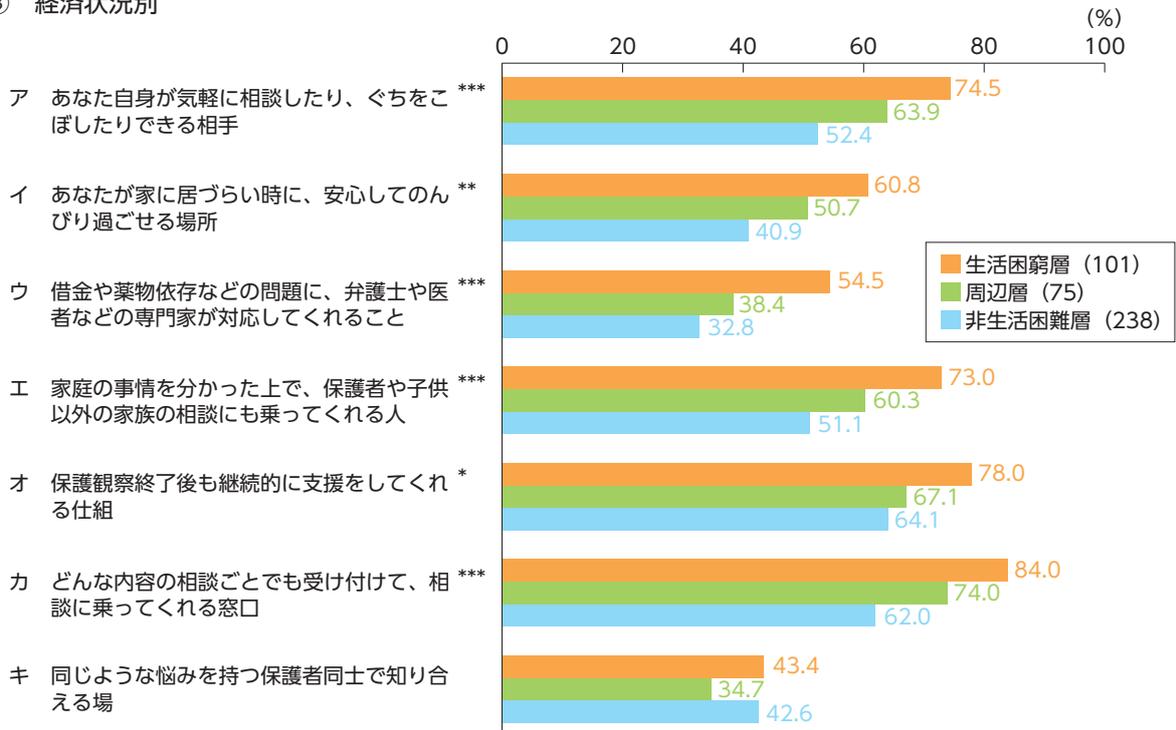
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 あればよいと思う支援が不詳の者を除く。  
 3 各項目について、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率である。  
 4 \*\*\*は $p < .001$ 、\*\*は $p < .01$ 、\*は $p < .05$ を示す。①の $p$ 値は、Fisherの正確有意確率である。②及び③の $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率である。  
 5 凡例の( )内は、①は総数又は対象者の身分別の実人員、②はACE累積度別の実人員、③は経済状況別の実人員である。

## オ 他者との関わり方

### 少年に対する調査

Q 以下の人とあなたとの関わりはどのようなものですか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

(少年院に入っている方は、少年院に来る前の状況についてお答えください。)

※ 該当する人がいない場合は、その質問をとばしてください。

- a 母親
- b 父親
- c 兄弟など親以外の親族
- d 学校で出会った友人
- e 職場・アルバイト関係の人
- f 地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人など）
- g インターネット上における人やコミュニティ（具体的には面識がない、あるいは数回会ったことがあるが、基本的にはネット中心の付き合いの人）

※ ここでいうコミュニティとは共通の興味を持つ者同士が意見交換を行うオンライン上の場所をさします。

(上記 a～g のそれぞれについて下記ア～カを回答する)

- ア 会話やメールなどをよくしている
- イ 何でも悩みを相談できる（人がいる）
- ウ 楽しく話せるときがある
- エ 困ったときは助けてくれる
- オ 他の人には言えない本音を話せることがある
- カ 強いつながりを感じている

(選択肢)

- 1 そう思う          2 どちらかといえばそう思う  
3 どちらかといえばそう思わない          4 そう思わない

上記質問は、少年を対象として、少年の他者との関わり方について調査したものであり、「そう思う」及び「どちらかと言えばそう思う」を合計した人数及び該当率を見たものが**3-3-3-22表**である。本質問項目は、「困ったときは助けてくれる」など、いずれもポジティブな内容の項目で構成されており、これらの項目の該当率が高いことは、その対象と良好な関わり方ができているものと考えられる。

対象者の身分別に見ると、少年院在院者・保護観察処分少年の「困ったときは助けてくれる」及び保護観察処分少年の「強いつながりを感じている」では、「母親」の該当率が最も高く、それ以外の項目では、「学校で出会った友人」の該当率が最も高かった。全体的に見ると、2番目又は3番目に該当率が高い傾向にあった対象は、「母親」又は「兄弟など親以外の親族」であった。

ACE累積度別に見ると、「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」のいずれも、ACEなしよりもACE重篤の方が該当率が低く、半分を下回る項目も見られた。親族に限らず、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」及び「地域の人」も、ACEなしよりもACE重篤の方が、該当率が低い傾向が見られた。一方、「インターネット上における人やコミュニティ」は、「会話やメールなどをよくしている」、「何でも悩みを相談できる」、「楽しく話せるときがある」及び「他の人には言えない本音を話せることがある」の各項目において、ACEなしよりもACE重篤の方が該当率が高くなるという逆の傾向が見られた。

ACE重篤は、ACEなしに比べ、父親、母親、兄弟といった家族との関係が良好ではなく、困ったときに助けてくれたり、悩みを相談したりといった家族からのサポートが得られにくい状況である可能性があり、学校の友人や職場の人、地域の人といった実社会で身近にいる人との関係も、ACEなしに比べると良好ではない可能性が示唆される。ACE重篤は、インターネット上のコミュニティといった実社会ではない場所で、他者との交流を図っている可能性がある。

3-3-3-22表

少年に対する調査 他者との関わり方

① 身分別

項目	身分	母親	父親	兄弟など親以外の親族	学校で出会った友人	職場・アルバイト関係の人	地域の人	インターネット上における人やコミュニティ
ア 会話やメールなどをよくしている	総数	429 (76.6)	230 (46.6)	351 (64.5)	482 (85.6)	265 (53.4)	74 (15.0)	240 (46.8)
	少年院在院者	230 (71.2)	122 (41.9)	198 (62.1)	281 (85.2)	151 (51.4)	43 (14.9)	157 (51.3)
	保護観察処分少年	199 (84.0)	108 (53.2)	153 (68.0)	201 (86.3)	114 (56.4)	31 (15.2)	83 (40.1)
イ 何でも悩みを相談できる(人がいる)	総数	312 (56.0)	207 (42.0)	282 (51.8)	439 (78.0)	196 (39.7)	55 (11.2)	110 (21.5)
	少年院在院者	138 (43.0)	94 (32.4)	143 (44.8)	245 (74.2)	91 (31.1)	26 (9.1)	63 (20.7)
	保護観察処分少年	174 (73.7)	113 (55.7)	139 (61.8)	194 (83.3)	105 (52.2)	29 (14.2)	47 (22.7)
ウ 楽しく話せるときがある	総数	481 (86.2)	350 (71.1)	474 (87.0)	515 (91.5)	381 (77.1)	143 (29.3)	286 (56.0)
	少年院在院者	273 (85.0)	195 (67.5)	275 (85.9)	301 (91.2)	221 (75.7)	85 (29.8)	190 (62.3)
	保護観察処分少年	208 (87.8)	155 (76.4)	199 (88.4)	214 (91.8)	160 (79.2)	58 (28.6)	96 (46.6)
エ 困ったときは助けてくれる	総数	473 (84.6)	364 (73.7)	401 (73.7)	447 (79.5)	323 (65.3)	103 (21.0)	101 (19.7)
	少年院在院者	264 (81.7)	208 (71.5)	225 (70.3)	243 (73.9)	176 (60.1)	51 (17.8)	54 (17.7)
	保護観察処分少年	209 (88.6)	156 (76.8)	176 (78.6)	204 (87.6)	147 (72.8)	52 (25.5)	47 (22.7)
オ 他の人には言えない本音を話せることがある	総数	314 (56.0)	202 (41.0)	281 (51.7)	431 (76.6)	182 (36.8)	50 (10.2)	127 (24.8)
	少年院在院者	146 (45.2)	93 (32.1)	139 (43.6)	246 (74.5)	88 (30.1)	25 (8.7)	74 (24.3)
	保護観察処分少年	168 (70.6)	109 (53.7)	142 (63.1)	185 (79.4)	94 (46.5)	25 (12.3)	53 (25.6)
カ 強いつながりを感じている	総数	439 (78.1)	301 (60.8)	413 (75.9)	438 (77.8)	224 (45.3)	76 (15.4)	95 (18.5)
	少年院在院者	240 (73.8)	168 (57.5)	235 (73.7)	251 (76.1)	116 (39.6)	38 (13.2)	53 (17.3)
	保護観察処分少年	199 (84.0)	133 (65.5)	178 (79.1)	187 (80.3)	108 (53.5)	38 (18.6)	42 (20.3)

② ACE累積度別

項目	ACE累積度	母親	父親	兄弟など 親以外の 親族	学校で 出会った 友人	職場・ア ルバイト 関係の人	地域の人	インター ネット上 における人 やコミュニ ティ
ア 会話や メールなど をよくして いる	A C E 重篤	79 (59.0)	22 (19.5)	67 (51.1)	111 (81.0)	62 (50.4)	11 (9.9)	71 (56.3)
	A C E 中程度	204 (78.2)	106 (47.7)	172 (66.9)	224 (85.2)	119 (50.6)	35 (14.8)	104 (43.0)
	A C E なし	131 (92.3)	95 (68.8)	102 (73.9)	129 (90.8)	76 (62.8)	27 (21.3)	52 (41.6)
イ 何でも悩 みを相談で きる(人が いる)	A C E 重篤	43 (32.3)	23 (20.4)	55 (42.0)	98 (71.5)	37 (30.1)	7 (6.3)	33 (26.2)
	A C E 中程度	152 (58.5)	87 (39.2)	135 (52.5)	210 (79.8)	96 (40.9)	24 (10.2)	47 (19.4)
	A C E なし	107 (75.4)	91 (65.9)	86 (62.3)	116 (81.7)	58 (48.3)	23 (18.1)	24 (19.2)
ウ 楽しく話 せるときが ある	A C E 重篤	94 (71.2)	57 (50.4)	103 (78.6)	121 (88.3)	89 (73.0)	24 (21.6)	86 (68.3)
	A C E 中程度	234 (89.3)	160 (72.7)	231 (89.9)	242 (92.0)	186 (79.1)	73 (31.1)	129 (53.3)
	A C E なし	134 (94.4)	120 (87.0)	125 (90.6)	132 (93.0)	96 (79.3)	44 (35.2)	59 (47.6)
エ 困ったと きは助けて くれる	A C E 重篤	82 (62.1)	49 (43.4)	76 (58.0)	95 (69.3)	65 (52.8)	14 (12.6)	24 (19.0)
	A C E 中程度	235 (90.0)	173 (77.9)	200 (78.1)	218 (83.2)	161 (68.5)	46 (19.6)	48 (19.8)
	A C E なし	139 (97.2)	127 (92.0)	117 (84.8)	120 (84.5)	87 (72.5)	40 (31.5)	26 (20.8)
オ 他の人 には言え ない本音 を話せる ことがあ る	A C E 重篤	49 (36.6)	22 (19.5)	57 (43.5)	98 (71.5)	33 (26.8)	8 (7.2)	43 (34.1)
	A C E 中程度	147 (56.1)	86 (38.7)	134 (52.1)	205 (77.9)	90 (38.3)	23 (9.7)	49 (20.2)
	A C E なし	106 (74.1)	85 (61.6)	82 (59.4)	111 (78.2)	55 (45.8)	18 (14.2)	33 (26.4)
カ 強いつな がりを感じ ている	A C E 重篤	78 (58.2)	35 (31.0)	78 (59.5)	99 (72.3)	44 (35.8)	13 (11.7)	23 (18.3)
	A C E 中程度	215 (82.4)	139 (62.6)	205 (79.8)	206 (78.3)	107 (45.5)	30 (12.7)	42 (17.4)
	A C E なし	130 (90.9)	115 (83.3)	120 (87.0)	116 (81.7)	68 (56.2)	32 (25.2)	26 (20.8)

非行少年と生育環境に関する研究

③ 経済状況別

項目	経済状況	母親	父親	兄弟など親以外の親族	学校で出会った友人	職場・アルバイト関係の人	地域の人	インターネット上における人やコミュニティ
ア 会話やメールなどをよくしている	生活困窮層	71 (71.0)	33 (39.3)	66 (68.0)	77 (76.2)	50 (56.8)	9 (10.5)	42 (44.7)
	周辺層	58 (78.4)	29 (43.9)	46 (63.9)	67 (90.5)	31 (51.7)	10 (16.4)	39 (60.0)
	非生活困難層	187 (80.6)	117 (54.9)	147 (66.2)	201 (87.0)	111 (54.1)	33 (15.9)	98 (47.3)
イ 何でも悩みを相談できる(人がいる)	生活困窮層	45 (45.0)	27 (32.1)	44 (45.4)	69 (68.3)	34 (39.1)	6 (7.0)	22 (23.4)
	周辺層	36 (49.3)	20 (30.8)	36 (50.0)	58 (78.4)	23 (39.0)	5 (8.3)	17 (26.6)
	非生活困難層	142 (61.5)	107 (50.2)	119 (53.6)	186 (80.5)	87 (42.4)	24 (11.6)	42 (20.3)
ウ 楽しく話せるときがある	生活困窮層	83 (84.7)	56 (66.7)	83 (85.6)	85 (84.2)	67 (77.0)	20 (23.3)	49 (52.1)
	周辺層	67 (90.5)	47 (73.4)	66 (91.7)	72 (97.3)	48 (81.4)	17 (28.3)	43 (67.2)
	非生活困難層	206 (88.8)	165 (77.5)	193 (86.5)	214 (92.6)	154 (75.1)	68 (33.2)	119 (57.5)
エ 困ったときは助けてくれる	生活困窮層	80 (80.0)	59 (70.2)	69 (71.1)	69 (69.0)	55 (63.2)	12 (14.0)	17 (18.1)
	周辺層	59 (79.7)	47 (71.2)	50 (69.4)	61 (82.4)	40 (66.7)	12 (20.0)	12 (18.8)
	非生活困難層	211 (90.6)	170 (79.8)	175 (78.8)	190 (82.3)	137 (66.8)	48 (23.3)	39 (18.8)
オ 他の人には言えない本音を話せることがある	生活困窮層	48 (48.0)	26 (31.0)	45 (46.4)	70 (69.3)	28 (32.2)	7 (8.1)	22 (23.4)
	周辺層	39 (52.7)	22 (33.8)	36 (50.0)	59 (79.7)	17 (28.8)	5 (8.3)	21 (32.8)
	非生活困難層	144 (61.8)	105 (49.3)	114 (51.4)	181 (78.4)	84 (41.0)	22 (10.6)	49 (23.7)
カ 強いつながりを感じている	生活困窮層	77 (77.0)	44 (52.4)	71 (73.2)	70 (69.3)	37 (42.0)	7 (8.1)	17 (18.1)
	周辺層	57 (77.0)	38 (58.5)	53 (73.6)	59 (79.7)	25 (42.4)	10 (16.4)	15 (23.1)
	非生活困難層	193 (82.8)	146 (68.2)	178 (80.2)	180 (77.9)	98 (47.8)	36 (17.4)	37 (17.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 該当する人(「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」等)がない者及び他者との関わり方が不詳の者を除く。

3 数値は、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した人数(( )内は、各項目の該当率)である。なお、項目(「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」等)ごとに無回答等の欠損値を除いているため、各該当率の分母となる総数は異なる。

## カ 今後自分や家族に必要な人や仕組み

### 少年に対する調査

Q これから先のあなたやあなたの家族にとって、以下のような人や仕組みはどのくらい必要だと思いますか。

あなたの考えに一番近いと思う答えを選んで、あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手

イ 親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所

ウ 借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること

エ 家庭の事情を分かった上で、保護者や自分以外の家族の相談にも乗ってくれる人

オ 保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組み

カ どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口

キ ここにあげた以外で、あったらよいと思う支援がありましたら、自由にお書きください。( )

(選択肢)

1 とても必要    2 やや必要    3 あまり必要ない    4 全く必要ない

上記質問は、少年を対象として、今後自分や家族に必要な人や仕組みについて調査したものであり、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率を見たものが3-3-3-23図である。対象者の身分別に見ると、少年院在院者・保護観察処分少年共に、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」、「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」、「家庭の事情を分かった上で、保護者や自分以外の家族の相談にも乗ってくれる人」の順に該当率が高かった。Fisherの正確確率検定の結果、身分別で有意な差が見られ、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」及び「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」について、少年院在院者の方が該当率が高い傾向が認められた。

ACE累積度別に見ると、「借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応

してくれること」以外の項目は、ACEなしよりもACE重篤の方が該当率が高かった。 $\chi^2$ 検定の結果、ACE累積度別で有意な差が見られ、調整済み残差を見ると、「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」及び「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」について、ACE重篤の者の該当率が高い傾向が認められた。

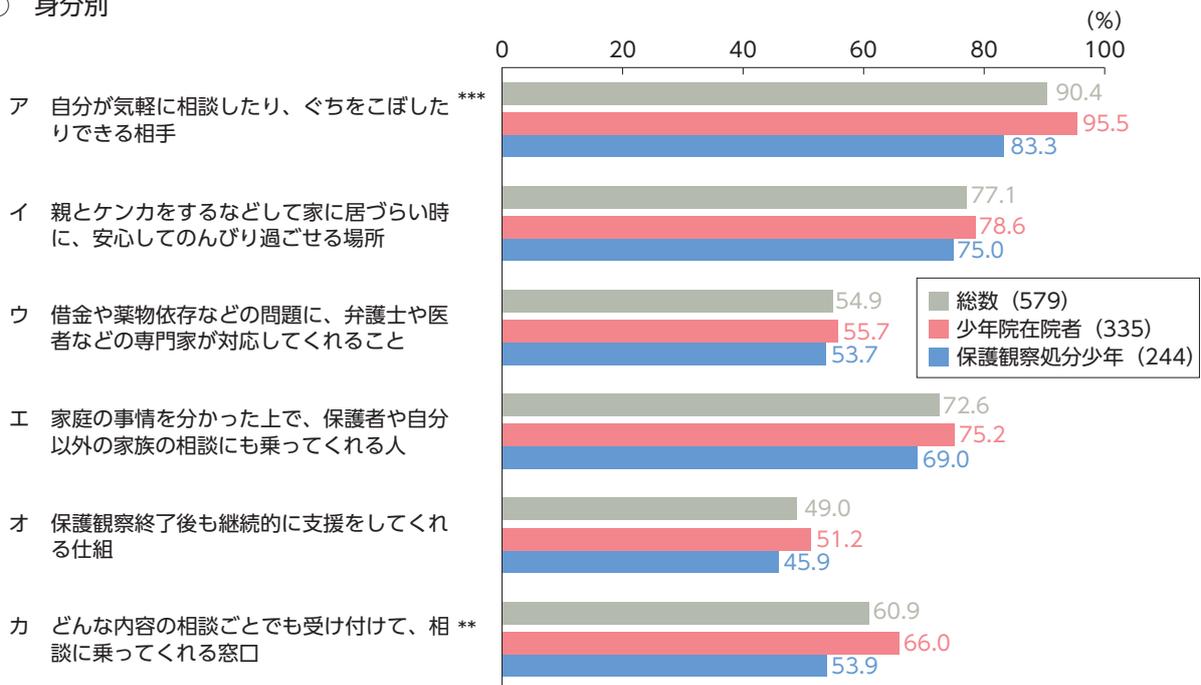
気軽に又は家庭の事情を理解した上で相談に乗ってくれる人が欲しい、親とケンカした時に家以外の居場所が欲しいというニーズが高く、ACE重篤は、親とケンカした時に家以外の居場所が欲しいというニーズがACEなしに比べて高いことがうかがわれる。

なお、「ここにあげた以外で、あったらよいと思う支援がありましたら、自由にお書きください。」における自由記述のうち、各項目に類似していないものとしては、自立（一人暮らし）に向けた支援や進学・学習の相談支援について言及しているものが数件程度見られた。

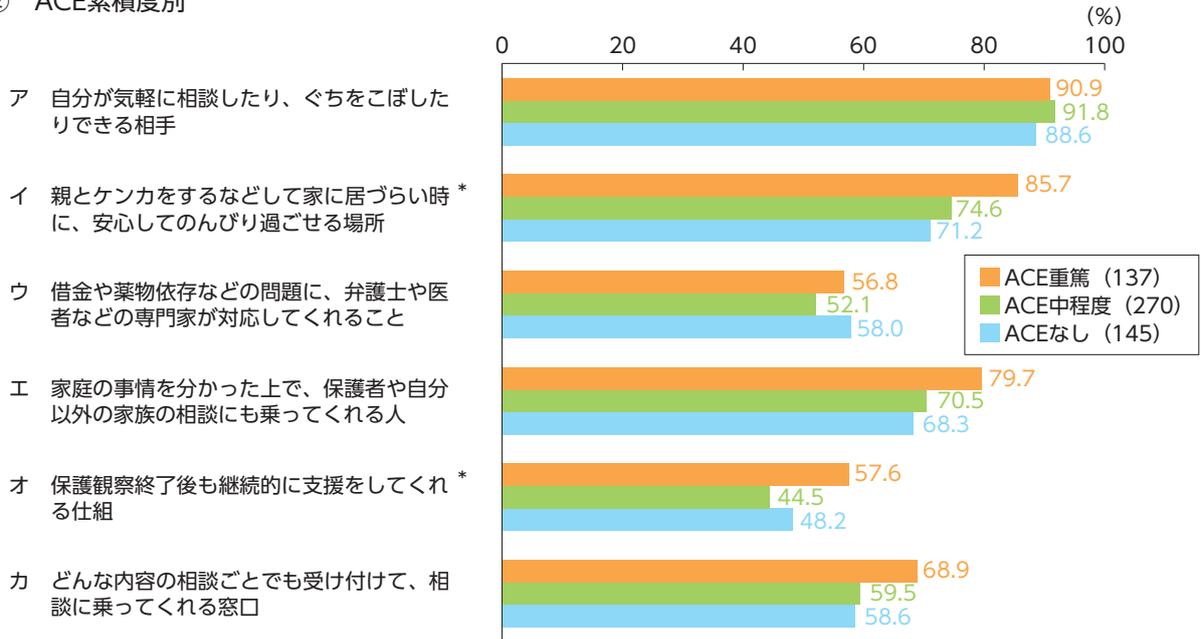
3-3-3-23図

少年に対する調査 今後自分や家族に必要な人や仕組み

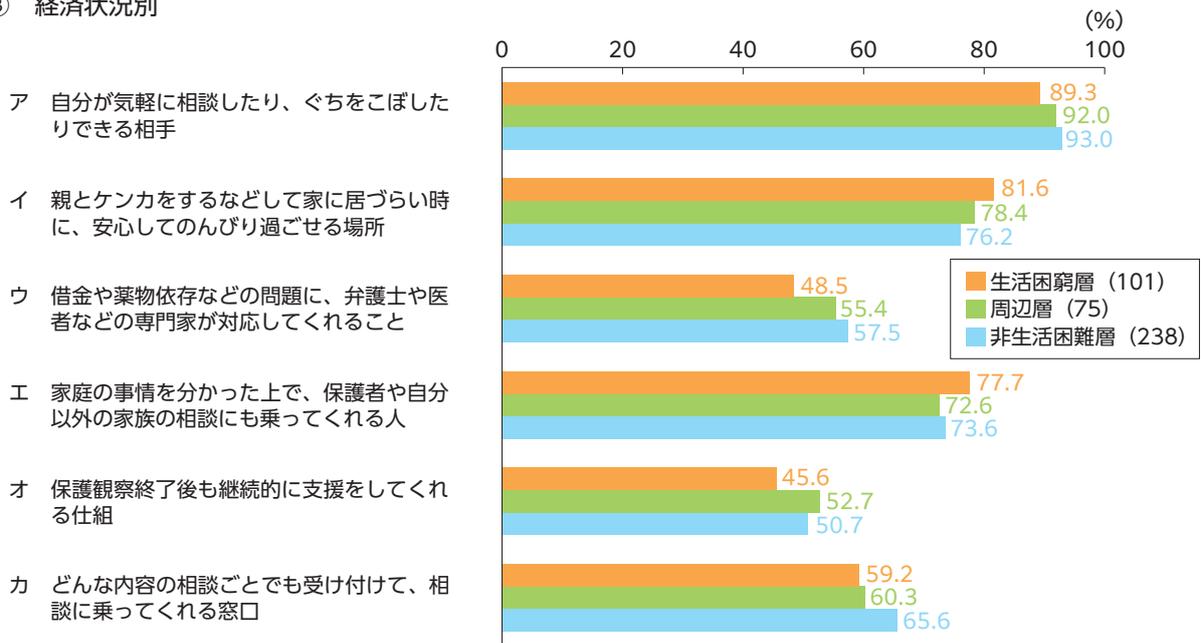
① 身分別



② ACE累積度別



③ 経済状況別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 今後自分や家族に必要な人や仕組みが不詳の者を除く。  
 3 各項目について、「とても必要」及び「やや必要」を合計した該当率である。  
 4 \*\*\*は $p < .001$ 、\*\*は $p < .01$ 、\*は $p < .05$ を示す。①の $p$ 値は、Fisherの正確有意確率である。②及び③の $p$ 値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率である。  
 5 凡例の( )内は、①は総数又は対象者の身分別の実人員、②はACE累積度別の実人員、③は経済状況別の実人員である。

## キ 小括

(4) では、少年又はその保護者の周囲との関わり、社会とのつながりについて、身分別、ACE累積度別、経済状況別に分析した。保護者については、経済状況別で、支え手伝ってくれる人の存在やいざというときに頼れる人の存在に関し、有意な差が見られ、生活困窮層の保護者の方が、非生活困難層の保護者に比べ、相談相手等が少なく、いざというときに頼れる人が少ない状況にあることがうかがわれた。少年院在院者の保護者及び保護観察処分少年の保護者共に、今後必要とする支援の該当率を見ると、各種の相談を一つの相談窓口で受け付けてくれるワンストップサービスのような支援へのニーズが高かった。

少年の対人関係面では、ACE重篤は、家族との関係が良好ではない可能性があるばかりか、学校の友人等といった実社会で身近にいる人との関係も、ACEなしに比べると良好ではない可能性があり、インターネット上のコミュニティで他者との交流を図っている可能性が示唆され、親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所を求めていることが分かった。

## (5) 考察

本項では、家庭環境から見た少年の状況として、「日常の生活状況」、「就学、就労の状況」、「心理的状況」及び「周囲との関わり、社会とのつながり」に係る各項目について、身分別、ACE累積度別及び経済状況別に分析した。以下では、それぞれの分析で指摘された特徴・傾向等について取りまとめ、その上で、若干の考察を加えることとする。

## ア 身分別

まず、「日常の生活状況」及び「就学、就労の状況」について、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、食生活が乱れ気味であり、家族団らんの食事機会が少ない一方、スマートフォン等を介したゲームやSNSに長時間親和し、学校への不適応、不安定な就労状況にあるなど、総じて、家族間のコミュニケーションに欠け、安定した社会生活を送ることができていない、又は送ることが困難である様子がうかがえた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、食生活に象徴される家族の団らんや家族間の望ましいコミュニケーションなどの安定した家庭環境は、少年が健全な社会生活を送っていく上での基礎・基盤であると考えられるところ、本調査の対象者は、そうした環境を十分に得られていない可能性がうかがえた。

次に、身分別の比較では、少年院在院者は、保護観察処分少年に比べ、前記傾向が更に顕著になる状況がうかがえた。他方、少年院在院者の心理的状況として、新たな出来事や将来に向けてポジティブに努力しようとする一面が見られた。加えて、少年・保護者共に、気軽に相談できる相手や窓口等に対するニーズがあることもうかがえた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、少年院在院者について、将来に向けてポジティブに取り組もうとする姿勢等がうかがえたことは、少年院に在院していることによって矯正教育等を受けていることとの関連が示唆される。すなわち、個別担任など、少年院職員との信頼関係の下、一旦家庭から離れた環境で、日夜、様々な働き掛けを受ける中で、将来に向けての希望等を見いだしている可能性がうかがえるところであり、こうしたポジティブな姿勢等を出院後もどのようにして持続させていくかが課題であると考えられる。加えて、少年院在院者は、その保護者も含め、今後の相談相手や支援等に対するニーズが高い傾向がうかがえ、この点の適切な対策等を講じることにより、事態をより改善させていくための糸口となる可能性がある。

## イ ACE累積度別

ACE重篤の少年は、乱れ気味の食生活、スマートフォン・SNS等との親和性、学校への不適応、不安定な就労状況など、前記少年院在院者と同様の傾向が多く見られた。心理的状況に関し、感情を制御しにくく、また、現在と未来がつながっている実感を持ちにくい傾向が見られた。家族等との関係が良好でない一方、インターネット上に居場所を見いだしている可能性があり、今後必要な仕組みとして、安心できる場や継続的な支援に対する高いニーズが見られた。ACE重篤の少年の保護者ほど、いざというときに頼れる者として配偶者を選択する率が低い一方、継続的な支援・相談窓口に対するニーズが高い傾向が見られた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、小児期からの逆境体験は、目には見えにくいものの、その状況に応じ、その後の健全な社会生活を送って行くに当たっての「障害」となっている可能性が考えられる。特に、ACE重篤のように、小児期からの逆境体験を重ねて経験していると考えられる少年は、現在と未来がつながっている実感を持ちにくく、感情の制御が難しく、家族との関係が良好ではない傾向等が見られ、今後の社会生活においても孤立し続けることが懸念される。他方で、ACE重篤の少年の保護者も、いざというときに頼れる者として、最も身近な存在であるはずの配偶者を選択する率が低いなど、保護者自身も何らかの理由から、不安定な社会生活を余儀なくされている可能性も考えられ、事態の深刻さ、事態改善の困難さがある。このため、ACE重篤の少年と保護者に対する対応としては、より総合的かつ専

門的な支援等を息長く継続的に提供していく必要性が示唆される。

## ウ 経済状況別

生活困窮層の少年は、学校への不適応、不安定な就労状況にある者が多い傾向が見られたほか、心理的状況に関し、ACE重篤の少年と同様、現在と未来がつながっている実感を持ちにくい傾向が見られた。生活困窮層の少年の保護者は、ACE重篤の少年の保護者と同様、いざというときに頼れる者として配偶者を選択する率が低い一方、継続的な支援・相談窓口に対するニーズが高い傾向が見られた。

こうした特徴・傾向等を踏まえると、経済状況が厳しい環境にある少年には、健全な社会生活を送っていく上で、様々な課題をより抱えやすい可能性がうかがえた。

## エ まとめ

以上、それぞれの分析における特徴・傾向等を取りまとめたところ、多くの点で共通する傾向等が見られ、非行性が進んでいる者、又は、ACE累積度が重篤であったり、経済状況が厳しかったりするなど、家庭環境が不安定な者は、就学・就労について不安定であるなど、社会生活に様々な問題を抱えやすい傾向にあることがうかがえた。これは、不安定な家庭環境にある者全てが非行に至ることを意味するものではないが、非行少年にとって、生育環境を自ら選択することができず、かつ、自らの努力だけで改善等することが困難なものであることを踏まえると、その改善・支援等の在り方を検討することは、極めて重要な意味を持つと考えられる。その保護者についても、これまで、ある程度公的な支援制度等も活用しているものの、気軽に相談できる相手やワンストップの窓口等、更なる支援等を求める傾向もうかがえ、少年に対する支援等と合わせて総合的に検討する必要があると考えられる。

## 第4節 特別調査に関する総合考察

### 1 非行少年が抱える厳しい生育環境について

本章は、養育の状況及び経済状況という視点で生育環境を捉えようとしたものであるが、まず、養育の状況について、ACEを有する者は、少年院在院者・保護観察処分少年で、それぞれ86.3%、56.5%であった（本章第3節2項（1）参照）。調査対象者の年齢や調査項目等が異なっていること等には留意が必要であるが、内閣府調査における「逆境体験」の結果では、八つの項目のうち、「ひとつもあてはまらない（0個）」が75.5%であったことと比べ、本調査の対象者は、逆境体験を有する者が多い傾向がうかがえる。加えて、一般的に非行性がより進んでいると考えられる少年院在院者の方が、保護観察処分少年よりも逆境体験を有する傾向が高かったことから、ACEと非行性の進捗との関連もうかがえる。さらに、少年院在院者については、先行研究（松浦他、2007；松浦・橋本、2007）において、ACEの項目のうちいずれか一つでも該当した少年院在院者が男女共に7割に満たなかったことが示されており、その結果を踏まえると、15年前の少年院在院者と比べ、本調査の少年院在院者は、逆境体験を有する者が多くなっている傾向もうかがえる。

続いて、経済状況について、本章では、生活困窮層、周辺層、非生活困難層に分類したところ、少年院在院者・保護観察処分少年で大きな差は見られず、経済状況と非行性の進捗に関連があることはうかがえなかった。一方で、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、生活困窮層及び周辺層が4割を超えており、決して少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえる。洋服や靴、友人と遊びに出かけるお金、スマートフォン又はタブレットは、経済状況によらず、大半の者が所有できている一方、本調査の結果からは、顕在化していないまでも経済的な困難を抱えている家庭の少年が多いことがうかがえ、後述するように、少年の様々な面に影響を及ぼしている可能性がある。ACEとの関連を見ると、ACEの全項目のうち8項目で有意な差が見られたところ（本章第3節2項（5）参照）、「親が亡くなったり離婚したりした」、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」に該当する場合は、保護者が一人親であったり、精神的な疾患により保護者が就労困難であったりして、経済的にも困難な状況に陥りやすいことが想像されるほか、「家族から、十分に気に掛けてもらえなかった」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」という心理的ネグレクト・心理的虐待がある場合は、経済的な困難にある保護者が精神的な余

裕を失い、温かな養育が困難となっていることも想像される。経済的困窮は逆境の連鎖のスタート変数として有力であると言われており（菅原、2019）、ACEを有する者が同時に経済的な困難も背景に抱えている場合があり、非行少年のアセスメントや処遇においては、少年が経験してきた逆境体験に加え、経済状況との関連等、少年の生育環境を多角的に捉えていく必要があると考えられる。

## 2 生育環境による非行少年の抱える課題

調査対象の年齢等が異なること等に留意した上で、一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、学校への不適應や不安定な就労状況にあることなどを示したほか、特に、ACE累積度が重篤であったり、経済状況が厳しかったりするなど、家庭環境が不安定な者は、就学・就労について不安定であるなど、社会生活に様々な問題を抱えやすい傾向にあることがうかがえると指摘した（本章第3節3項（5）参照）。

ACEについては、その後の神経発達不全を引き起こし、それが社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適應・行動上の問題として表面化し、さらには、寿命にも影響するというモデルが提唱されている（Felitti et al.,1998）。このことは、ACEを有する者のうち、多くの者たちが、その後の人生において、医療や保健・福祉・司法との関わりを持つようになる可能性が高いことを示唆するものであると指摘されているほか、その後の研究で、ACEが子供の脳や内分泌に悪影響を及ぼしていることや子供の心理社会面の発達を阻害してアタッチメント不全や社会化不全、自己効力感の低下等をもたらすことが指摘されている（亀岡、2020）。こうした先行研究の知見等も踏まえ、本調査の結果を見ると、ACEを有することが、非行少年の物事の考え方や対人関係、学習等にマイナスの影響を及ぼしている可能性があることがうかがえる。

加えて、就学・就労状況、心理的状況、周囲との関わりは、相互に密接な関係にあり、影響を及ぼし合っていると考えられる。例えば、感情調整が不得手であるなどの心理的傾向は、就労における対人関係に影響を与えたり、周囲に相談できる者がいないことにより、就学や就労等の社会生活上の課題を克服できず、不適應を助長させたりすることがある。さらには、このような社会適應上の問題が、不良交友や依存等といった課題を派生させてしまうこともあると考えられる。そうすると、ACEを有することや経済的な困難を抱えることにより、生育歴の中で様々な面で長期的にマイナスの影響を受けていることがうかがえ、複合的な課題となって、結果として社会での適應が困難になり、それにより孤立を深めるなどし、非行のリスクファク

ターになることが考えられる。

少年院や保護観察所においては、非行につながる問題性を把握し、少年に対して改善に向けた働き掛けを行うほか、修学支援や就労支援等の社会復帰に向けた各種支援も行っているところ、これらの指導・支援を充実させていくことが求められる。一方で、被虐待経験がトラウマ（以下本報告における「トラウマ」については、第5章1項参照。）となって長期間にわたり影響を及ぼすように、本人の努力や姿勢だけでは対処できない課題を複合的に抱えている場合、短期間で根本的な解決を図ることは難しく、社会に戻ったときに依然として非行に至るリスクファクターを抱えて生活することとなる。厳しい生育環境にあって、様々な困難を抱えるに至った非行少年の立ち直りには、少年の置かれた状況を理解した上での関わりや支援・処遇の在り方を検討していく必要がある。多くの少年が、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」や、「親とケンカするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」が必要と考えているように、社会で孤立しがちな少年が居場所や相談相手を見つけられるような支援は、厳しい生育環境の影響を緩和することにもつながる。

一方、保護者は、少年を監護、サポートする立場でもあり、その関わり方が非行からの立ち直りにも重要な影響を与えるが、保護者自身も、その親からの虐待や配偶者からの暴力等による傷付き体験に苦しんでいたり、精神疾患や経済的な困難、サポートの欠如等から、余裕を持って子供の養育ができなかったりするなどの困難な状況にあることが多いことにも目を向ける必要がある。「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」、「保護観察終了後も継続的に支援してくれる仕組み」及び「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」へのニーズが高いことに注目すべきであり、保護者も含めた家族全体をサポートできるような関わりが一層求められている。